

平成25年第8回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成25年12月6日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成25年12月 6日
2. 閉 会 平成25年12月11日
3. 会 期 6日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 1番 小 柴 敬 | 6番 猪 俣 常 三 | 11番 清 野 佐 一 |
| 2番 三 留 正 義 | 7番 鈴 木 満 子 | 12番 五十嵐 忠比古 |
| 3番 長谷川 義 雄 | 8番 多 賀 剛 | 13番 武 藤 道 廣 |
| 4番 渡 部 憲 | 9番 青 木 照 夫 | 14番 長谷沼 清 吉 |
| 5番 伊 藤 一 男 | 10番 荒 海 清 隆 | |

2. 不応招議員

な し

平成25年第8回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成25年12月6日（金）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 管外行政調査実施報告
- 日程第5 議会活性化特別委員会の中間報告
- 日程第6 例月出納検査報告
- 日程第7 付議事件名報告
- 日程第8 提案理由の説明

平成25年12月9日（月）

- 日程第1 一般質問（猪俣常三 三留正義 渡部憲 伊藤一男 長谷川義雄 小柴敬）

平成25年12月10日（火）

- 日程第1 一般質問（多賀剛 鈴木満子 青木照夫 五十嵐忠比古 清野佐一
長谷沼清吉）

平成25年12月11日（水）

- 日程第1 議案第1号 西会津町地域の元気臨時交付金事業基金条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町立学校施設使用料条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町体育施設条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 西会津町税外収入金に関する延滞金徴収条例等の一部を
改正する条例
- 日程第6 議案第6号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 平成25年度西会津町一般会計補正予算（第5次）
- 日程第8 議案第8号 平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算
（第1次）
- 日程第9 議案第9号 平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補
正予算（第1次）
- 日程第10 議案第10号 平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算
（第1次）
- 日程第11 議案第11号 平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1次）

- 日程第12 議案第12号 平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第13 議案第13号 平成25年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第14 議案第14号 平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第15 議案第15号 平成25年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第16 議案第16号 財産の取得について（スクールバス）
- 日程第17 議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 意見書案第1号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書
- 日程第21 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第22 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

平成25年第8回西会津町議会定例会会議録

平成25年12月6日(金)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	会田秋広
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教 育 長	佐藤 晃
町民税務課長	新田新也	教 育 課 長	成田信幸
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	大竹 享		
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄 清久
--------	------	---------	------

第8回議会定例会議事日程（第1号）

平成25年12月6日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 管外行政調査実施報告

日程第5 議会活性化特別委員会の中間報告

日程第6 例月出納検査報告

日程第7 付議事件名報告

日程第8 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。ただいまから、平成 25 年第 8 回西会津町議会定例会を開会します。

(10時00分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、師走に入り公私まことにご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、高橋謙一君。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 19 件の議案が提出され、受理しました。

次に、本定例会までに受理した請願・陳情はありませんでした。

次に、本定例会の一般質問の通告は、12 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、7 番、鈴木満子君、14 番、長谷沼清吉君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 11 日までの 6 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 11 日までの 6 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

9 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第4、管外行政調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。
報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。なお、報告は簡潔にお願いいたします。

総務常任委員会委員長、青木照夫君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、管外行政調査実施報告を終わります。

日程第5に入る前に、皆さんに申し上げます。

議会活性化特別委員会から調査中の事件について、中間報告をしたい旨の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会の継続審査事件の中間報告について、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会からの申出のとおり、中間報告を受けることに決定しました。

日程第5、議会活性化特別委員会の中間報告を行います。

議会活性化特別委員会の報告を求めます。

議会活性化特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会活性化特別委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終ります。

これをもって、議会活性化特別委員会の中間報告を終ります。

日程第6、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、新井田大君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終ります。

日程第7、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件の記載のとおり

であります。

日程第 8、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時36分)

平成25年第8回西会津町議会定例会会議録

平成25年12月9日(月)

開 議 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	会田秋広
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教 育 長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教 育 課 長	成田信幸
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享		
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第8回議会定例会議事日程（第4号）

平成25年12月9日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（議会活性化特別委員会小委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1. 猪俣 常三 | 2. 三留 正義 | 3. 渡部 憲 |
| 4. 伊藤 一男 | 5. 長谷川義雄 | 6. 小柴 敬 |
| 7. 多賀 剛 | 8. 鈴木 満子 | 9. 青木 照夫 |
| 10. 五十嵐忠比古 | 11. 清野 佐一 | 12. 長谷沼清吉 |

○議長 おはようございます。平成 25 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 議場の皆さん、おはようございます。6 番、猪俣常三です。今次の議会は、地域経済の活性化にどのように取り組むのか、国や県にも、さらには町村にも真剣に取り組む姿勢が注目されております。本町において、町政運営や町民の生活に関わる重要な課題について、12 月定例議会に一般質問をいたします。

質問に入る前に、私は当選以来 2 年 6 カ月が経過しようとしております。常に住民の目線で耳を傾け、民意を反映できるよう心掛けて務めてさせていただいております。その間、町政の問題が多岐にわたり山積していることなどを踏まえ、喫緊の課題に全力で取り組んでいくように心新たに、さらに町政に対して意見を申し上げてまいりたいと思います。

2 期目の町政をスタートして伊藤町政は、今、生活に密着した施策の推進に取り組み、地域経済の活性化が少しずつ見えてきていることが、地域を回って感じた次第であります。さらに気を引き締めて、町民が住んでよかったと思える環境づくりに手腕を振るっていただきたいと希望しております。

さて、日本は今まさに国難であり、国難と戦っているようであります。隣国との関係はいつ争いが起きてもおかしくない状況にあり、領土、領空、防空圏などに日本の国益が危うい状況となっていると感じております。新しい政権となって、これからの問題を政府は平和ということをお忘れずに、平和外交に徹していただきたいものであります。日本経済再生に向けた消費税増税、平成 26 年の 4 月、8 パーセントになるということに備えた経済対策では、消費税増税時に家庭支援策の拡充を図るとし、被災者、地の災害復旧復興事業、消費税増税に伴う低所得者対策として簡素な給付措置など、住宅購入の負担軽減策、東京電力福島第 1 原発事故後の汚染水対策に策定されようとしております。

特に震災復興にあたっては、福島県にある東京電力福島第 1 原発事故により、経済が停滞している中で、日本経済の再生が急務となっているのは、福島県の復興復旧といわれております。東京電力では、福島第 1 原発の事故後の廃炉が不透明であり、これに代わる民間投資による液体天然ガス火力発電所が県内浜通り地区に建設計画がされようとして、産業の成長力の強化が望まれ、福島県内の経済の活性化が期待されるとしております。国が目指す雇用と所得を拡大し、力強い経済に寄り添う施策として注目されております。

また、日本や米国など、環太平洋連携協定、いわゆる TPP 交渉に参加している 12 カ国で、日本が主張している官民支援策の 5 品目、コメ、牛、豚肉、麦、乳製品、サトウキビ、これらを構成する 586 品目の関税の撤廃に応じない項目を選んで、実現を求めていくとし、さらに医療、国民皆保険を含めて、年内を目途に交渉妥結をめぐり、品目によっては流動的などころもあり予断は許されない交渉となっております。政府は先駆けて、TPP を念

頭において、農業政策を大きく転換する施策を考えておりますが、農業の生産競争力を図る上で、コメの政策を平成30年度、減反による生産調整、そして農業者戸別所得補償制度、10アール当たり1万5千円から7,500円とし、平成26年度に半額する考えであり、平成30年度には廃止とのことでもあります。平成26年度には、新たな交付金として、日本型直接支払を創設し、飼料用米などへの生産転換を促し、転作補助金を拡充する方針であります。今後は農業経営に取り組む方々への安定した対策が求められております。

一方、アベノミクスの経済政策は、円高、株高の影響により、企業収益増加が反映されており、平成26年度の国の一般会計税収が平成19年度に次ぐ50兆円の大台を突破するとの明るいニュースになっております。景気の回復の兆しが見えてきたとはいえ、会津地方経済には、まだまだその景気回復の効果が届いていないのが実情であります。地方自治体は自主性や自立性を高め、身の丈に合った自らの判断と責任で、主体性を、行財政運営を行い、住民の協働による特色あるまちづくりが求められていると感じております。

また県内では、震災に伴う原発事故後2年9カ月になろうとしている現在、風評被害を払拭できず、除染で出た廃棄物は各家庭に保管されたまま、この処理のための中間貯蔵施設の建設は見通しが厳しく、落ち着きを取り戻すのはいつになるのか不透明であります。

その中で、わが本町では、伊藤町政において活性化の加速が少しずつ動き出し、懸命な努力をされていることから、町民の負託に迅速に答えていただけるよう、平成26年度に向かって、町政の課題や主要事業の取り組みなどを伺いたいと思います。中でも、町総合計画に基づき、町民の視点に立って、地域経済の活性化、教育の振興と人材の育成、健康づくりと安全安心の推進を目標に位置付け、今後の町政運営に取り組んでいかれるのか、何点か質問をさせていただきます。

まず初めに、地域の活性化についてであります。1点目は、わが町には自然の景観、環境、伝統文化などの地域の資源がございます。これらを活用し、PRに力を入れて取り組むために美しい景観などの地域資源を活用し、地域活性化に取り組む町村で組織する日本で最も美しい村連合に加盟する考えはないのかをお尋ねいたします。

2点目は、奥川にある旧奥川小学校寄宿舎と旧奥川保育所については、地域活性化のため、現在、奥川地区の方々が利用しておりますが、この建物のトタンの色に変色し、景観を損なうような環境になっております。公共施設として修繕が必要と思われませんが、また、水道管について、冬場、旧寄宿舎の玄関付近にある不凍栓が、屋根から落ちてくる雪の操作ができなくなるという、管理上不便をしていることから、不凍栓の付け替えなどの修繕が必要であり、公共施設の良好な維持管理について町はどのように考えているのか、これらをお尋ねいたします。

次に、医療と介護福祉についてお尋ねいたします。医療や介護福祉の改革が平成26年度から平成29年度までに実施された場合、町はどう変わるのか、財政負担や見直しなどをお尋ねいたします。

そして、平成26年度から医療制度が変わり、70歳から74歳までの高齢者の窓口負担が2割になった場合、高額医療費の制度拡充がなされた場合なども含めて、町の負担など、見直しはどうなるのか、合わせてお尋ねをいたします。

次に、町道であります。いわゆる道路の整備についてお尋ねをいたします。

1点目は、町道芝草線についてであります。一部は拡幅改良されているものの、下水道処理場の施設から先について、道路が急に狭隘となり、踏切を通過するにも見通しも悪く危険であります。最近、交通量も増えていることと、阿賀川に新しい橋屋橋が建設されますことを考えると、芝草地区へのアクセスとして、将来、大きな利便性が期待され、地域経済の活性化、これらについてつながるものと思われ。重要な幹線道路となることも予想されますことから、踏切を陸橋にして、狭隘や急カーブを取り除き、拡幅改良整備をする考えはないかお伺いをいたします。

2点目は、黒沢地内から大滝地区にかかる町道大滝線であります。幅員が狭く路面が荒れている、通行する一般の方々から、舗装修繕や側溝の整備に対する要望があります。町の考え方や方針をお伺いしたいと思っております。

以上をもって一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。6番、猪俣議員のご質問にお答えをいたします。ただいま議員からわが国経済、環境問題をはじめ、全般にわたり高度なご意見を拝聴いたしました。中で、地域の活性化についての質問のうち、日本で最も美しい村連合に関する内容についてお答えをしたいと思います。

ご承知のとおり、本町は町の中央を阿賀川が雄々とながれ、秀峰飯豊連峰を仰ぎ見る、自然豊かな町であります。また、銚子の口や安座集落の景観は、他に誇れる景勝地であり、大山祇神社や鳥追観音如法寺は、会津霊地信仰の里として古い歴史をもつ観光地でもあります。その他にも奥川の溪流釣りや、飯豊連峰弥平四郎登山口などがあり、豊富な観光資源を有しております。また、こうした観光資源に加え、温泉宿泊施設ロータスイン、さゆり公園、国際芸術村、ふるさと自慢館、道の駅にしあいつなどの幅広い世代の方々に利用いただける施設も数多くあります。

町としては、豊かな自然と歴史・文化に彩られた観光資源を後世に継承していくとともに、近年のグリーンツーリズムに代表される体験・交流型観光の推進を図り、交流人口の拡大と地域の活性化に努めていきたいと考えているところであります。

議員からは、日本で最も美しい村連合加盟についての提案がありました。本連合は、平成17年設立のNPO法人で、現時点での加盟団体は54自治体であり、県内では北塩原村、飯館村、三島町の3町村が加盟しているとのこととあります。同連合の設立の目的は、素晴らしい地域資源を持つ美しい町や村や地域が、日本で最も美しい村宣言をすることで自らの地域に誇りを持ち、将来にわたってこれを持続し、地域の活性化と自立を住民自らの手で推進することにあります。加入要件といたしましては、人口が概ね1万人以下、観光、環境、文化面で二つ以上地域資源があることなどでありまして、審査員2名による現地審査を経て加盟が認められるということとあります。

本連合の加盟町村の状況を見ますと、全国的にも有名な景勝地や、自然豊かな日本の原風景を残す町村が主であります。同連合への加盟は、本町の豊かな自然や、多彩な観光資源を全国に発信する有効な手段の一つでもあります。これらについて合致するかどうか、今後十分検討してみたいと考えているところであります。

その他のご質問等については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、旧奥川寄宿舍と旧奥川保育所の維持管理について、お答えいたします。

町では、小中学校の統廃合により、廃校となった施設については廃校施設等利活用計画を策定し、その活用方針や地域の皆さんのご意見も尊重しながら、利活用の方向性、考え方を整理し、有効活用を図っているところであります。これらの施設にかかる修繕につきましては、必要性が生じた都度対応することとしておりますが、100万円を超える大規模な修繕につきましては、町の実施計画に計上しながら計画的に修繕を行うこととしております。

旧奥川寄宿舍と旧奥川保育所の屋根につきましては、町といたしましてもその状況を把握しているところでありますが、金額的にも大規模な修繕であることから、町の実施計画の中で調整しながら、来年度以降できるだけ早い時期に修繕していきたいと考えております。

また、水道管のご質問につきましては、本年度予算の中で対応できるか、現在検討を進めているところでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

なお、町の公共施設を利活用する場合は、使用する方々と建物にかかる使用貸借契約を締結し、お借ししているところでありますが、貸借物件に対する一般的な維持補修や維持管理に必要な経費等については、使用する方々の負担が原則であります。町といたしましては、施設の適切な維持管理について、施設を使用する方々と連携を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 6番、猪俣常三議員の、医療と介護福祉についてのご質問にお答えいたします。

70から74歳までの窓口負担につきましては平成18年に成立した医療制度改革関連法により、平成20年度から2割負担となることが決められておりましたが、特例措置として1割負担に据え置かれてきました。今回の改正は、その特例措置を、世代間の公平を図る観点から、来年4月以降に新たに70歳になった人から順次廃止するというもので、先日国会で可決されました持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の中で、検討を加え、必要な措置を講ずるものとするとしております。

また、高額医療費の制度見直しにつきましては、中低所得者の負担軽減のために、所得区分について、よりきめ細やかな対応が可能となるよう細分化し、負担能力に応じた負担になるように所得区分や限度額が見直される予定です。

どちらにつきましても、その内容はまだ未確定部分が多く、詳しい内容が、国、県より示されておりませんので、今後情報収集に努め、適切に対応してまいりますのでご理解願います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、町道整備のご質問にお答えいたします。

町では、西会津町縦貫道路をはじめ、上小島芝草線・芝草西林線・上原西2号線などの

幹線道路を2車線化する整備を実施することにより、磐越自動車道のインターチェンジや国県道に通じる道路ネットワークの構築を進めているところであります。

議員おただしの芝草橋屋線については、集落内道路という位置付けであることから、起点から下水道処理場の区間についても1車線による簡易舗装での改良としており、大型車両の交通は見込んでいない状態にあります。この様なことから、町では幹線道路の整備を最優先に進め地域住民の安全性向上や利便性確保を図っているところでありますので、ご理解願います。

また、大滝線につきましては、林道大山美坂高原線開設工事において、工事用道路として利用されていたことから、一部区間で損傷がみられる箇所があります。今後は、開設工事が完成し工事車両等の通行も少なくなってきたことから、適時道路パトロール等を実施して、緊急性の高い箇所から補修を実施してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 まず、再質問させていただきますが、とりあえず町長のほうからいろいろご説明をいただきました。私の考えているところとほぼ同じような部分もございますけれども、要は、福島県の中でも西会津町は、それなりに環境的に自然環境も非常にこう整っているというようなこともございまして、さらにこの西会津町をPRするには、この最も美しい村連合の加盟など含めて、できるだけ活性化につなげていただければ、いかなものなのかなど、こういうふうに感じた次第であります。その思いを、町長として、今後町政を預かる立場から、さらに踏み込んでいただいて、決意などをお伺いしておきたいと、こんなふうに思うんですが、再度その決意をお聞かせいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この会津耶麻管内で、北塩原村がこの日本で最も美しい村連合に加盟しているということで、村長にもいろいろお話を伺っているところであります。ご承知のように、北塩原村については、これはもう全国というよりも、世界でも、あるいは福島県の中でも、最も観光地の中で、自然景勝といい、恵まれた自然の環境があるわけでありまして、当然そうなれば、これはいろんな施設も含めて、環境整備というところについても十分力を入れていかなければならないところであります。そうしたこの加盟要件ということについて、まだまだ町として詳細に把握しているわけではありません。ですから、例えば西会津町の観光だけではなくて、例えば三島町であれば桐とか、あるいは原風景、さらにはそれを素材とした、いわゆる伝統工芸という、いろんなミックスして、そしてそれが、いわゆるこの美しい村連合の加盟の要件を満たしているんだなというふうに、私なりに思っているわけであります。

では西会津町の場合はどうであろうかということも含めると、これについてのハードルというものが有りますから、これは十分町の段階で、それに合致するかどうか、まず町の判断の中でも、しっかりこれ考えて検討していかなければならないだろうというふうに思っています。そして一旦これが連合に加盟され、認められ加入されますと、これ加盟されたというだけではなくて、毎年これに対する審査というものがあるそうであります。ですから、今後その項目、加盟した条件が整わないと、この加盟したのちに、そうなると、これからはずされてしまうというようなこともあるそうであります。ですから、非常に厳し

い内容ともなっております、そういうことも含めながら、十分担当課のほうで検討させていただきたいと思っております。できればこういうところに西会津町も加盟して、そして多くの皆さんに来ていただけるというような村で、あるいは町であれば、それに越したことはないというふうには思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長の思いが、非常にこうわかりやすくお話をさせていただいておりますが、その中で、この西会津町のいろんな特産品ということで、ミネラルもかなり西会津の前町長で進めてこられました。こういう施策もPRをしていっていただけるようなチャンスもあるのではないかと、こんなふうにも思いますし、また、原発の事故からしてみれば、西会津そのものも非常に被害的にはないとはいえ、すごく風評被害というのはそれなりに受けている町でもあると、全体からしてみれば、安心安全な町であるということはどうかがえるような気がいたしますが、その中で、特にまた、大河ドラマの八重の桜においても、この西会津町がそれなりに歴史の深い町とも受け止められている話も、若松のところで観光客のお話もちょっと聞いてまいりましたら、西会津町というのは、どちらのほうにあるんでしょうかというようなことで、関心を持っておられたお客さんも、観光客もおられたということでございますので、そういう歴史の深い町でもあるんだなというようなことを踏まえて、いろいろご検討を願えるということの動機をお伝えを申し上げておきたいと思うんですが、そういったところも含めて、お考えいただければ、私としてはありがたいと、こんなふうと思うんですが、再度、町長の思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは、美しい村連合と、ちょっとかけ離れているのかなというふうには思いますが、西会津町にはそれなりの歴史、文化、そうしたものもありますし、また新しい産業構造として、いろいろ地域の中で模索をしながら、今、いろんな方々が参画していただけるわけですね。交流人口の拡大ということの成果も徐々に上がってきておるといふふうに認識しております。ですから、これをもっとPRする場としては、西会津ではふるさと自慢館だとか、あるいは道の駅に西会津町の歴史や文化ももう少しPRできるような、そんな施設にしていくことも必要であります。

また、これから西会津町の歴史をもっともって拡大をして、みんなに見ていただけるようなということで、今の旧、空いた小学校、こういったところへの利活用も含めながら町としても検討しているところでありますので、美しい村とはかけ離れておりますけれども、そうした観光面とか、誘客を図る施設整備については、今後とも一生懸命取り組んでいきたいというふうには思っています。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その思いで、ひとつ進めていただけますことを念じておきたいと思っております。

2点目の寄宿舎の問題について、詳細に総務課長のほうからご説明をいただきました。今後あの施設をさらに活性化を進めさせていくというふうに考えるとすれば、いろいろと使用者等の負担も関わるというお話がされておりましたが、聞くところによると、昔はあそこは泊まる場所もあったんだけど、なかなか今は泊まる施設、整備がなされていないから、そういったところが非常に難しいよという話も聞いております。今後、あの建

物を発展させていくというふう考えたときに、今後どのような姿に考えておられるのかもお尋ねをしたいんですが、どういうふうにもっていくのか、どのようなお考えなのかを、その点をお尋ねをしたいと思うんですが、町長、お考えがあればお願いしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 奥川寄宿舍の今後の利活用ということでございますが、具体的にはこれと行ってこうしたいというところは、はっきりしたところはありません。ご承知のように、建築が昭和51年ということでございまして、築37年が経過しているわけございまして、かなり老朽化も進んでいるということで、あそこを大々的に改築するというのは、なかなか今後、難しいのかなというふうに思いますけれども、現在の施設の中で有効に活用できるようであれば、それは活用してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 わかりました。まず予算的に屋根の塗装関係については、前向きに考えていただいているということで、大変ありがたく思っておりますので、ぜひともこれは進めていただきたいと思います。というのは、奥川健康マラソンというのがございまして、非常に多くの方がおいでになっていただいている関係上、非常に目につくのが、あそこちょっと黒くなっているな、錆びているな、みたいな表現をされていたランナーさんがおられましたので、できるだけそういったところの整備に力を入れていただき、環境をいい方向付けをしていただければ、私としては希望するところでありますので、町の公共施設としての位置付けに合うようにしていただければと、こんなふうに再度お願いを申し上げておきたいと思います。

あと、水道の栓でございますけれども、非常に難しいものがあるんであろうとは思いますが、できるだけこら辺のところの苦勞されている利用者の気持ちに沿って、できることを町の力でお願いをしたいと思うんですが、そのこのところの部分再度お尋ねをしておきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず屋根の塗装の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたように、塗装自体かなりの金額が見込まれております。奥川寄宿舍でありますと、現在のところ概算でありますけれども、400万から500万くらいかかる。あるいは奥川保育所であれば、150万から200万近く見込まれると、かなりの金額が想定されますので、先ほど申し上げましたように、実施計画の中で十分に調整しながら、できるだけ早い時期に対応していきたいというふうには考えております。

それから、水道管でございますけれども、これも先ほど申し上げましたけれども、できるだけ本年度予算の中で修繕できるようであればやっていきたいというふうに思います。われわれも現場を確認しまして、上から直接雪が落ちるといような場所でございますので、なかなか冬場の管理は難しいなというふうに認識しておりますので、その辺は状況をみながらの修繕をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 前向きな検討をしていただくことを希望しておきたいと思います。

次に、介護福祉のほうにちょっと質問を変えさせていただきますが、1点だけ確認をしておきたいと思うんですけれども、以前、同僚が質問をされていた中で、先般の議会であったかと思うんですけれども、介護福祉の中で、要支援1、2の訪問介護、ホームヘルプというんでしょうか、通所介護、デイサービスというのを市町村の事業へ段階的に移行するよということのお話もありました。一律1割だった自己負担を所得が高い利用者は2割引き上げるなどの説明がされたということでございます。このような、いろいろと国の制度が変わってまいりますと、サービスそのものが使いにくくなることは考えられないかどうかということでもあります。それでまた、市町村は実情に応じて、その内容や価格の設定は自由に決められるのかどうか、そういったところをちょっと伺っておきたいと思うんですが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 介護保険に関する質問にお答えいたしますが、要支援1、2の、今現在介護保険の改正の中で検討されている内容で、今ほど猪俣議員がおっしゃいましたように、その要支援1、2の方に対するサービスを町村が実施するようになるのではないかとというようなことではございますが、その内容につきましても、現在まだ協議がされておまして、情報が何回か変わってくるというような状況がありまして、本当にまだ確定した内容ではないというような状況でございます。ただ、どういう状況になりましても、町としましては十分対応できるような体制づくりはしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのようにお願いをしたいと思います。さらに高齢者が増えてくるということも含めまして、先般、西会津公民館のところで、いろいろディスカッションした中でも、高齢者が増えてくる、そういうお話をされておった看護師さんもおられましたので、ああいうところでのいろんな情報をいただき、今後この町の高齢のことをさらに考えておられるんだと、こういうふうに感じた次第でございますので、行政側としましても、できるだけそこら辺のところに力を入れていただければとこんなふうに思います。利用者の方が不安にならないようお願いをしておきたいと思っております。

次に移らせていただきますが、町道関係の問題でございます。縷々説明を課長のほうからいただきました。芝草橋屋線については、集落内の道路という位置付けであるということなのですが、これは町のほうの、今、2車線との関わりと、その集落内道路という位置付けであるという、ここら辺のところの線引きの考え方、では、集落内のものなんだから、ここはもうやらないよと、考えてはいないよということの意味合いなのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。町長、お願いします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 まず集落内道路と幹線道路の線引きということでございますが、要するに、集落内というのは、集落の中を通る道路ということで、集落内の生活として必要な道路ということで考えております。幹線道路につきましては、集落間を結ぶ道路とか、町が政策的に進めなければならないような道路、そういうのを幹線道路として認識しているところであります。

今回のご質問ありました路線につきましては、芝草集落内を通る道路ということで、1車線道路ということで、下水道処理場までは5メートルで改良済みというふうに考えておりますのでご理解願います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 どうしても私が理解ができないのが、その下水道の処理場から先、やがては新しい橋屋橋ができて通行もよくなる。その通行がよくなるというふうになると、あそこから芝草道路に入ってくる交通量をみていると、ないわけではないんですね。やっぱり考えてみると、ここにあの道路が陸橋を越えて、つまりJRとの関係ができてきて、ここがどうしてもネックとなるのか、無理なのかというふうになると、そこら辺がどうしても理解のできないところなんですね。そこの陸橋を架ける、踏切をなくして陸橋を架けるわけですから、それがなかなか難しいということなのかどうか、これがうまくできたらすごくいい西会津の未来が開かれるんじゃないかと、私はそう感じてはいるんですけども、そこら辺のところ、創造性を豊かにして答えていただきたいと思うんですが。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 まずJRの陸橋のご質問でございますが、確かに陸橋につきましては、JRと協議しなければならないということと、踏切を一つ工事すると、踏切を一つ減らさなければならないというJRの決まりがございます。また陸橋につきましては、何億という非常に投資しなければならないということがありますので、なかなか踏切を陸橋化するというのは困難であるというふうに考えております。

また町といたしまして、町道の幹線道路のネットワークといたしましては、西会津町縦貫道路は、さゆり公園周辺の施設に、奥川地区から、また新郷地区から早く着けるような道路ということと、高速のインターチェンジにすぐ着けるといようなことで、今工事を進めているわけでございますので、今、上小島芝草線にタッチし、また49号線のほうに抜けて高速道路に乗せるというよなネットワークで考えております。また、49号線からさゆり公園に真っ直ぐ抜ける道路ということで、町道安座線から芝草西林線を通してさゆり公園に抜けるというネットワークで幹線道路を整備しております。また、野沢町内から直接さゆり公園等に行けるといことで、野沢の駅から芝草西林線に抜ける上原西2号線という道路をネットワークとして考えておりまして、全体的にそのような幹線道路のネットワークで現在道路網を整備しておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今の説明の中でも、陸橋というのはかなり、億単位の費用がかかると、投資しなければならないということが、はじめてわかったわけでございますが、何十億ぐらいかかるんですか、何億という言葉ですから、実際は若松だってあれだけの陸橋をつくって、西若松があれだけ発展させているということを考えると、西会津そのものだって捨てたものではないと、私はそう思うからこそ申し上げているので、これが本当のことを言えば、金かかるからやらないということよりは、発想の問題になりますので、そこら辺のお金が、この町の大半を使ってしまうからだめだという解釈でいいのかどうか、そこら辺のところをもう一度お尋ねをしておきます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 どのくらいかかるかというご質問でございますが、JRと協議したわけではございませんが、ともかく5億とか、それ以上のお金がかかるというふうには考えております。またそれだけの投資をして、はたしてそれだけの効果があるのかということでビーバイシーを考えますと、なかなか陸橋化は難しいのかなと、そのように考えます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 よくわかりました。いずれにせよ、活性化、経済の活性化ということも考えた上で、やっぱりこの町の新しい発展の目をどこに向けていくのかということも考えて、今後、対応をしていただければと、いろいろ考えていっていただきたいと、企画等も含めてこの町の将来を考えていただきたいと、こんなことを申し上げておきたいと思っております。

それから、大滝線のことでお話をさせていただきますが、実は住民の方も住んでおられます。みてみましたら、本当に高齢の方が側溝のほうを自らきれいにされている姿、これは本当に頭が下がるくらいの状態でありました。みて、手伝ってあげたいということもございましたが、私も公務上、いろんなお手伝いできなかったことに対しては申し訳ないこんなふうに思っていますけれども、本当にお年寄りが、ボランティアであろうとは思いますが、ここが危ないからやっておかないといけないんだと、そういう愛の精神のもとでやっておられますので、できるだけその距離は長いと思っております。そういったことを、やさしい行政の手を差し伸べていただきたいと思っておりますので、再度そこの中身を確認をさせていただきます。極力ここでは対応していくというお話をされておりますので、その決意をもう一度聞かさせていただきたいと思っております。町長。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この路線については、何度か、将来、町はどうするんだとかと一般質問もしておりますし、それは別として、ところどころ、崖が若干崩れているとか、あるいは陥没しているところがあるとか、いろいろあの現状をみるとあるんですね。ですから、それはその都度パトロールをした中で、安全で、しかも交通に支障のないように万全を期していきたいというのが、当面の町の考え方です。これから降雪もありますし、そういったことについては十分、集落の皆さんから、またいろんな連絡をいただければ、町として早速パトロールをしながら、交通に支障のないように対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長の答弁でだいたいわかりました。とにかく住民の方もこの町政に期待をかけているのが多ございますので、一丸となっていい方向付けで、いろんな施策に前向きに取り組んでいただきますことをお願ひを申し上げまして、私の一般質問を終わりにしたいと思っております。本日はありがとうございました。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、こんにちは。2番、三留正義です。いよいよ師走に入りました。毎年思うんですが、また今年も大雪にならないといいなと思っております。今議会定例会の提案理由の説明の中でも、本年度の水稻の生産目標数量は、100パーセント達成できる見込みであるということでありました。町、特に担当課、生産者、そしてそれに関連する事業者さんと備蓄米、地域間調整の取り組み、さらには放射能検査など、大変苦慮なされた

など思いつつうかがっておりました。皆さん、大変ご苦労さまでした。

そして、今朝、農林水産省のホームページのほうをタッチしまして、福島県の今年の生産目標、生産数量目標ですか、みましたところ、34万8,420トン、換算面積で6万4,880ということですね。さらに数量で7,440トン、換算面積で1,390ヘクタールが減らされるということは、減反分が増えるという解釈だと思うんですが、またちょっと厳しくなるのかなと、ちょっと苦々しい思いをしてみてもいいと思います。

さて、今回の議会定例会には二つのテーマで一般質問を通告しましたので、順次質問してまいります。

まず一つは、街路灯や防犯灯のLED化についてであります。6月議会定例会において、街路灯と防犯灯のLED化について一般質問しました。答弁としては、今後十分検討していく必要があるとありました。この半年でどのように検討され方針は出されたのか、消費税増税を目前に、町民の皆さんが納得のいく説明をいただきたいと思います。

二つ目は、農業問題として、今後の減反政策についてであります。11月26日の報道で、政府が米の生産調整（減反）について、2018年度を目途に廃止する方針を正式に決定。直接支払交付金については、来年度から7,500円に減らす。などとなっております。これを受けまして、本町の農政や関連事項について質問をします。

一つ目は、来年の減反政策の内容はどのようなものか。

二つ目としましては、国は、全国平均的な農業集落では、所得が13パーセント増えると試算しているということです。その中で、本町もこの平均的な農業集落、この農業集落というのは、水田19ヘクタール、畑15ヘクタール、耕作面積合計で34ヘクタールをモデルとして試算しているということですが、これが本町の中で該当する集落が本当にあるのか、それとも農家が、一戸当たりの農家としてみることでできるモデルがあるのか、そういったものをお尋ねいたします。

三つ目としましては、今後、減反廃止までのシナリオで、本町の税収に与える影響はどうか。

最後に、国は、規模が大きく強い農業経営、競争力のある農業経営を進めるとしてはいますが、現在の輸入関税率778パーセントが今後大きく引き下げられたときに、本町、または会津、もしくは福島の水は、世界の中で競争できるものになるのか。また、本町としてはどのような取り組みをしていく方針なのかをお尋ねいたします。

以上、私の質問事項であります。明快、明瞭な答弁を期待しております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 2番、三留正義議員のご質問のうち、私からは、米の減反政策についてのご質問にお答えをいたします。

政府は11月26日に、農林水産部・地域の活性化創造本部を開催し、米の生産調整や農業補助金の見直しを正式に決定いたしました。米の生産調整、すなわち減反については、5年後を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、政府・生産団体・現場が一体となって取り組むことを目指しております。

ご質問の来年度の減反政策の内容につきましては、先月末に平成26年度の実績数量目標

が公表され、25年度の791万トンから26万トン少ない765万トン、3.29パーセントの減と設定されたところであります。福島県の生産数量目標は前年度比2.1パーセント減の34万8,420トンとなりました。町への配分はまだ示されておりませんが、福島県としては県内一律配分としていることから、25年度の実産数量目標3,126トンの2.1パーセント程度の減となるものと思われます。また、米の直接支払交付金については10アール当たり現行の1万5千円の半額の7,500円とし、米の販売価格が平均価格から下回った差額を補填する米価変動補填交付金は廃止されることとなります。

次に、西会津町も全国の平均的な農業集落に該当するののかという質問でありますが、農地・水保全管理支払いに取り組んでいる活動単位でみると、水田は11.4ヘクタール、畑は2.6ヘクタール、合計14ヘクタールとなっており、議員、先ほど申されましたように、全国平均の34ヘクタールの半分以下の規模であります。国では、平均集落規模を基本に農業所得が13パーセント伸びるとの試算を示しておりますが、これは転作で飼料用米の生産に取り組むことや、農地保全を目的にした新たな交付金事業に取り組むことが前提でありまして、このような取り組みがされない場合は所得の伸びは試算を下回るものと思われます。

次に、税収に与える影響及び輸入関税引き下げ後の国際競争力についてであります。現在、国の詳細な政策が確定されていないことから、現時点での予想は困難であります。決定次第、精査してまいりたいと考えております。

これらを踏まえた今後の本町の取り組み方針についてのご質問がございました。国は農政改革にあたり、攻めの農林水産業のための重点項目を示しております。その一つは、生産現場の強化。二つ目は、生産と消費をつなぐシステムの構築。三つ目は、農山漁村の多面的機能の発揮。四つ目は、国内外の重要拡大の4項目であります。これにより、強い農林業と美しく活力ある農山漁村をつくり上げ、農業・農村全体の所得倍増を目指していくというのが方針でございます。

今後、町としても生産現場の強化のため認定農業者の育成や、地域によっては、組織化により経営基盤を強化すること、また農林産物の産地化のための支援も必要であると考えているところであります。さらに、消費者から求められる売れる米づくり、ミネラル栽培の取り組み、それらを活用した6次化の推進についても、関係者と一体となって取り組んでいかなければならないと思っております。詳細は担当課長から。

その他のご質問についても、担当課長から答弁いたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 2番、三留正義議員のご質問のうち、街路灯及び防犯灯のLED化についてのご質問にお答えいたします。

LED照明は、従来の照明と比較し電力消費量が小さく、器具が長寿命であることに加え、近年になり技術革新が進み、器具の低価格化が進んでおり、急速に普及が拡大しているところです。

町といたしましても、できることからLED化に取り組んでおり、昨年度設置しました野沢駅通りの街路灯16基についてはLED照明を使用したところであり、新規に設置する防犯灯につきましても、本年度からはLED照明器具を導入しているところであります。

近年になり街路灯や防犯灯のLED化に対しての各自地区、町民の皆さんの関心やニー

ズは大きくなっております。町としましては、国の補助制度の活用及び街路灯及び防犯灯のLED化や街路灯の器具修繕費を総合的に支援できる町補助制度の創設に向けて、現在、鋭意作業を進めているところでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 農業問題のほうから入りたいと思ひます。町の基本の考え方だとして、今、われわれ水稲農業をやっている人たちは、とにかく全体的に水稲が崩れていくというイメージが、まず頭の方から入ってくるんですが、農水省のデータをみても、最近の消費動向としては、アンケートの調査をみていくと、産地をみる方が結構数が多くなっているようです。安全性については少し減ってきているというデータになっていたようです。そうしますと、国内で消費されるものについても、やはり産地がみられるということは、ある種のブランド化、特産化というものが必要されてくるのは、これ誰が考えてもわかっていることだと思ひますけれども、今、うちの町でミネラル野菜、品質のよいミネラル野菜が生産されておりますが、それを取ってみても、およそ10年ぐらい経っていると思うんですが、確かに品質はすばらしいものがある。ただし、大規模な市場にどうだとうってでると、供給量、そういった部分で難色あるのかなど。一定のところまではきているが、まだまだというのが現実なのかなという一般的なイメージがあります。

それをみますと、あと4年、4年で野に放り出されるとした場合、これからいろいろな計画を考えて、方針を立ててという時間はほとほとないのかなど。ただし、一町だけで、本町だけでどうにかできるという問題では当然ないと思ひますが、これから会津、県下、または農協、その他関係団体と調整して、いろいろな方針が出されてくると思ひますけれども、あまり時間がないということだけは皆さんも認識しているところだと思ひます。

その時間のない中で、町としては、ある程度は町単体としての基本の考え方、方針的に、まだ詳細についてこうどうだということにはいかないと思ひますけれども、そういったものを打ち立てていく意欲、そういったものが町長さんにおありでしたら、その心づもりをちょっとお話いただきたいと思ひます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

今後予想される大きな農政の転換期を迎えまして、町としても次年度以降の生産体制の強化ということで、先ほど町長が答弁されましたように、生産現場の強化については、今後国の制度は、どうしても集落営農、認定農業者を対象にしたような補助制度に変わりつつありますので、国の制度を精一杯使えるような生産現場の体制を整えていかなければならないということで、認定農業者の育成や、地域によっては農家の皆さんの組織化が必要になってくるということで、人・農地プランの話し合いの中でも、それらを希望する集落がありますので、その実現に向けて支援をしていきたいと思ひます。

それから、生産者と消費者を結ぶということでは、売れる米づくり、議員が申しましたように、産地化の取り組みは必須項目であります。売れる米はもちろんですが、稲作と合わせた施設園芸の面で見ますと、町が取り組みをはじめた15年が経過しましたミネラル栽培については、生産量の拡大は喫緊の課題でありますので、次年度以降の具体的な後継者の育成、それから生産量の増大については、現在、担当課で協議をしておりますので、

今後、関係機関、それから生産者の皆さんと話を進めながら、具体的な取り組みを進めていきたいということで考えております。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 説明でほしい、おおむねのところは理解できたんですけども、今現在、人・農地プランの進捗状態についてはどの程度になっているのかお教えいただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 人・農地プランの進捗状況についてのご質問にお答えしたいと思います。

昨年24年から人・農地プランの取り組みが始まったんですけども、24年度、人・農地プランが作成されたのが4集落です。25年度、現在、取り組みを進行していますのが5集落あります。この中で、組織化を目指す集落がありますので、その地域については人・農地プランの作成と合わせて、組織化の計画づくりも進めていきたいと考えています。このあと、議会終了後に地域において人・農地プランの検討会を開催してほしいという集落もありますので、その集落についても、今後、話を進めてまいりたいと考えております。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 今お話の中で、最後の後段のほうで、今現在、取り組み、もしくは申し込みの集落があるというお話でしたけれども、現在、その今、取り組みにかかろうとしている集落は何集落くらいあるのか教えていただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 今後、話し合いの場を設けてほしいということでお話来ているのが2集落であります。また、これから進める集落については、一集落ではなかなか人・農地プランの作成が困難な地域がありますので、周辺の集落と合わせた形で計画づくりを進めていきたいと考えております。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 わかりました。産地化の話が先ほど触れられましたが、これはここで今お話してどうかなるとかいう問題では当然ありませんが、農協さんも広域にどんどん合併していく、その中で西会津の農家の方はどんどん不安な要素が増えてくるというか、相手にされないんじゃないかという、取り残されたような感が、一部気持ちの中にある方が大半だと思います。その中で、やはり関係団体の方を含め、西会津町の町長、もしくは会津の首長さんたちで強いリーダーシップ、そういったものを発揮して、何らかの産地化、特産化、それを目指していくことを、われわれ農家は切に期待しております。その部分を町長に強く訴えまして、農業の問題はこの辺で終わりたいと思っております。

質問を変えます。LEDのほうに入りますけれども、今ほどお話がありましたけれども、まず最初に確認をさせていただきたいんですが、6月の議会定例会の中で、ナトリウム灯の街路灯が166基、204灯が存在してございます。また、防犯灯につきましては詳細な数字はつかんでいませんが、1千基から1,200基程度設置されているだろうというお話でありましたが、これで間違いはないか、まずそこを確認させていただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

町内の街路灯であります、町内で負担をして維持管理をしていただいている街路灯の数を申し上げたところでありますが、204 灯、166 基というような数字、これについては間違いございません。それから防犯灯につきましては、あくまでも推測ということでありまして、合計で1千基から1,200基程度あるだろうというふうに考えているところでございます。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 できれば6カ月間というか、半年ありましたので、防犯灯の数、掌握してほしかったなど、私個人的にはこう思ったんですが、なかなか数が、おびただしい数があるようなので、無理は申しませんけれども、できるだけ数をぴったり掌握していただきたいなと思います。

あと、ご答弁の中で、国の補助金をにらみつつ、町で新規に補助制度の創設をしていきたいというお話をいただきましたけれども、国の補助金制度というのは、電気屋さん絡みからお話を聞くと、過去には補助事業があったんだというお話も聞きましたけれども、それは新規設置の補助が過去にはあったのか、その辺ちょっと詳細がわからなかったのも、もし情報があればその部分をお教えいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

国の補助制度というようなことで、答弁の中でさっと触れさせていただきました。この国の補助制度ですが、新設を支援する事業もございまして、今回につきましてはLED化を図るために活用できる補助制度というようなことで答弁さしあげたところであります。このあと、小柴議員の質問の中にもそういった話が出てまいりますが、商店街の街路灯につきまして、商店団体が補助を申請してLED化を図ろうというような事業を支援する中小企業庁の補助事業であったり、それから、集落内の街路灯をLED化を図ろうということで、集落のコミュニティを支援するための補助事業、そういった事業もあります。いずれにしても、補助金を受けるためには、団体が応募をしまして、それで採択を受けてから事業実施というような形になりますので、そういった応募をしてみなければならぬというようなことでございます。

そういった作業が必要になってまいりますので、町としましてもそういった支援もしながら、できるだけその補助金を活用することによって、最終的には地域の皆さんの負担も少なくなるということでもありますので、そういったことも含めて、今、検討させていただいているということでございます。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 補助制度があった話を今うかがいましたけれども、第3次で、10月で申し込み締め切りのある補助金の話だったと思うんですけれども、それはそれで、今後その補助金がまた出るか出ないかはちょっと私はわからないので、それはそれとして、ただ、あまりこれも時間を、こう長いスパンで計画されると、各自治区で非常に困るという部分、これをやはり当局では真摯に受け止めていただいて、できるだけ早い段階での取り組みに移行していただかないと、かなり実情、本当に切迫していることは理解していただきたいと思います。

その中で、町補助制度について創設するというところで、朗報だなと思ってお話をうかがったんですが、今現在考えておられる中身として、もう少しわかりやすく、全部が実現できるとかそういうことではないんでしょうけれども、今とらえている部分についてもう少しお話いただけるのであれば、お話いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 それでは、お答えします。

野沢町内は、先ほど申し上げましたように、204 というような大変多い数の街路灯がございます。街路灯のLED化は、約9万円ほど、1基当たり、少し値段が下がってまいりまして9万円くらいかかるのではないかとということでもあります。事業費にしますと1,800万から900万くらいというような金額であります。そういった状況でありますので、この辺、1年に一気にできるのかといわれと、なかなか厳しいものがあるのかなというふうに考えております。

それで、補助制度ということではいろいろ考えているわけですが、防犯灯につきましても、LED化を図りたいという形で町のほうに要望書を提出している集落もございませう。そういった意味で、防犯灯への補助事業、それから街路灯への補助事業と両方、皆さん納得いただけるような補助制度を考えていく必要があるのかなということ、総体的に検討させていただいているということでもあります。

それから野沢地区につきましては、LED化してしまえばそんなことはないのかもしれませんが、今、器具の交換とか、玉の交換とか、そういった費用につきましても、大幅な維持費がかかっていると、大きな維持費がかかっているということで、今年、連絡協議会、自治区長連絡協議会のほうから要望書が出されております。そういった器具交換にかかる費用についても補助制度を考えていく必要があるのかなというようなこと、そういったことを含めまして、今、検討させていただいているということでもあります。それで、具体的にどれだけの補助率にしたらいいのかというようなことにつきましては、今、周辺町村の状況なんかも含めまして検討させていただいているということでもありますので、先に検討しまして、予算化できるところについては、26年度の予算に計上していくという考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 わかりやすい説明でありありがとうございました。ここでちょっと今ふと思ったんですが、素朴な質問で申し訳ございませんが、基本的なところなんですけれども、街路灯と防犯灯、この財産の所有者というのはどちら側になるのか、その点を教えていただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 先ほどから申し上げております町内で維持費の負担をしていただいております204灯、166基の街路灯につきましては、設置につきましては町なり、それから2期整備で整備をしたのは、町内が事業主体になって設置工事をしたのかなというふうに思いますが、いずれにしても、維持管理については全部町内に移管をした形で、町内の負担の中で維持費、修繕費、含めまして管理をしていただいているということでもあります。

防犯灯につきましても、新設する箇所につきましては、町が負担をしまして設置をして

おりますが、すべて維持管理、所有権は地元という形で、集落でもって維持管理を一切やっていたらという状況でございます。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 そうすると、町内のものだという事で理解します。その中で、とある自治区さんで漏電の問題があるなんていうことで、ちょっと小耳にはさんだんですけども、そういったケースにおいては、やはり自治区で対応しなければならないという導きの答えになるのかと思うんですが、それで間違いありませんか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、今までそういった経費、それから器具が壊れたケース、そういったものにつきましては、自治区負担で改修工事を実施していただいているということでございます。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 わかりました。LEDの問題につきましても、鋭意、早期になんらかの、なんらかというか、ある程度取り組みの姿ができたということなので、さらに加速させて実行に向けて、力強い取り組みをお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、おはようございます。4番、渡部憲でございます。いよいよ雪も降ってまいりました。冬は風邪が流行ります。風邪など引かぬよう、町民の皆さま、特に高齢者の皆さまには健康に留意され、暖かい春が来るまで一緒にがんばってほしいと、そう思います。

それから、今、国の政策により、消費税のアップ、そして減反政策、そして風評被害もまだ収まってはおりません。問題が山積みになっております。本町も例外ではございません。これからは町長を先頭に官民一体となって、明日の西会津を目指し、がんばってまいりたいと思います。

それでは通告順に従い質問に入ります。

まず第1に、本町の除雪対策についてお伺いいたします。本町は広範囲にわたり集落が点在し、今後の除雪対策は町の当面の課題の重要な一つであり、今後の除雪体制や町道の除雪の方針など、町の考え方を伺います。

二つ目、野沢町内の除雪については、従来の道路除雪と流雪溝の併用、そして今後は消雪施設、つまり水を出して雪を解かす、などの考えはございませんか。

3番目、野沢町内克雪活動委員会との協働作業、つまり雪づまり、流雪溝ですね。あとは床上床下浸水、そして小型除雪機械の使用についても、今後どのように対応していけるのか、これをお伺いします。

次に質問を変えさせていただきます。本町のスポーツ振興についてお伺いいたします。

まず一つ、本町のスポーツ振興対策については、他町村に比べいくらか不十分な面もみえますが、今後町としてはどのような考え方をもち、具体策を出していくのか、それもお伺いいたします。

二つ目、奥川健康マラソンや市町村対抗駅伝、そして市町村対抗野球大会、バレーボール、ゲートボールなどに対し、指導者や予算の措置などについて適切に対処すべきと思いますが、町の考え方はどうでしょうか。

最後に、野沢保育所の今後のあり方についてお伺いいたします。

まず一つ、野沢保育所前の駐車場や通路も完成し、ある程度の交通の不便も解消して、保育所の父兄の方々にも喜ばれております。しかし、保育所施設内は補修が必要な箇所もあり、教室は混雑しております。職員や保育士さんはスーパーハウスでの仕事に追われております。町当局は正しい現状の把握に努め、具体的な対応、対策をすべきと思いますが、町の考え方を問います。

以上、これが私の質問の内容でございますが、簡単明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 4番、渡部憲議員の本町の除雪対策についてのご質問にお答えいたします。

本年の除雪体制と方針であります。除雪路線266路線、除雪延長159.3キロメートルを除雪する計画であり、この除雪路線を、町直営および除雪受託組合10社により、ロータリー除雪車2台を含めた41台の除雪機械で対応をしております。

方針といたしましては、原則早朝による除雪で、出勤基準は、新雪除雪において、路上の積雪深が15センチメートル以上となった場合に出動し、圧雪の厚さ10センチメートルまで除雪いたします。除雪路線については、住民生活を支える生活路線・病院等公共施設に通じる道路等で、大型の除雪機械が入る路線を実施することとしていますのでご理解願います。

次に、野沢町内の除雪についてであります。議員おただしのおり、本年はこれまでどおりの機械による道路除雪と、流雪溝による除雪をしてみたいと考えております。また、消雪施設につきましては、散水消雪・無散水消雪・ロードヒーティング等があるわけですが、本町にとってどのようなものが有効なのか、経済性を含め検討してみたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、野沢克雪活動実行委員会との協働作業につきましては、施設の整備や小型除雪機械の配備など、ハード面については町が実施し、流雪溝の運営、小型除雪機械の運行などのソフト面については、野沢町内克雪活動実行委員会が実施することで、良好な流雪溝の使用法を含めた施設運営について、克雪活動実行委員会と共に進めてみたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 4番、渡部憲議員のご質問のうち、本町のスポーツ振興についてお答えをいたします。

本町は、「みんなの声が響くまち にしあいつ」を基本理念とし、西会津町総合計画に基づき、教育目標・重点目標及び重点施策を策定し、教育の振興と人材の育成を推進しております。議員ご指摘のとおり、スポーツ活動の推進・振興は、健康がいちばんのまちづくりを進めるうえでも大変重要な課題であります。

本町では、次の3点を重点に据えてスポーツ活動の振興に努めているところでござい

す。

まず1点目は、町民の誰もが身近にスポーツに親しめるよう、一人一スポーツの推進とニュースポーツの普及促進に努めております。各地区ごとの運動会・体育祭をはじめ、町民グラウンドゴルフ大会や町民カローリング大会などを開催するとともに、公民館各分館ごとにバレーボールやソフトボールの大会等を開催して町民の皆さまにスポーツに親しんでいただいております。また、昨年度よりヨガ教室、スポーツ吹き矢教室を新設し、普及に努めております。

次に2点目は、競技力向上のための強化でございます。本町の大イベントであります、奥川健康マラソン大会やふくしま駅伝、市町村対抗福島県軟式野球大会にも積極的に取り組んでおり、関係の皆さまのご協力、ご支援のもと、着実に成果をおさめつつあると考えております。特に、ふくしま駅伝におきましては、町民の皆さまにより結果をお届けするため、キッズランニングクラブを立ち上げるとともに、中学校駅伝の強化、指導者を招いての強化に努めてまいりました。その結果、ご承知のとおり昨年より記録を大幅に短縮し、順位も三つ上回ることができました。また、県軟式野球大会においても強化に努め、上位の市町村と互角に試合を展開できるようになってきております。

次に3点目は、スポーツ団体の育成と自主的活動の支援であります。町では、町体育協会をとおして、各スポーツ団体の自主的活動を支援するとともに、関係の皆さまのご協力をいただきながら育成に努めております。今後とも、町体育協会等、関係団体と緊密な連携を図りながら、スポーツの振興に努めてまいる考えでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 4番、渡部憲議員の、野沢保育所の今後のあり方についてのご質問にお答えいたします。

乳幼児保育の需要の増加に対応するため、平成24年度より職員室を屋外のプレハブ式ユニットハウスに移すことで、乳幼児保育の保育室を確保してきたところですが、今年になり消防署等の立ち入り検査において、同建物が建築基準法上適切でないとの指摘を受けたところであります。

一方、芝草保育所においては、来年度以降の入所児童が10名を割ることが見込まれ、保育上あまり好ましくない環境となります。また、芝草保育所で実施しています放課後児童クラブにおいては、年々利用の需要が増加しており、現在の1部屋のスペースでは手狭になってきています。

このようなことから、新たな施設整備までの緊急的な対応といたしまして、野沢保育所と芝草保育所を統合し認可保育所とし、芝草保育所を野沢保育所の分所とすることとしました。野沢保育所内に職員室を戻し、分所となる芝草保育所では、幼児教育を充実させるため5歳児を保育します。また、放課後児童クラブとして2部屋使用することで、増加しているニーズにも応えることとしました。新たな施設整備までの対応であることを、保護者の皆さんにもご理解をいただきながら進めてまいります。

なお、新たな保育施設の整備につきましては、11月に、保護者の方々に対して子育て支援に関するニーズ調査を実施し、現在取りまとめ中であります。その結果等を踏まえ、本

年度中に基本構想を策定してまいります。現在の保育施設の老朽化や、多様化する保育ニーズに応じていくには、早期の施設整備が必要であると考えておりますのでご理解願います。

○議長 暫時休議します。(11時48分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、4番、渡部憲議員の一般質問に移ります。

4番、渡部憲君。

○渡部憲 それでは、除雪対策について課長の答弁をいただきたいと思います。

まず一つなんですけどね、この本町の除雪対策、町道、それから除雪の方針、これ西会津は限界集落が多い、割合ありますよね。それで集落ごとにちらばっております。そういう場合、やはり老々介護の方々も結構おられると思うんです、歳とった方もね。そういう場合、今までどおりの除雪でやるんだと、除雪方法でいくんだとなっておりますけれども、やっぱり家の前に山ほど、どいっところ雪をおいていかれるのは、朝起きて見たら、目の前にいっぱいあって、やっぱり若い人ばかりいけばいいんだけど、歳とっている人たちは大変なわけですよこれね。大変な労力があるわけです。ですから私は、なるべく家の前には雪は置かないような方法を取っていただきたい。部落だったら部落のどこかに、早く言えば雪捨て場あると思うんですけれども、なるべくだったら、今後の方針として、家の前には山ほど雪は置かないんだと、置いたらすぐに撤去してもらおう、そういう考えでやっていただくと。

あとは、冬期間だけは、やはり限界集落に近いような部落の町民の皆さんといえ申し訳ないんですけど、冬期間だけ町の町営住宅とか、雇用促進とか、そういうところに一時的に仮住まいしていただいて、また春になったら自分の町に帰ってもらいたいということも検討してみてもいいのではないかと、これ北海道の夕張なんかはそれやっているんですよ。もう費用が大変だからというわけで。

○議長 4番議員、質問を整理して。

○渡部憲 ですから、どうですか課長、これそういう考えはありませんか。なるべく家の前にはがっちり雪は置かないんだと、そして年寄りの人たちは冬期間だけ町で面倒みてやって、また春になったら帰るんだと、そういう考えはありませんか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪の雪のご質問でございますが、できるだけ排土板を傾けながら除雪して、できるだけ家の前には置かないようにはしているわけなんですけど、どうしても除雪して行きますと、その排土板からこぼれた雪については、家の前に置いてしまうというようなことございます。それを一つひとつ、今度、一軒一軒引っぱって、また行って、また引っぱって行くということになりますと、除雪に長時間の時間がかかってしまい、早朝除雪に間に合わなくなるというようなことございますので、大変申し訳ないんですが、なるべく行かないようにはしているわけなんですけど、こぼれた雪にはご容赦願いたいと、このように考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 なるべく家の前には置かないというような方針でやっていただきたいと。

2番目に、野沢町内の除雪についてであります。従来の除雪のやり方でやっていくんだと、そうすると、融雪というんですか、消雪ね。パイプから水を出して雪を解かすんだと、そういう考え方は、昔やっていたんだすよね、水出して。そうすると、あくまでも私思うには、将来的には雪は解かすんだと、そうするとかくことないんだと、そうすると雪づまりもないんだし、歳とった人が雪、山ほど片づけることもないんだから、あくまでも、やっぱり群岡、奥川でもやっていますよね、ああいうふうには道路の雪は除雪、ブルドーザーとかでかくのではなくて、やっぱりあくまでも解かしてやるんだと、そうするれば町の人たちも、朝起きて行く前には雪はないんだから、そういうふうな基本的な考えで、あくまでも雪はまちうちの、町内のやつは解かしてやるんだという考え方はありませんか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 消雪施設のご質問にお答えいたします。

答弁でも申し上げましたように、消雪施設につきましては、消雪パイプや無散水消雪や、ロードヒーティングということで、いろんな種類がございます。消雪パイプにつきましては、要するに水がなければできないようなこととございます。水の調査ということになりますし、それがなければ無散水消雪で、お湯にしてロードヒーティングとかと、そういうふうな、いろんな消雪施設がございますので、それら水の調査等も含めて、いろんなことについて検討して、これからまいりたいとそのように考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 課長が、そういうふうにして今後検討していくんだと言っていましたから、検討するというのはやらないということも含まれて、なるべく具体的に、やっぱりそういうことを考えてもらうようにお願いします。本当に家の前に朝ばつと置かれると、これは大変なんだわ。そうすると、家の前に雪がなければ、流雪溝に入れることもないんだし、雪づまりもないんだから、みんないいんだから、昔はそれやったんだから、今だからできないということはないんだから、昔より今は技術が発達しているんだから、私はそう思います。なるべく具体的検討策を検討してもらいたい、そういうことです。

あとは、野沢町内の克雪実行委員会との関係でございます。これねやっぱり克雪委員会もみんな歳とってきて、だんごんの世代からまた上に上がってしまっているんです。それで、これ町で小型除雪機械を貸したんですよね、これでやってくださいと。大型とか入れないから、大型車両が入れないから狭いところはやってくださいと。しかし、今これ野沢町内でも問題になっているんです、運転者がいないんです、やれっていったって。早く言えば、9町内の1、2なんていうところは、機械貸すからってったって誰がやるんだと、誰もやるやついない。じゃあそこは一冬そこは雪かかないで置くのか、そんなわけにもいかないわけですよ。だから、その運転者を町内でいない場合は、役場のほうでなんとか手配してやってもらうという考えはありますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 小型除雪機のご質問にお答えいたします。

町では、大型除雪機械が入らない路線につきましては、小型除雪機械を自治区の中にお貸しして、自治区の中でその除雪組合等、そういう組織をつくっていただき、燃料も町でみる、機械の整備、機械の配置についても町でやるというようなことで今進んでいるわけ

でございます。当然、ご質問のあったように、野沢町内克雪活動実行委員会にも2台機械を貸しております。それで、それは沿線の人たちが、当然、運転をしていただいて、自分の地域の除雪は、大型除雪機械の入らない地域については、それで除雪していただくというようなことでございますので、地域の中から、小型除雪機械の運転手は地域の方々でやっていただきたいとこのように考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 その運転手が課長、問題なんだね。やっぱり慣れないとみんなやりたくないんだよね。人のブロック壊したとか、戸を壊したとか、これ誰が弁償するんだと、にしゃが弁償するのかといわれたってこれは困るんだから、そういうこともね。中には区長さんは、町の道路なんだから町がやるのが当たり前じゃないかと、そういう意見の人もいるわけですよ。町道なんだから、おらの道路ではないんだから。それも、そこまで言うてしまうと、なかなか大変だと思うんですけども、なんとか、克雪委員会のほうでも委員長さんがいらるから、克雪委員会でも、その人員に対しては努力しますけれども、町のほうも、町道なんだから、町の道路なんだから、やっぱり町のほうも本気になって、俺たちもそれじゃあ、どうしてもいない場合は職員の人でも、町でやっている、除雪やっている人たちも交代してもらってやってもらうとか、そういうふうに、ひとつ考えてもらいたいよ。どうですか、一応、検討してみてください。どうですか、検討しないの。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪の運転手のご質問でございますが、町では小型除雪機械、各集落と
いうか、かなり点在して何台も貸しております。その運転手につきまして、その何台について、おのおの町で運転手の対応というのは、なかなかできかねないと、このように考えて
ておりますので、地域の中から運転手を探していただきたいとこのように考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 それから、雪づまりに関連しまして、床上浸水、床下浸水になって、家財道具
が汚れたとか、いろんな問題も去年あたりあったんです。そういうものに対して、町はど
のように考えていますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 流雪溝の床下床上浸水についてのご質問でございますが、流雪溝につ
きましては、まず時間を守っていただく、投雪する雪は細かく砕いていただくと、そのよう
にしていれば流雪溝の雪づまりというのは、大半がなくなってくるのかなと、この
ように考えております。そうでございますので、できるだけ、できるだけではなく、時間
は必ず守ってもらい、流雪溝の投雪につきましては、できるだけ網等をしていただき、細
かく砕いて入れていただきたいと、そのようなことでこういう事故はなくせるのかなと、
そのように考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 それから、町でよりっせにつくりました貯水タンクありますよね、あそこに水
が流れ込んでいるんですけども、あそこに雪を入れますと、水の入る口というんですか、
そこが詰まってしまって、そこから水があふれて冠水するということがありました。でも
あそこは、グレーチングが蓋取れるようになっているんですよ。そうすると当然、水が

流れているから、やっぱり雪を入れたくなりますよ、俺だって入れたくなりますよ。そこを、最初それをつくるときに、投雪できるような、そして水もタンクに入るような考え方はなかったんですかね、絶対あそこには雪を入れてならないんだと言われたって、やっぱり目の前に雪があって、グレーチングの蓋が開くんだから、入れたくなりますよね、入れるなど言われたってね。だから、それをつくるときに、両方兼用できるような考えはなかったのか、これからあそこをそういうふうに修理する、改造するというんですかね、そういう考えはありませんか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 流雪溝のご質問にお答えいたします。

当初はあそこ、水を流す計画はございませんでした。当然、流雪溝としての使用は考えておりませんでした。あそこに貯水タンクをつくったことにより、あそこに水を流すという側溝の整備を行ったところでもあります。当然、あそこに水を溜めるだけの施設でございますので、流末についても、流雪溝のような流末になっておらず、その雪がスムーズに流れるというような構造ではございませんので、あそこには投雪することはできないということでございますので、克雪委員会のほうにもお願いいたしまして、あそこの沿線の方々に雪を流さないようにというようなことで注意喚起を図ってまいりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 課長の答弁はわかりました。ただ、今後将来に向けて、あそこは一切雪は入れないんだという考えではなくて、予算の関係もありましょうが、雪も投雪できて、水もタンクの中に入れるような、そういうことも検討していただきたいとそう思います。

あと質問を変えます。本町のスポーツ振興対策についてであります。私、今回、市町村対抗の野球、そして駅伝、そしてバレー等、いろいろなスポーツ、教育長、議長、みんなと一緒に行ってまいりました。やっぱりこれ、スポーツというのは、やっぱり見ると感動しますよね。本当にすごいな、本当そう思います。野球だって、もう一步のところまで勝てるんじゃないかというところで負けてしまったんですけれども。駅伝だって、48位から45位まで上がったと。バレーだって、この1週間くらい前ですか、バレーボールのフェスティバルやったときも、やっている人たちは西会津の町の人たちだと思わなかったんですよ。会津若松か郡山の人かと思いました。それだけね、西会津にこれだけの人がいるんだと、こんなスポーツ、すばらしい大会ができるんだと感心しました、本当。西会津も見捨てたものじゃないと、体育協会の会長をやってよかったと思いました。

しかし、いろんな面でまだまだ不十分なところがありますから、物心両面においてご配慮をいただきたいと、何でというと、やっぱりわれわれ体育協会は金儲けするところではございませんので、選手とか、そのスポーツ愛好家の人たちのために、やっぱり、たまにはうまいもの食わせてやりたいとか、暖かいもの敷いてやりたいとか、ユニホームも一つしかないんだから、二つ、スペアやってあげたいというそういう気持ちでやれば、私はできると思ってますよ。そして、他町村のやり方を見て、いいところは真似するんだと、そして指導者とか、そういう人たちを頼んで、やっぱり奥川マラソンを開催する町なんですから、あそこをの活動は早いんだなんてということではしょうがないんですよ、やっぱり。

そういうところにもっと力を入れて、実際スポーツをしている人たちに対して、もっともっと温かい目で、そしてご配慮をお願いしたいと、いろんな面で、あんまり言うと、わがのところに水引くのかと言われるから、こういうことで、ひとつもう1回お考えをお聞きしたいと、そう思います。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 渡部憲議員の再質問にお答え申し上げますが、ただいま熱く語られた内容、私も町当局もまったく同感でございます。一例をあげますれば、会長さんとして十分ご承知おきいただいているかと存じますけれども、わが町が駅伝で最下位になってしまったと、本当に町民の皆さまに元気をお届けできないような状況になってしまったわけでございまして、当時の体育協会の皆さま、そして町当局、関係の皆さま方でご相談を申し上げながら、小学校の段階から底辺を拡大して取り組ませていこうと、その中には、ぼくはやがて中学校になったら、高等学校になったら、大人になったら西会津町のためにというお子さんが必ず出てくるはずだと、そんな期待を持ってキッズランニングを立ち上げたわけでありまして。

その指導が年々功を奏しまして、今年の大会においては、キッズランニングで育った生徒さんが西会津の代表選手として大活躍をしてくれました。また高校の選手もあんまりいなかったんですが、本年度は2人、ずっとまた西会津のために出たいと。今の3年生の中にも、ずっと出るよと、江川選手が20回連続で表彰されましたが、ぼくは40回出るというふうにまでおっしゃってくれている生徒さんもあります。そういう意味で、大変、着実に前進はしているのではないかなと、こんなふうに思っていわゆるところでもあります。

中学校の駅伝におきましても、どうしてもわがチームは16区間のうち半分近くが中学生ということでありますので、中学生の駅伝強化も大事だということで、議会の皆さま方のご議決をいただきまして、予算を付けてやっていただいたわけでありまして。さらには指導者をお呼びして、底上げを図っていただいた。そんなことが功を奏しているわけでありまして、今後とも、体協の皆さまをはじめ、関係の皆さま方とさらに連携を強めて、一例を申し上げましたけれども、すべての分野において高めていくように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 教育長の答弁、今後、希望と光が見えました。これからわれわれ体協も本気になってやっていきます。ですから、選手と一緒に、これからはますますマラソンでも何でも上位に食い込むように、ほかの町もやっているんですから、わが町だけできないということはないんです。そのようによろしくご配慮のほどお願い申し上げます。

次に質問を変えます。野沢保育所の今後のあり方についてなんですが、町長もおっしゃられましたように、今の措置というのは暫定的なものであって、これがずっと続くなんていうことではないんだと、早急に対策をして、行く行くは新しい保育所をつくって、本当に素晴らしい保育所をね、環境のいい本当に保育士さんや、それから職員さん、そして父兄の方々に、安心して子どもを預けられるような場所をつくるんだと、町長はそうおっしゃっておられます。そのためにも今は、あくまでも暫定的な措置であるとそうおっしゃいました。そして駐車場と、そして通路もできました。これは町内の皆さん、父兄の方がみ

んな喜んでおられます。冬なんか特に本当に大変なんです、あの通路はね。それでもこれ
ができましたから、本当にありがたく思います。

そして、そのほかに、この保育所が芝草と二つに分かれます。5歳児は保育所のほうに
行く、そうすると、今5歳児と2歳児で、2人で野沢保育所に入っていた場合、1人は無
料なんですよ。今度は別々になった場合はどうなんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保育所の再質問についてお答えします。

5歳児と2歳児の子どもがおられる方の送迎のことで。

保育料につきましては、芝草保育所につきましては野沢保育所の分所という形になりま
すので、今までどおり2人目は無料ということになります。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、今までどおりだということですね、料金はね。

そうすると、今、今度は5歳児が芝草に行くと、そして放課後クラブも芝草に来るん
ですよ、そうすると50名くらいの人数になりませんか。そうした場合に、そのボランティ
アでやられておられる方もいるわけですよ。あの放課後クラブの子どもさん、生徒さん
ですか、そういうのをみるために。わからないですか。何人かは、家に帰っても誰も家にい
ないから、あそこの芝草のところにいるわけですよ、そういう人たちは、みる人は、学校の
元教員の方とか、そういう人たちが本当は携わったほうがいいんじゃないんですか、宿題
とか何か、いろんなことをそこでやるわけでしょう、違いますか。どう思いますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 放課後児童クラブの質問にお答えしますが、今、放課後児童クラブにつ
きましては、現在は芝草保育所の一部屋を利用してやっているわけですが、その指導につ
きましては、保育士さんが2名、専属の保育士さんが2名専属で保育をしております、
宿題等の部分についても、現在、面倒をみているような状況であります。現在は、ボラン
ティアさんは利用しておりませんで、保育士さんで対応しているということでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、保育士さんは、今度は5歳児が来るわけですから、2人で対応
できますか。そして運動会やったって、5歳児なんか飛んで歩けるような状態ではないん
ですよ。それどう思いますか。

○議長 ちょっと整理して、放課後と保育。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 芝草保育所に来年度以降、5歳児が芝草保育所に、野沢保育所の分所に
なります芝草保育所に行くわけですが、その5歳児につきましては、きちんとした保育士
さんが対応します。それで、放課後児童クラブにつきましても、別の保育士さんがきち
と対応するというので、それぞれ別々に対応しますし、部屋も2部屋ずつ別々にありま
すので、スペース的にも十分確保できるのかなというふうに考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 なるべく父兄の不満とか、そういうのが、苦情が出ないようにお願いいたしま
す。今後とも町の対応に期待いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問を全部終わります。どうもありがとうございました。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 5番、伊藤一男です。私は今議会定例会において2項目にわたって一般質問を通告しておりますので、これから質問をいたします。答弁、よろしく願いをしたいと思っております。

まず最初に、廃校の利活用についてお伺いをいたします。現在、本町では廃校の利活用ということで、旧新郷中学校を活用して、芸術文化活動の拠点としての国際芸術村や、今年10月には旧奥川小学校を活用して地区行政サービスの拠点やコミュニティの場として奥川みらい交流館がオープンし、そのほかにも農林産物の加工場や加工研修施設など、着実に利活用がなされて、地域の活性化が図られようとしております。

また、現西会津小学校は、27年度開校の新築校舎への移転後、役場庁舎への活用も計画されております。しかしながら、旧尾野本小学校や旧群岡小学校においては、まだ利活用の計画が示されておられません。町では現在どのように検討されているのかをお伺いをいたします。

次に、商工業の振興についてお伺いをいたします。国内における経済情勢は、円安やアベノミクス効果により景気が上昇傾向にあります。しかしながら、町の商工業を取り巻く経営状況は、一部を除き全体的に受注や売り上げなどの回復が遅れており、景気の上昇がまだ実感できない状況にあると思っております。

そのような中、町では商工業を支援するため、経営の安定化に向けた各種支援事業に取り組んでいるところでありますが、その実施状況や、次年度の予算編成の時期になるが、新たな支援策は検討されているかどうかをお伺いをいたします。

これで私の質問といたします。答弁、よろしく願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 5番、伊藤一男議員のご質問のうち、私からは商工業の振興についてお答えをいたしたいと思っております。

議員おただしのとおり、国の経済政策により、景気は穏やかに改善してきております。しかし、町内の商工業においては景気回復の実感は、まだ得られておらず、依然として厳しい経営環境にあると認識しているところであります。

このようなことから、町では商工業者の支援のため、まず融資制度や利子補給など各種事業を実施しているところであります。今年度の実績等につきましては、中小企業振興資金補償融資制度の利用が、11月末現在8件で1,926万円で、中小企業融資制度資金融資補給事業については、上期分で62件55万134円となっております。企業支援事業につきましては、現在4件50万円、新規学卒者雇用促進事業は5名、50万円をそれぞれ見込んでおります。ふくしま復興特別資金等信用保証料補助事業は1件、62万4千円の実績となっております。

次に、新年度に向けての事業についてであります。まず商業の活性化対策につきましては、年間約30万人の利用客がある道の駅の魅力アップを図るため、A区画に商業活性化施設の整備に向けた実施設計業務やまちなか再生事業などに取り組むこととしております。

また、福島DC、ディスティネーション・キャンペーンが来年度から3年間実施される

ことから、町内における観光素材の発掘や観光ルートの整備、おもてなしの充実など受入れ体制の整備などが求められておりますので、こうした内容に対応してまいりたいと思います。

こうしたことから、観光協会をはじめ、商工会、商店街の皆さんと町内まちなかや観光地への誘客に向けた対応を協議していくこととしております。

さらに、企業支援につきましては、西会津工業会をはじめ、町内既存企業と要望等の聞き取りを行なっているところではありますが、来年に向けた支援策の一つとして、会津地区の企業や自治体の協議会である会津産業ネットワークフォーラムや福島大学との産学官ネットワークを活用して、ものづくりやマーケティングに関する研修会、技術相談や大学・行政からの情報提供などを行なう仕組みづくりを進めているところでもあります。今後も引き続き町内企業への要望調査等を実施し、新たな支援策を模索してまいりたいと考えております。

町といたしましては、今後も引き続き町内商工業者の経営等の安定のために、各支援事業を実施し、雇用や就業機会の創出を図り、町経済の活性化に努めていく所存でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他の質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 5番、伊藤一男議員のご質問のうち、廃校の利活用についてのご質問にお答えいたします。

町では、各地域で開催した座談会などの経過を踏まえ、平成24年度に、西会津町廃校施設等利活用計画を策定したところでもあります。この計画に添って、旧奥川小学校については、奥川みらい交流館として整備し、旧野沢小学校校舎については、役場庁舎としての利用に向け、庁内検討組織を立ち上げ具体的な作業を開始しているところでもあります。

ご質問の旧尾野本小学校につきましては、耐震診断でDランクと判断されたことから建物の再利用は困難であるため、財源が確保されしだい解体する考えであります。

次に旧群岡小学校ですが、本施設については地区座談会において具体的な活用方法の提案はありませんでした。本施設につきましては、耐震補強がされておらず、不特定多数の方が利用する用途には活用できませんが、農業施設や工場、倉庫などの活用は十分可能だと考えております。そのようなことから、企業や団体等の施設貸与や売却を図るとの計画をしたところでありまして、文部科学省の廃校情報サイトや町ホームページで、全国に向け活用を呼びかけてきたところでもあります。

その結果、NPOや企業からいくつかの問い合わせや、活用提案があったところではありますが、具体的な活用までにはいたっておりません。今後も、本施設の有効活用が図られるよう、さまざまな形でPRしてまいる考えですので、ご理解願います。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、今ほど町長と課長より答弁がありました。それで、まず最初に廃校の利活用についての再質問をさせていただきます。今、話を聞いておられますと、旧群岡小学校、旧尾野本小学校については、もう建物、耐震性が低いということで、あまりこの利活用といたしますか、そういうふう前向きな答弁ではなかったように思うんですね。これ

は建物の、そういう耐震性の低さということで、危ないという危険性が大きいということで、そういうようなことになっていると思うんですが、やはりもうちょっと、例えば旧尾野本小学校に関しては、農業生産の施設、例えばキノコの、そういう菌床シイタケや、キクラゲ、そのほかのキノコの生産施設、そういったものの利活用については考えられないのかどうかをまずお伺いしたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

廃校の利活用の計画を策定するにあたり、地域の皆さんとの話し合いを行いました。確かに尾野本小学校につきましては、地域の農業に取り組む若者の皆さんから、農業用の施設として活用できないかというような話もございました。それからあと、社会福祉の施設、授産場なんか入居することはできないかとか、そういったいくつかの提案は確かにあったわけです。町のほうでもいろいろ考えたわけではありますが、尾野本のあの場所というのは、高速からの利便性が高かったり、さらにはこれから整備をします小学校、中学校にも近いというようなことで、その跡地をいろいろ町、これからのまちづくりのために活用していかなければならないんじゃないかというふうに考えたところであります。

そういったキノコ、それからシイタケとかという話ありましたが、そういった活用も可能だとは思いますが、貸与をすれば、当分の間、そういった利用にされてしまって、町としての活用ができないというようなことにもなってしまいますので、短期間の利用であればというようなことでは考えたわけではありますが、長期的な使用まではどうなのかというようなことで考えたところでありますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、その利活用についてちょっと考えたというような話ですが、不特定多数の人が常時そこに入って何かをするというようなことであれば、こういろいろ問題があると思うんですが、そういう菌床シイタケとか、そういうところの生産のあれだったら、別にそんなには、それは補強は必要かもしれませんが、そんなにお金はかからないのではないのかと。

あとはグラウンドについて、やはりグラウンドの利活用ということで、グラウンドについてもやはりそういうパイプハウスなり、そういうのも建てられると思うし、そういうグラウンドについての利活用も十分考えていく必要があるのではないかと、そのように思いますが。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ただいま申し上げましたように、農業用の施設として活用することも可能だと思います。そういった一部希望もあったということも確かでございます。ただ、そういった形で貸与してしまいますと、あと当分あの施設は、そういった形の継続的な使用になってしまうということでもあります。今、町でもいろいろ今後の公共施設の整備とか何かも考えなければならないということでもあります。そういった敷地の候補地として尾野本小学校も、その当時あったということもございまして、その総合的に考えさせていただきまして、取り壊しをして跡地を有効に活用するのが、町としてベストだろうという結論にいたったということもでございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 旧尾野本小学校については、やはり本当に耐震性が低いので、なかなかこの難しいというか、建築基準法にてらすと、やはり難しいということになるんだと思いますが、もう取り壊すというのは、最終的なあれだと思うし、やはりもっと利活用の方法があれば、建物をなんとかしてそういうできるものがあれば、これからやっぱり検討していただきたいなど、そのように思います。

次に旧群岡小学校についてなんですが、これも耐震性がかなり低いというようなことで、農業施設や工場など、活用してやったらいいのかというようなことでやっていると思うんですが、やはりあの施設に、旧群岡小学校の施設については、やはり不特定多数の人が入って、いろんなことをやるということについては問題があるということですか。あそこには子どもや高齢者の人が入って何かをするということについては、うまくないというか、そういうあれでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

不特定多数というような考え方ではありますが、地域の集会所みたいな形で、地域の皆さんが利用するような施設、そういったものであれば活用は可能だというふうに考えているわけです。ただ、商店であったり、そういった形、スーパーマーケットみたいな利用だとか、というような形でいろんな方が出入りするようなものとして再利用しようとする場合は、耐震補強をしなさいというような条件が付いてくるということでございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 旧群岡小学校については、やはり今、西会津町のいろいろ交流といいですか、横浜市の鶴見区との子どもの交流とか、これから締結されます災害時応援協定の埼玉県三郷市の、そういう協定の中にも人的交流というのをうたっておりますので、宿泊設備を完備されたような施設で、子どもの交流の場として、そういうものを、グラウンドもある、体育館もあるというようなことで利活用の方法はないものか、それについてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

宿泊施設みたいな利用の仕方というのは、やはり耐震補強という問題が出てくるのかなというふうに考えています。ただいまそういった交流の場というような提案があったわけではありますが、そういった角度からは、これまで検討したことがないということでもあります。本日のご意見なども踏まえまして、今後、ちょっと検討はさせていただきます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、検討するということなので、旧群岡小学校については、さゆり公園にも、車だと7分くらいで行ける距離でありますので、これからやはり合宿とか、そういうのも増えてくる。また農業のいろんなそういう研修、そういったものでやはり宿泊設備というのは、なかなかロータスインやコテージでは、これなかなかまかないきれないといえますか、またそこにいわき市の豊間小学校との交流、沖縄の大宜味村との交流というように、やはりだんだんそういう児童生徒の交流というのが多くなってくると思

うんですね。そういう中で、やはりその西会津にとっても、やはり宿泊設備というのは、これは必要なものかなとそういうふうに考えますので、これからひとつ前向きに検討していただきたいと思います。

次に移りまして、商工業の振興についての再質問をさせていただきます。先ほど町長から答弁いただきまして、その中で、まず今年といいますか、現在、西会津町に進出してきたい企業とか、そういうのは今のところあるのかなのか、その辺まず。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 ご質問にお答えしたいと思います。

現在のところ西会津町に進出したいという企業については、今のところ聞いていない状況でございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 震災復興基金を活用して、新規学卒者の雇用というのがあるんですが、これについては、昨年についてはどのようなになっていますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 新規学卒者の雇用状況ですけれども、昨年については5名の方が町内の企業に雇用されております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 先ほど町長の答弁から、あまり景気はやはり、西会津町の既存の企業についてはあまりよくないといいますか、そういうような傾向であると、そういうふうなことだったんですが、課長これは、やはり景気については、一部はやはり景気がいいところもあると思うんですが、その辺についてどのように理解されていますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 町内の企業の景気動向ですけれども、先ほども町長からお話がありましたように、現在、首都圏のほうは、かなり今の政策的な、アベノミクスとか円安、そういったものでかなり景気が回復してきているという、そういう状況なのかなということで、新聞報道などもされているわけですけれども、町内の企業さんあたりにいろいろお話を聞く段階では、確かにそういった影響で受注等も増えている企業等さんもあるわけですけれども、反面、まだまだ地方までそういった景気が浸透していないというようなことで、まだやはり経営的には苦しいというような、そういったお話も聞いているところでございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 景気の動向についてはだいたいわかりましたので、この毎年、いろんな支援策を講じているわけですが、それらの周知方法といいますか、例えばケーブルテレビで流すとか、それとも、そういう支援策を各企業を歩いてまわっているのか、その辺についてはどのようなことをやっていますかお尋ねいたします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 支援策の周知関係ですけれども、これについては、当然、新規、先ほどの学卒者の雇用につきましては、それぞれ企業等へ文書等を出しまして、こういった方がおりますかというようなことで、そういった周知をさせていただいておりますし、また、

そういった企業会の会合等の中で、こういった、現在支援策をやっていますというものを、町のほうで出向きまして、ご紹介をして周知を図っているというような、そういった状況でございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、次に新たな支援策ということについて、先ほどいろいろと会津ネットワークフォーラムとかの関する研修会とか、いろんなそういうことお話があったわけですが、やはりこれから新たな支援策、町においては、やはりこれから商業団地のA区画にテナント方式の商業施設ができると、そういうことで、若い人たちの、若者の参入といえますか、そういう考えたときに、やはり行政として何をすべきかと、そういうときに、みんな若い人たちはなかなかテナントに入りたいといっても、なかなか資金的なもので参入できないというか、進出できないという人がかなり多いと思うんですね。やはり若い人の活性化というか、ひとつ図るためにも、新規開業者に対して、やはりそういう支援策、資金面での支援策を考えて、若者の参入ができるような環境づくりをするのが、町としてやはり必要なことではないかとそのように思いますが、いかがですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 新規起業、そういったことについての質問ですけれども、現在、テレワークセンターにつきましては、新しくこれから企業を起こそうかという、そういった方々が入居していただいて、そこで新しい事業なんかを起こす場として、ああいうところがあるわけですが、そこにもアドバイザーの方がおまして、例えばそういった新しい企業を起こしたいという場合に、そういった資金の問題とか、制度的な問題とか、どんな事業計画をやったらいいとか、そういったことに対して適切にアドバイスをしていただく方もいらっしゃいますので、ぜひそういった方がおれば、どんどんそういったところにご相談いただければ、そういった新規起業について支援していきたいなと、そういうふうには思っております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、課長から答弁いただいたんですが、やはりこれから空き家も多くなる、そして空き店舗も多くなるというようなことで、そういうことで若い人たちが、そういう店をやりたいと、そういうような環境をつくるということも、やはり先ほどと同じように、商業施設に入って、新しいところに入ることに関してもそうですが、やはり空き店舗や空き家に、そういう若い人たちがお店を出してみたいと、そういうような人たちに、ぜひ資金とか、いろんな支援策を講じて、若い人が活性化できるような、そういう支援策を提供していただきたいなと、そういうふうには思います。

これは一つの私の提案でありましたので、あとはいろいろ、先ほど答弁いただきましたので、これで一般質問を終わりますが、とにかく若い人たちが参入できるような、そういう支援策、対策を取っていただきますようお願いを申し上げて、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 皆さん、こんにちは。3番、長谷川義雄です。12月に入り、皆さまには何かとお忙しくお過ごしのことと思います。本12月定例議会にあたり、これからの積雪を迎

えることによる除雪、雪崩、落雪等、いろいろ予想されます。町民の安全な暮らしが確保できることを目指して、安全安心なまちづくりについて質問したいと思います。

さて、西会津町の近年を振り返ってみれば、3年続きの大雪、東日本大震災による地震の被害は少なかったものの、その後の東京電力原子力発電所の放射能による風評被害は今も続いております。また、一昨年の新潟福島豪雨では、橋屋自治区をはじめ、農地、農業施設まで被害を受け、予想もしないことが次々に起こったことでした。また、今年に入っては、10月には台風26号による記録的大雨により、伊豆大島では10月16日未明の豪雨により動けず、住民に避難勧告や避難指示を出さなかったことにより、39名の犠牲者が出ました。また、11月には台風30号により、フィリピン中部が壊滅的な被害を受け、それを調査した国連の担当者は、復興は10年かかると話しています。

今後、西会津町においても、予想のつかない、いわゆる想定外の災害が発生した場合に備えて、事前の対応、初期の対応、復旧復興について、町民の皆さまとともに考えたいことも踏まえて、今回の一般質問の趣旨といたします。

テーマは、安全安心なまちづくりについて、一つ目は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各自治区の集会所を避難所として選定する考えはないか。また、その必要性や建物の安全性、設備などについて調査する考えについても伺いたい。

二つ目として、集落にある、ため池や堤の安全確認はされているのか。また、その結果などについて詳細に住民には説明されたのかお尋ねします。

三つ目として、冬の積雪による町道の危険箇所については調査し、住民に説明及び看板などにより、わかるようになされているのかお伺いします。

今回の一般質問の内容はこれです。よろしく申し上げます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 3番、長谷川義雄議員のご質問のうち、避難所に関するご質問についてお答えいたします。

はじめに、本町の災害発生時の避難所につきましては、国の災害対策基本法第42条の規定に基づき策定しております。町地域防災計画の第3章第7節避難救出計画の中で位置付けております。また、避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できる規模であること。がけ崩れや浸水などの危険箇所ではないこと。などが選定基準となっており、学校施設や道の駅、さゆり公園など合計31カ所を指定しております。

各自治区の集会所を避難所に選定する考えはとのおただしであります。災害発生時には、まず、自治区住民の安否確認が大変重要であることから、町では、集会所を一時避難所として位置付けております。災害の種類や規模によっては、一時避難所から避難所への避難となりますが、毎年実施しております町総合防災訓練においても、一時避難所への避難、一時避難所から避難所への避難は想定訓練として実施しております。

次に、建物の安全性、設備などについて調査する考えは、とのおただしであります。現在、国が作業を進めている災害対策基本法の見直しの中でも、避難所等の選定基準については、検討されているところであります。

このことから、本町といたしましても、指定している避難所及び一時避難所として位置付けている自治区の集会所について、立地条件を含めた安全性や設備などについて、今後、

調査してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 3番、長谷川義雄議員のご質問のうち、ため池や堤の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

町内には現在57カ所のため池があり、通常の維持管理は集落や西会津町土地改良区が行っております。このうち貯水量が10万立方メートル以上、堤の高さが10メートル以上、下流に人家等があるなどの三つの条件の一つでも該当するため池については、災害に対する警戒が必要な警戒ため池に位置付けされ、町内で10カ所が警戒ため池となっております。

昨年度国では、東日本大震災により農業用ダムなどが多数被災したことから、農業用ダム・ため池の耐震性の検証事業を実施することとなりました。本町でも警戒ため池10カ所と地元から調査要望のあった2カ所、合計12カ所のため池の事業要望をしたところ、震災対策農業水利施設整備事業として採択されました。

現在、ため池堤体の地質調査と安定解析業務、ため池のハザードマップ作成業務を行っており、両業務の完了工期が平成26年3月となっていることから、完了後は該当集落の皆さんに、ため池の状況やハザードマップの説明会を開催することとしておりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 3番、長谷川義雄議員のご質問のうち、冬の積雪による町道の危険箇所の調査および周知についてのご質問にお答えいたします。

町道の危険箇所につきましては、道路パトロール実施により危険箇所の把握に努めております。以前になだれが発生した場所や、道路パトロールで把握した危険な箇所については、なだれ注意等の看板を設置し、道路を使用する方々への周知を図っているところであります。また、特に危険と判断される場合については、雪が落ち着いた段階において、機械等で雪庇の除去を実施するなど、適正な道路管理に努め、安全・安心な交通の確保に努めてまいりますのでご理解願います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今の説明で、各集会所は一時避難所に位置付けされているのはわかりました。それで、まず各自治区で避難所の訓練について、実態はどうなっているのでしょうか、どこの集落も行っているのでしょうか、あまりよくみえないですけれども。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

各自治区の災害時の訓練というご質問でございますけれども、まず年1回、町の総合防災訓練、今年6月に実施いたしました、その際には各自治区で訓練を行いますので、今年ですと徳沢自治区、昨年ですと尾登自治区ということで、集落の住民の方にも参加をいただいで、先ほど私が答弁いたしましたように、まず一次避難所、集会所までの避難、それから集会所から、例えば尾登ですと、さゆり公園体育館への、避難所への避難訓練等々、想定訓練ということで実施しております。あとそのほかに、自主防災組織を組織している自治区もございます。そちらについては、年1回なりの訓練はされてございます。自主防災組織のない自治区につきましては、実態は明らかではございませんけれども、町としま

しては、まず自治区等で自主防災組織を組織していただいて、そういった訓練を主体的に自治区で行っていただけるように、今後、組織化に向けた努力をしてまいる考えでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 まだ自主防災組織ができない自治区については年に1回しかやっていないわけですが、その他の地区は、まわってくるまでにだいぶ時間があると思うので、その辺のところをちょっと。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 町の総合防災訓練は年に1回ですので、全自治区となりますと、かなりの年数が必要になるということでございまして、今、先ほどお答えしましたとおり、町及び消防署、連携を図りながら各自治区に自主防災組織の組織化について、お願いということで歩っていると、今後も努力して、できるだけ多くの自治区に自主防災組織を組織していただけるように努力してまいるということでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 一昨年度ですか、橋屋で避難した、資料集見たんですけども、町が避難を呼びかけた場合と、住民が、その地域が自主的に、言葉が悪いと、勝手に自主避難して、その課程において、またはその待避する場所において二次的被害が起きた場合などについて、怪我をされたとか、そういった場合の責任問題はどうなるんでしょうか。例えば、自分が区長やっていたら、勝手に避難してくださいと言って、その過程に怪我した場合、非常に精神的苦痛もあると思います。その辺のところ。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 避難途中での負傷等の責任はということでございますけれども、ケースはいろいろ考えられると思います。まず、自治区長さんとか、自治区の判断でまず一次避難というか、皆さんで避難しましょうと、あと、町長の判断で避難の指示、勧告を出して皆さんが避難すると、さまざまなケースはあると思われませんが、ただその避難途中での怪我等については、もちろん区長さんの責任とかという問題ではないと思います。まして町で避難勧告をして怪我をしたというのも、町の責任でということにはならないと思います。以上です。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私は責任うんぬんよりも、例えばその地区の区長さんだったら、避難したほうがいいのか、とどまったほうがいいのか非常に悩むと思うんです。その辺のところをお聞きしたいんです。悩むと思いますよ。町に電話しても繋がったらいいですけれども、繋がらなくてどうしようかなというときに、そういった面も含めて、この場で話してもらえばありがたいと思ったんです。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 避難するかしないか、とどまるかの判断ということでございますけれども、町が避難勧告を出す状況といいますか、例えば大雨で河川が増水して、上流域ではまだ雨がかなり降っているという状況把握はもちろん町はできます。ですから、今後、川の水位がもっともっと上がる、危険な状態になるという判断をしたら、当然、川の近く

にある自治区の区長さんなりには状況をご連絡して、まだまだ川の水位が上がりそうですので、今のうちから、まず皆さん集まって一次避難所、集会所に集まってくださいと。その状況がもっともっと雨が降り続くという状況でしたら、さらにそこも危険であれば、皆さん、例えば町でバスを出しますから、さゆり公園のほうにまとまって避難してくださいという、そういった町のほうで判断をして避難の指示といいますか、勧告なりを出すのは当然でありますけれども、ただそこまでいかない状況、例えば区長さんとか自治区の方の判断で、だいぶ水も上がってきたから、ちょっとみんなで一次避難しましょうという部分は部分で、それは当然、自治区のほうで、ただ、役場のほうに今こういう状況なんだというご連絡は、去年の自治区長会議の際に、そういった災害時の状況把握という部分が一番大切でありますから、区長さんには、もしそういった状況になれば、すぐに役場に状況を一報してくださいというお話をしていますので、まず基本的には、その地区の状況を役場のほうにご連絡をいただいた上で、町のほうでも、雨はこれから落ち着きますので、今後増水はないですよとか、まだ下流域で降り続けていますから、まだまだ水位が上がりますよというような、区長さんにはご連絡をした上で判断をしていただくと、それが一番だと思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 早めに対応、連絡を取ってやってもらえばありがたいと思います。

それで、防災の対応として、今までに町職員が専門に、そこに行って研修したとか、これから研修先を見てくるとか、そういうのはあるんでしょうか、これからないんでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

本年でありますけれども、防災担当職員、防災士の資格を取りまして、防災士の資格を取りますと、例えば各地区でハザードマップの講習会をやるにしても、その職員が講師という形で各自治区に入って、皆さんに防災に対する説明とかできますので、今年度、町で初めて防災士の資格を取りました。

ほかにはということでは特段ありませんけれども、以上です。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 さっきの話に戻りますけれども、先の台風26号で、伊豆大島では避難が遅れたことによって犠牲者が出ましたけれども、また一方、南の離れた60キロかな、離れた神津島というところでは、役場独自で雨量計を設置していたということです。それを見て、通信手段も何もできないときに、職員の判断により早めの自主避難をしたという。それで、西会津町独自の基準もありますが、例えば役場庁舎の近くに職員が見る、町民が見られる、そういうような雨量計、風向計でもあれば、例えば風量計だと、台風が来るなど、まわりで誰が見てもわかるわけです。そうすると、火の元には気を付けようとか、そういった意味で町民も職員も防災に対する意識が高まると思いますけれども、そんな考えはないでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これまでも防災関係については、厳しく職員間で連絡を取りつつ対応をしている

ところであります。例えば、雪もそうでありますが、だいたいどの程度雪が降るのかなどという、夜の深夜まで監視しているわけにはいきませんから、だいたい夜間になればわかるわけです、日常経験しているわけですから。そうした場合については、やっぱりすぐさま1メートルも2メートルも一気に降りますと、いろんな支障が出てまいりますので、そういったところについては十分パトロールするとか、監視をするように。もう一つは、台風が来る場合、これはもう職員が、担当職員、あるいは町民税務課、さらには建設水道課、それぞれ道路状況とか、あるいはどういうところが一番危険度が高いかということをお願い把握しておりますから、そういったところについても、来る前に、台風が来る前に事前に待機をするとか、そういうふうにして、今までちゃんととっているわけです。ですから、その点については、これまでの災害の事例なども十分認識しておりますので、万全といえば、それなりに対応を取っているということでもありますから、その点については、町としてある意味では管理しているのかなというふうに思っているところであります。

それから、先ほど担当課長から申し上げましたように、今年の防災計画について一部変えました。それは、議員が今申されましたように、初期判断を間違えると大変なことになるんです。ですからこの状況判断、やっぱり一番最初にその状況を判断をするためには、自治区長の皆さんとどう町と連絡を取らなければならないのかということで、そのところについては、自治区長連絡会議の中で町からの考え方を申し上げました。そして、ある程度、災害が、あるいは大雨が降ったという場合について、一部決壊があったとか、さらには水が増水して危険な状況になりつつあるとかという場合については、すぐさま、そういう状況になれば町としてはしっかり待機していますから、そういう連絡をまず取って、その状況判断について逐次連絡をいただきたいと、こういうような初期判断を町と集落でやっついこうという対応を今取っている、今後も取っていききたいということでもありますので、そういう状況をみながら、適切に町としては判断をしていきたいと。そういう場合になりますと、担当職員が、やっぱり現場に駆けつけて、集落の状況判断をみるし、そして最悪の場合については、やっぱり事前に消防団、こういったところと十分連絡を取りながら、災害には万全を期していきたいなというふうに思っていますから、そんな対応を取っているところであります。

○議長　　3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　それと、大雪場合、防災、減災も含めてですけれども、避難の通路が一番大事だと思います、皆さん慌てているわけですから。それで、町内の保育所の前につくった通路ですか、道路ですか、その辺のところ。今、新しくつくったところです。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　今、野沢保育所に道路といいますか、通路を設置いたしました。これは道路台帳に載っている道路ではありません。駐車場としての役割と、そして冬期間、非常に通行に不便をきたすということもありまして、一方通行でありますけれども、車をぐるっとまわして、そして交通の利便性を確保するというように対応している道路といえば道路であります。

○議長　　3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　私が聞きたかったのは、もし地震と火災のときに、そこを避難通路で使っ

た場合、事故等が起きたときはどうされるのかなと思って、確かに入り口には一方通行、出口が車両進入禁止、明示はされていましたがけれども、事故を一番心配しているんですけども。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 道路というか通路というか、グラウンドでもそうですけれども、最悪の場合を考えて、事故あったら、事故あったらこう言われてもって、ケースバイケースで対応せざるを得ないのかなというふうに思っております。例えば車同士で、通路であれ道路であれ、そこで互いにぶつかったなら、お互いに対応しなければなりませんし、あるいは、その人身事故であれば、その状況を判断をしなければならぬと思っております。ですから、事故等によっては、やっぱり状況判断をもって町としては対処するしかないということだと思えます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 西会津町の25年3月に作成された地域防災計画を見たんですけども、西会津町のまだ土砂災害ハザードマップが、その資料には載っているんですけども、福島民報11月14日付けには、一面にハザードマップ未作成が西会津町も含まれているんですけども、それは新聞が間違っているのか、県に届いていないのか、それとももうすでに対応したのか、それで私、新聞を見てどうされたのかと思ったんです。もし届けてきちんととなっているのなら、新聞社に訂正を出すとかあると思いますけれども。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 ただいまの長谷川議員からの質問でございますけれども、町におきましては、土砂災害等ハザードマップについては作成し、完備し、さらには地区住民説明会でも詳細な説明を実施しております。新聞報道につきましては、県の砂防課のほうで、一部マスコミに対する情報提供に不適切な部分がありまして、未作成というような報道がなされたところでございます。翌日、私のほうから県当局に対しまして、西会津町はきちんと作成しておるし、県当局もその地域住民説明会にも同席しておるはずなのに、どうしてこういうふうになったんですかということで、強くその訂正と謝罪について申し上げました。当然のことながら、県の全面的なマスコミに対する情報提供が誤っていたということで、町長に対する県当局からの謝罪もございました。

町としては、土砂災害ハザードマップは完備しておりますので、これからも引き続き、十分に住民の方がにそういったものを活用していただくように、さまざまな機会をとらえまして活用していきたいというふうに思っております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それを聞いて安心しました。ああいった記事が載ると、見ているほうもちょっと職員は何をしているのかと思ってしまったような状況がありました。わかりました。

それと、防災会議の構成メンバーの中で、八重窪だけが自主防災組織代表、区長となっていますが、その他の自治区はないのでしょうか。私も自治区の役員をしていますけれども、自主防災組織というのはどのくらい自治区でなされているのか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 自主防災組織のご質問にお答えいたします。

現在、本町には自主防災組織が16団体組織されてございます。ただその中には、すべて自治区ということではなくて、女性消防隊も自主防災の位置付けになってございまして、ですから、自治区ですと13、4の自治区が組織されてございます。

今回、防災会議の構成員ということで、八重窪の自主防災組織に入ってくださいました。八重窪とか、あと上野尻自治区とか、結構活発に自治区で活動されていまして、その中から選ばせていただくということでございます。今回、八重窪に委員になっていただいたというのはそういう事情からなっただきました。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 先ほどの集会所は一次避難所と、避難所としては施設、学校も入っているんですけども、各小学校の施設、使われていない学校もあって、本当に避難所として入れるのか、また、冬は大丈夫なのかと思います。特に各地区の使っていない学校をみただけでも、避難所という看板もありませんでしたけれども、その辺のところ。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

先ほど答弁の中で、合計で31カ所避難所に指定しているということでございまして、31カ所すべて合わせますと、収容人員は1万3千人くらいの収容にはなります。一応、すべて、例えば寝泊りできる状態なのかといいますと、空いている学校なんかはもちろん雨風はしのげますけれども、暖まではということでして、一応、指定はしてございますけれども、例えば町全部、全域を襲った災害ですとちょっとあれかもしれませんけれども、局地的な災害については、その避難所の中でも条件のいい場所を避難所として入っていただくようなことで考えております。近くの場所だけが避難所という考えではございませんので、町全体で考えるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その防災計画の中に、いろんな業者、団体、すべて協力となって、例えば、食事については米飯提供とか載ってはいたんですけども、一つちょっと気になったのは、西会津町の簡易的な旅館もありますけれども、それが載っていなかったのはどういうわけでしょうか、協力が得られなかったのか、私が見たところには載っていませんでしたから、その辺ちょっと。無理なのかなと思ったんです。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 防災計画の中で、必要物資の調達とかという部分がありまして、食糧であったり、燃料であったり、重機であったり、もろもろ、例えば重機関係ですと建設業組合さんがあったり、食糧関係ですとスーパー、商店があったり、ということでございますけれども、その中で旅館が入っていないというお話でしたけれども、西会津の旅館さん、全部宿泊できたとしても、収容できる人数が何人もないということもあると思っております。ただ、本当に必要であれば、当然、旅館組合さんともお話をさせていただくというふうなことで考えています。

なお、今、災害時の応援協定ということで、三郷市については全員協議会でもご説明いたしましたけれども、それだけではなくて、例えばホームセンター等々の協定についても、今、動いてございますので、まとめ次第、そういったホームセンター、スーパー等々に

についても協定を結んでいくということで、現在作業を進めてございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 この前、奥川地区で議会報告会をしたんですけれども、その中で、住民から今の交流みらい館の場所は、一応、避難所としてなっていると思うんですけれども、はたして車で避難してきたときに、あの駐車場が雨で使用が無理なんじゃないかなと、確かに見ると、大雨が降れば水溜りになるような気がするんですけれども、この場を借りて話してもらえば、なおありがたいと私は思ったんですけれども。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 駐車場というのはグラウンドのことですか。ものすごい雨で、そういう状況になるかもしれませんけれども、やっぱりそういう場合については、適切な、例えば1台、2台で来るわけではありませんので、そういう場合については、やっぱり適正に消防団とか、あるいは業者の皆さんとか、いろいろ対応して、駐車できるスペースは、やっぱりその時点で臨機応変には私は確保していくんだらうというふうに思っておりますので、最悪の場合については、誰がどんなことをしても、それは万全なことはありませんから、あの駐車場は立派に、グラウンドは立派に駐車場になるのではないのかなというふうに思っています。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 わかりました。もう1点、もう一つの地区があるんですけれども、一次的避難というところで、屋敷の集会所を見たんです。屋敷の集会所については、隣から水をもたらっているような状態で、今年ボーリングをしたんですけども、水はちょっと難しいような話です。それで、そういう説明は住民にされているんでしょうか。たぶん避難の場合は、一次避難所というのは集会所というふうに説明を聞いたからそう思ったんですけれども。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 屋敷は集会所ばかりではなくて、集落全体が水不足なんです。ですから、今、町として水道事業を、ボーリングをやって、今、水が出ております。ただ、少しその水を汲み上げて、どのくらいの水量になるかどうか、今、判断しているところでありますので、そうした場合には、集落全体と集会所にも敷設することは可能であろうというふうに思っています。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 地区の方はその辺を心配していましたので、早期の対応をお願いします。

それと、ちょっと答える課は違うんと思うんですけれども、学校における防災教育はどのようになっていますか。例えば、古い話になると、稲村の火で有名な和歌山県もあるでしょうし、最近では東日本大震災では釜石の奇跡というのもありました。西会津町の子どもを一人でも犠牲者を出さないためにも、その辺のところをお願いします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 東日本大震災以降、震災に備えた避難訓練等も、もともとあったんですが、改善を加えて計画をして、小学校、中学校ともに年間2、3回、避難訓練を実施して、万全

を期しているところでございます。それから、防災計画、消防計画、校内でまとめまして、関係機関に提出を申し上げていると、その中でまたご指導も賜っているという状況で対応しております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 一人でも犠牲者を出さないように、よろしくをお願いします。

町長にお聞きしたいんですけれども、12月6日の全員協議会において、三郷市と災害時相互応援協定の締結の運びになると、そこで今後の私の考えた課題ですけれども、これから関東近県では、首都直下型地震とか、南海トラフによる地震とか想定しています。そこで、住民をどこに避難させるか、特に関東の自治体では、いわゆる広域避難、昔風にいえば疎開というふうに考えています。それで、それをグリーンツーリズムと合わせて、疎開先下見ツアーなんていうふうに計画して、一人でも住民との交流を増やせばどうでしょうか。その辺のところ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 三郷市と災害応援協定、これは結ぶことになります。その素案などについては、全員協議会でお知らせしたとおりでありますけれども、ことこまめに、何名引き受けるかとか、物資は何が欲しいとかと、そういうことではないんですね。やっぱり、その、もしお互いに災害があった場合について、対策本部でまずその協定を結んでいる自治体に対して、どういう措置を講じていただけるかということ、それをお互いに連絡を取り合って、例えばこの前言ったように、電池であったり、食糧の米であったり、あるいは部分的、医療器具であったり、そういったようなところなどについて、町がちゃんと対応できる範囲の中で対応する。あるいは町が災害あった場合について、今度は町として、例えば三郷市のほうにいったい何を提供していただけるのかということ、まず町として一番、これは一番欲しいと、例えば寝具であったり、医療器具であったり、そういったことについて、まず対策本部でそれぞれ検討して対応していきたいというのが、これからの対策の具体的な内容であります。

ですので、例えば今のように、これは最悪の場合ですよ、住民が避難をしてくるなんていう場合については、そういう要望があれば、町として最大限、一時的な避難ですからあくまでも、そして一時的な避難から、そして今後住まいをどうするかというと、これはまた別な話でありますので、そういう一時的な避難のみ、やっぱり一時的に対応する。そして、それからの話だろうというふうに思いますから、最初から移住してくるようなことを考えて、想定して、災害対策で、応援協定で組まれておりませんので、それはお互いに今度は話し合いの中から進めていくべきものなのかなというふうには思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 最後にもう1点だけ町長にお聞きしたいんですけれども、大災害では予想外、想定外のことが起きると思います。今までの訓練は昼間だけです、ほぼ。それで、今年会津若松市では9月の29日に夜間訓練を初めて行ったそうです。災害は昼間だけではないと思います。皆さんで夜間避難訓練を行うことによって新たな課題もみえると思うんですけれども、それはやることに対して町側も住民も多少大変でしょうけれども、それは大

事なことだと思えるんですけども、それを最後にお聞きしたいです。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 想定外訓練というのも私は必要なのかなというふうには思っています。この前、にしあいづ福祉会と、理事といろいろ話し合う場をセッティングして、今後いろんな形で、業務内容も含めながら、町とにしあいづ福祉会で取り組んでいきたいと思いますというふうには、そういう話し合いを持ちました。その中で私から提案を一つしたのは、例えば、福祉会の災害があったと、災害があって、あの入居している人たちが一時的な避難として、じゃあどこにどういうふうにして、これ町の施設を使うかという場合の想定もしなければならぬと。その場合に、今ロータスイン、コテージ、あるいは宿泊施設、こういったところも避難所の一つだから、今後そういったところと協定を結びながら、にしあいづ福祉会のあの入居者状況の対応と、そういうことをして、やっぱりやっていく必要があるのではないかと。あるいは体育館、こういったところと、こういう町の施設と、やっぱり福祉会の施設、連携を取りながら、いざというときに対応できるような対応も、これから模索していかなければならないだろうと、それは検討することに、検討するということは実施するというものですから、やらないということではありませんから、検討するといのは。そんな対応を立ててまいりたいと思っております。

それから夜間訓練、これもどういう場合にどこでやるかということは、これは少し考えなければなりませんけれども、こういうことも必要な方法なのかなと、担当課と十分相談をしながら、できればそういう訓練もあってもいいのかなというふうには思っています。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 住民の安全を確保するために、皆さんの努力よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時46分)

○議長 再開します。(15時00分)

1番、小柴敬君。

○小柴敬 1番、小柴敬です。一般質問の通告に従いまして質問をさせていただきます。また、今次の質問は同僚議員と重複する点もございますので、次の大きく3点について実施したいと思っております。

まず大きく1番目は、ミネラル野菜の現状と今後について。そして、大きな2番目は、町内における街路灯、防犯灯のLED化について。そして3番目は、町道の交通安全対策について。以上3点を質問させていただきます。

では1点目、ミネラル野菜の現状と今後についてです。当町の高齢化率も40パーセントを超え、農業を取り巻く環境も一部の菌床農家を除いては後継者問題など、なかなか解決の目途が立っていないように思われます。その中で、ロータスインの太陽のレストランが、西会津ミネラル野菜を活用して新たにオープンし、福島民報のあぶくま抄にて取り上げられ、応援のメッセージを感じ取ることができました。ミネラル野菜もその栽培から15年を経過し、西会津のブランドとしてしっかり根が張ったと思われまます。しかしながら、ミネラル野菜農家の平均年齢が68歳、そして軒数も59軒、本年4月の調べですが、今後のミネラル野菜の需要の増加に供給の不安はないだろうか心配です。そこで次の3点について

質問をいたします。

一つ、現在のミネラル野菜の需給、出荷額について。2、今後のミネラル農家の後継者対策について。3、一般の農家のミネラル野菜移行への町の支援について。

以上が第1問目です。

続きまして2番目、町内における街路灯、防犯灯のLED化について。これは、先の三留議員に重複するものであります。

2003年、野沢町内の街路灯が新しくなり現在にいたっております。自分の住む4町内では、年間約27万円の電気料を支払っており、町内予算の3分の1を占めております。街路灯、防犯灯のLED化は、今後予想される人口減少、高齢化による年金生活者の増加等、各町内の負担増を軽減させる、現時点唯一の手段といてもいいと思います。国では、環境対策や省エネに対して積極的に支援を表明しており、わが町でも他町村に先駆けて推進していくべきと考えます。

野沢町内の商店街の街路灯につきましては、中小企業庁の商店街まちづくり事業、これを活用すれば、商店街のLED化が可能かと思われませんが、町としてはどう考えているかお伺いをします。また、他の尾野本、群岡、新郷、奥川地区のLED対策はどう支援していくかお伺いをいたします。

3番目です。町道の交通安全対策について。本町も来年、町政施行60年を迎えようとしております。インフラの再整備など、今後の町政における重要な問題が数多くあげられますが、町道の交通安全対策について、どのように考えられているかお伺いをします。

来年3月には、役場、西中間の十字路に信号機の設置も決まり、心配していた通学路の安全対策の一つが解決したことは、大変よかったと思っております。しかしながら、町道のほとんどが、現在、白線が見えなくなっており、歩行者、運転者が安心して通行することが不安となってきているのも現実です。また、これから冬を迎え、歩道の確保、西高前から同気、信金交差点、野沢保育所入口等と、通学路の積雪寒冷期における安全確保も含め、対策をお伺いします。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 1番、小柴敬議員のご質問のうち、ミネラル野菜の現状と今後についてのご質問にお答えいたします。

町では、平成10年度より健康な土づくりに基づくミネラル栽培に取り組み、今年で15年が経過しました。当初、健康づくりからスタートしたこの事業は、農業所得の向上はもとより、学校給食や福祉施設への供給、道の駅よりっせのでの販売、JA青年部の芋焼酎、米粉パンやジャムなどの加工品開発など、関係する各方面に事業が拡大し、現在では町農業の重要な施策に位置付けられています。

現在ミネラル栽培に取り組んでいる販売農家は、にしあいづ健康ミネラル野菜普及会の会員が59人、町のパイプハウスリース事業を活用し、施設園芸に取り組んでいる農家で組織する、にしあいづ施設園芸生産振興組合の会員が38名、町内全体では97名の農家が取り組んでおります。また、町が認定しているミネラル栽培ほ場面積は、今年度1,453アールとなっています。

ご質問のミネラル野菜の出荷額については、平成24年度は野菜の価格低迷もあり販売実績は8,700万で、主な出荷先は、農協、よりっせ、リオンドール、学校給食等です。今年度は従来からの販売先に加え、先月再オープンしたロータスイン太陽のレストランへの食材供給や、よりっせから会津若松市の飲食店に食材を提供している素材広場との取り引きも始まり、ミネラル野菜の需要は今後、ますます増える事が予想されます。

このことからご質問のミネラル栽培に取り組む農家の後継者対策と、一般農家のミネラル栽培の取り組み支援については、今後取り組んでいかなければならない重要な課題であると認識しております。

はじめに、後継者育成については、就農希望者に対しては、町独自の新規就農者安心サポート事業により、一つ目は、3年間の営農研修費の助成と町外からの新規参入者については、住宅賃借料の助成。二つ目は、営農計画が確定するまでの間の研修農家の紹介。三つ目は、農地の斡旋などを行っております。この事業を活用して現在キュウリの施設園芸に取り組んでいる若い後継者がおり、地域においても担い手として、期待されています。

次に、一般農家からミネラル栽培に移行される方については、土壌分析料の補助や、耐雪型パイプハウスのリース事業による施設整備の支援、町専門員やJ A、県による連携した指導体制と販売までのアドバイスなど生産から出荷までの一連の取り組みを支援しています。現在も生産拡大は喫緊の課題であります。今後予定されている道の駅の整備計画においても、地元農林産物の販売は重要な位置付けとなっており、ミネラル野菜の生産拡大と冬期間の野菜生産による、年間を通した販売体制を確立しなければならないと考えております。

現在、次年度以降のミネラル農産物の振興に向けた計画作りに取り組んでおり、関係機関や生産者の皆さんと十分に協議を重ねながら実施に向け積極的に取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 1番、小柴敬議員のご質問のうち、街路灯及び防犯灯のLED化についてのご質問にお答えいたします。

2番、三留議員の質問にもお答えいたしましたように、野沢町内街路灯、その他自治区の防犯灯とも、LED化のニーズは高まっており、町としましても、早急に取り組むべき課題であると認識しております。

現在、町では街路灯と防犯灯のLED化に要する費用と、高額な負担が生じている町内街路灯器具修繕料の支援などを含めた補助制度の創設に向けた作業を鋭意進めているところであります。なお、議員からは国の補助制度の活用についての具体的な提案がありました。これらの補助金を活用するためには、商業団体等が事業主体となって事業申請する必要があります。町としましても、これら補助制度が有効に活用できるよう、積極的に支援してまいりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 1番、小柴敬議員のご質問のうち、町道の交通安全対策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、冬期間の歩道の確保についてであります。町では通学路となっている歩道

につきましては、専用の除雪車により、しっかりとした除雪に取り組んでまいります。また、歩道が無い通学路につきましては、交差点部分など積雪により見通しが悪くなるなど危険な箇所について、地域の皆さまのご協力のもと除雪・排雪に取り組んでいきたいと考えております。なお、町道の白線が見えなくなっている箇所についてであります。定期的な道路パトロールにより把握した修繕が必要な箇所について、交通量等を勘案し、計画的に対応しているところでありますのでご理解願います。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 今期8,700万という出荷額、これをおうかがいいたしました。相当数、西会津町の学校給食、こちらのほうに出荷しているのではないかと思います。そちらのほうの出荷額は年間を通じていくらくらいでしょうか、お伺いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

8,700万の出荷額の主なものは、農協出荷が5,000万であります。学校給食、福祉会につきましては、両施設を合わせまして80万であります。この内容につきましては、学校の管理栄養士さん、それから生産者の代表の方、それから担当課と協議をしまして、なるべく地元産を使ったものを給食のメニューに入れていただくような取り組みをしまして、毎月情報のやり取りをして地産地消の率を高めたいということで取り組んでおります。

すべてのものを供給できる状況ではありませんので、西会津町でとれる野菜については、使っていただくという方針のもとに取り組んでおります。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、次に移らせていただきます。まず三つ目の、ミネラル農家移行への支援ということで、土壌診断助成、これが1万と500円。それからパイプハウスリース、専門員の配置等、今回ちょうどタイミングよく、町からこういう文書が出されました。ちょっと裏を見てわかりにくい部分がありましたので、このミネラル栽培用1件につき1万500円、それから分析料1,890円、これ等と、われわれ一般家庭の者が、例えば分析してほしいといったところに、これは全額補助いただけるのでしょうか、お答えください。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

土壌診断の補助金につきましては、基本的に販売を目的に生産される方について、町のほうで1万500円、2年間全額補助、3年目は2分の1補助ということで実施をしております。個人的に自家用の野菜で土壌診断をされている方もいらっしゃいますが、その方については自己負担で実施をされております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 他町村というか、非常に極端な例ですが、青森のJA十和田おいらせ管内における野菜振興会、これがあるんですが、平成12年にミネラル農家が125名で出発しました。そして現在、平成22年度調べですが、延べ人数で1,087名、耕作面積も1,222ヘクタールから、3万6,900と、明らかに10年で3倍増くらいになっているわけです。やはり西会津としても、ブランド化、これを目指して、しっかりと経営をしていただきたいと思います。そう思っております。

その中で、ミネラル農家の要件として土壌分析の実績、それから処方箋に基づいた肥料の施し方、それから出荷前の糖度、そして硝酸値の測定というふうに、この三つを満たしたものが十和田おいらせミネラル野菜というふうにして出荷をしておりますが、わが町では、この硝酸値設定、出荷前の糖度等の検査はあるのでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

ミネラル栽培の基本は、土壌診断、それから土壌診断に基づく施肥設計というのは、基本的にどこの地域であっても同じような必須科目になっているかと思えます。たぶんおいらせのほうは、果樹とかそういう部分の取り組みが多いために、出荷前の糖度検査というのが必須項目に入っているのかなと思えますが、当町においては、糖度の検査と硝酸態窒素の部分の検査については行っておりません。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 参考までですが、熊本県の八代のキャベツ、これミネラル野菜なんですが、非常に糖度があるというすばらしい値を示しております。わがミネラル野菜も、そういうところを目指して、しっかりとがんばっていきたくと、そういうふうにご要望をいたします。

それから、ミネラル製品の支援、そういったことに対しての助成はあるんですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

土壌診断に基づく施肥設計の施肥の部分の支援については、現在行っておりませんが、土壌診断に基づくデータ解析、それから施肥の指導については、土壌診断書を配付の際に専門員が同席をしまして、皆さんに具体的な施肥の指導を行っております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 今後のミネラル野菜の発展を切に要望するものでございます。これで1番目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2番目のLED化、これについて再質問をさせていただきます。企画情報課長のほうからもお答えがあったんですが、私の調べたところ、商店街にぎわいプラザ、これはインターネットに載っているわけですが、今年11月11日に第3回目策定が終了し、今次、269件が策定されました。そのデータが手元にありますが、これらのほとんど防犯カメラの設置及び商店街の再LED化、これらが要望されております。それで、この金額というのは、3分の1が各商店街等の申請場所、そして3分の2、これは上限1億5,000万円、これを上限としまして、国からの助成という形になっております。先ほどの杉原課長のほうからの答弁で、約2,000万円の費用がこの野沢町内のLED化に必要なということであれば、持ち出し金額700万弱で町内のLED化が喫緊の状態でも可能です。ぜひともこれを要望するものでありますが、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 町内には204灯ということでありまして、LED化のための費用が9万円、掛けますと1,836万円という金額になります。確かに金額的には十分その上限の範囲でありますので、全部を一気にやるということも可能なかもしれませんが、ただ、あくまでも商店街というような位置付けでございますので、この204灯すべてが、そういった

その位置付けに該当するのかどうかというような見極めも必要なのかなというふうに思います。

町でも2期に分けて整備をしたわけではありますが、1期目は商店街の振興のために整備をしたと、それから2期目の事業につきましては、それと同じ型の街路灯を裏通りとかに、町内の要望に基づいて、財産区からの支援を得て設置をしたというようなことであります。したがって、全部がこの商店街のこういった事業に該当させられるのかなというのはちょっと難しいかなというふうには考えているところであります。

いずれにしても、その3分の1の負担のあり方なども含めまして、今、整備のあり方については町のほうで総合的に検討していきたいというふうに考えております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 この3分の1の助成についてですが、このダウンロードしました返答の内容によりますと、本事業の補助率は3分の2ですが、残りの3分の1については、市町村等からの補助を受けて差し支えありませんというふうに書いてございます。269件の中、87件は市町村からの補助を合わせて受けるというようなこととされておりと記載がありますので、ぜひとも町の前向きな検討、これをやってほしいと思いますが、回答を求めます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 三留議員の答弁でも申し上げましたが、野沢町内につきましては街路灯という形で、大部分整備されているわけではありますが、そのほかの集落につきましては、防犯灯というような形で町内の安全対策がされているということでもあります。そういったことでもありまして、野沢町内につきましては、全額町が負担するのがいいのか、その辺、十分整合性取れるような形で補助制度なりを考えていく必要があるのかなというふうに考えているところであります。そんなことで、十分検討して結論を出していきたいというふうに思います。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは3問目に移ります。現在、先ほど建設課長のほうから、町内除雪路線が159.3キロというようなことの発表がありましたけれども、この町内の白線、これについて質問をさせていただきます。メーターいくらくらいでできるものかということですが、いかがなものでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 白線の価格についてのご質問にお答えいたします。

白線につきましては、ペイントというペンキで塗るやつと、溶着といいまして、溶かしまして、そのまま焼き付けるような白線が二つございまして、ペイントにつきましては128円、溶着につきましては400円ということで、今年は単価契約でやっております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 以前は、何年か前だと思うんですが、交通会の会員等が実施したように思いますけれども、現在、毎年実施されていないというのは、これは要望とか、そういったものがないからということか、それとも町として必要がないから実施しないのかということですが、安全確保からみると、やはり運転者の左側の車線の白線、こういったものが

やはり必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 白線のご質問にお答えいたします。

道路に白線を引くものについては、公安委員会で引くものと道路管理者が引くものがございます。以前につきまして、交通会で横断歩道等を引いていたということがございますが、これは公安委員会で引くものでございまして、そういうような関係で、公安委員会が指定したところでないと引けないということでございます。もしそういうところで事故がございまして、勝手に引いたということで、いろいろなトラブルがあるというようなことで交通会で引かなくなったのかなど、このように考えております。

白線につきましては、緊急的に必要な箇所を引いておりまして、センターがないと非常に危険だというような箇所を優先的に引いておりまして、外側線は今引いていないというような状況でございます。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 最近、非常にインフラ再整備、これが非常に問題となっているわけですが、まちなかをみましても、結構、道路破損状況、若干補修はされております。しかしながら、各白線部分、相当数消えております。各49号線等を見ますと、道路補修以前の前に、春先になりますと白線がきれいに補修されるわけです。道路が多少傷んでいても、その白線部分がきれいであれば、道路の安全確保、これも確保されますし、町内各部分の目新しさ、そういったものも確保されると思うんですが、ぜひとも白線、これを緊急に引いてほしいというふうに考えるんですが、今現在どうお考えでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 白線につきましてのご質問でございますが、白線につきましては、今現在、これから冬期間を迎えるもので、これから白線を引きましても、除雪等で剥がれてしまうというようなことでございますので、来年春に、白線につきましては危険箇所を優先的に引いていきたいと、このように考えております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 先ほど質問しました雪の場合の歩道の確保、これについての質問に移らせていただきます。特に昨年、雪が非常に多かったものですから、西高前の新町橋まで、非常に芝草の子どもたちが歩道確保に憂慮しておりまして、安全のためになるべく除雪をしてほしいというような声を聞いております。何分、雪がいっぱい降りますと、いくらかいても、一旦かいた雪がまた戻ってくるというような状況でありますので、先ほど同僚議員が質問されましたが、渡部議員ですが、自分の家の前の雪を、なるべく入口に置かないというようなことも含めまして、しっかりと大きな降雪、そういったことに対して、もう少し排土板を利用するとか、除雪の方法を考えてほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 西高前から新町橋の除雪のご質問にお答えいたします。

あの間につきましては、排雪場所もないというようなことで、どうしても道路の脇に除雪するというような形を取っております。そんなことで、降雪が続くとだんだん幅員が狭くなってまいりますので、この箇所につきましては、例年どおり西高から新町橋まで押し

出しを行いまして、新町橋からロータリーを使いまして下の河川に排雪するというようなやり方で除雪をしまいたいと、このように考えております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 町道の交通安全対策ということで、いろいろ質問をさせていただきましたが、これから降雪期を迎え、各町内でも見通しの悪い道路、それ等も発生するかと思います。町民の皆さまの安全確保、これを優先していただいて、各保育所入口、小学校入口、これ等、子どもの身長を超えるような降雪がありましたときには、住民の皆さまのご協力ももちまして速やかなる安全対策を講じてほしい、そう願って今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時37分)

平成25年第8回西会津町議会定例会会議録

平成25年12月10日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	会田秋広
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教育長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教育課長	成田信幸
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享		
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第8回議会定例会議事日程（第5号）

平成25年12月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1. 多賀 剛 | 2. 鈴木 満子 | 3. 青木 照夫 |
| 4. 五十嵐忠比古 | 5. 清野 佐一 | 6. 長谷沼清吉 |

○議長 おはようございます。平成 25 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。8 番、多賀剛でございます。今定例会に 3 件の一般質問通告をしておりますので、順次質問をさせていただきます。

まず 1 点目といたしまして、副町長人事についてお尋ねをいたします。藤城副町長が着任されて早 1 年 9 カ月になりました。大震災原発事故後の本当に大変な時期に着任され、放射線対策やら風評被害対策など、大変難しい事案に対処しながら行政の要として役所をつとめていただき、しっかりとした対応をなされてきました。現在のような状態があるのは、藤城副町長のお力の何ものでもない、少し褒め過ぎなのかもしれませんが、私はそう思っております。副町長が役場を、行政をしっかりまとめているからこそ、町長は安心して政治ができる。全国どこへでも飛んで行って、町のセールスマンとしてトップセールスができるものだと私は思います。それだけ副町長という職は大変重要なポジションであり、大切な職責だと思っております。

しかし、藤城副町長は県からいらっしゃっている以上、いつかはこの西会津町を離れて、県に戻れることになるものと思っております。私のみならず多くの町民が、藤城副町長が県に戻られたあとの役場は、行政はどうなるのか、副町長はどうするのかと、余計な心配かもしれませんが、そんな心配をする声が聞かれるところであります。

そこで町長は、副町長職をどのように考え、どうあるべきものと思われるかお尋ねをするものであります。

2 点目といたしまして、ふるさと納税、いわゆるふるさと応援寄付金についてお尋ねをいたします。ふるさと納税、ふるさと応援寄付金のはじまり 5 年が経過いたしました。ふるさと納税が導入された経緯は、大都市部と中山間過疎地との税収の不均衡を是正しながら、自分のふるさとを離れ、都会で暮らしながら、わがふるさとを思い、懐かしみながらふるさと納税をする。こういったことを目的に導入されたように思っております。

しかし、最近の傾向をみますと、もちろん本来の目的でふるさと納税をする方もいらっしゃいますが、そうでないケースが増えているようであります。この 5 年間で自治体の取り組みいかんによって、ふるさと納税、この寄付金が集まる自治体とそうでない自治体ははっきりしてきたように思います。寄付金の多く集まる自治体は、その自治体の関係者や縁の方ばかりではなくて、縁もゆかりもない方が相当する寄付をされているようであります。それには、その自治体を心から応援したいと思うような施策をしている。こういうことも中にはあるでしょうが、それよりも、魅力的なお返し、お礼の品、あるいは特典があるようであります。ふるさと納税、ふるさと応援寄付金という以上、金額目標を決めたり、予算立てをしてやるような性格のものではないにしろ、町の PR の仕方、ふるさと納税し

たくなるような魅力的な施策があれば、今以上にふるさと納税、寄付金が集まるものだと考えます。

本町も町の特産品等のお礼の品を贈っているようではありますが、ふるさと納税、寄付をされる側からみた場合、はたして魅力的なものなのかどうか、多少疑問が残るところではあります。寄付をされた金額によってお礼の品を変える。または選べるようにするなど、もう少し寄付をされる方が魅力的だと思われるような施策、お礼の品、特典を含めて検討すべきではないかお伺いするものであります。また、現在までの実績も併せてお伺いいたします。

3点目としまして、婚活の取り組みについてお尋ねをいたします。国では来年度、結婚相手を探すために地方自治体が開く婚活イベントへの支援を始めるということであります。少子化対策で地域の先進的な取り組みをモデル事業に選定する、地域少子化危機突破プランに公募してもらい、選ばれた自治体を助成するというであります。婚活支援をしている自治体は都道府県で31、市区町村で552あるそうであります。2014年度、このプラン全体で約2億円の予算を概算要求に盛り込んだというでありますから、ぜひ本町も英知を結集して、このプランにチャレンジしていただきたいと思うところであります。

本町の婚活イベント、にしあいづDE愛ましようも今年で3年目となりました。毎回、若者を中心に20名前後の参加者でイベントを開催し、徐々にではありますが成果も出ているようであります。しかし、参加者数や、もっと幅広い層への対応も検討が必要であると考えます。離婚経験者やシングルマザー、または40歳代、50歳代の方々への婚活も、これから必要となってくるのではないのでしょうか。今後の事業の見直し再編成も踏まえ、先ほど話しました新年度の政府の取り組みに対しての対応も含めて、どのような対策をするのかお伺いをするものであります。

以上の3点を私の一般質問といたします。明快な答弁をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。8番、多賀剛議員のご質問のうち、私からは副町長人事についてお答えをいたします。

私は、副町長の職は、町長の意を体し、事務方のトップとして職員を指揮し、事務事業全般を総括する重要な役割であると考えております。したがって、現副町長は、立派にこの職をまっとうしていると思っております。事務方のみならず、町民のみなさんが夢と希望を持って、いきいきと健康で、安心して暮らすことができる住んで良かったと思える、明るく元気なまちづくりを推進するため、私の補佐役として職員の先頭に立って、取り組んでほしいと考えております。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 8番、多賀剛議員のご質問のうち、ふるさと納税について、お答えいたします。

ご承知のように、平成20年度の地方税法等の改正による寄附金税制の見直しにより、いわゆる、ふるさと納税制度が導入されました。この制度は、自分が生まれ育ったふるさとを応援したい、あるいは自分が応援する地域に貢献したいという方々の思いを寄附金とい

う形で納めていただく制度であります。

本町における寄附金の状況であります。町出身者の方々をはじめ、本町に全くゆかりのない方々においても、町のホームページ等を見て、ぜひ応援したいということで、これまでに多くの方々から寄附金が寄せられ、本町を心から応援してくれる気持ちに、深く感謝を申し上げているところであります。この寄附金に対する御礼といたしましては、町長名での礼状と、町が推進するミネラル野菜など季節に応じた町の特産品の詰合せを贈呈しており、寄附をしていただいた方々からは、大変好評をいただいているところであります。

議員からおただしのありました寄附金の額によって御礼の品を変える、あるいは選べるようにするなど、もう少し方策を検討すべきではないかとのことであります。全国の自治体における御礼の仕方はさまざまであります。この御礼の仕方につきましては、最近のマスコミ報道等でも取り上げられたように、過大な品物の贈呈や過剰なサービスの提供が営業的行為ではないかと指摘され、その対応が全国的にも問題となっているところであります。

町といたしましては、このような状況を踏まえ、寄附金の額によって御礼の品を変えるようなことではなく、従来どおり感謝と御礼を第一に、寄附された方々すべてに、同一の対応で進めていきたいと考えております。

また、これまでの年度別の実績であります。平成20年度は10件で113万4千円、平成21年度も10件で225万1千円、平成22年度は9件で229万円、平成23年度は東日本大震災の影響もありまして、23件で968万円、平成24年度は19件で45万2千円、平成25年度は12月3日現在において13件、65万2千円となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 8番、多賀剛議員のご質問のうち、婚活の取り組みに関するご質問についてお答えいたします。

結婚活動支援イベント、にしあいづDE愛ましようは、後継者対策の一環として男女の出会いの場の創出や若者交流の機会を設けるため、平成22年度から開催し、今年度で4年目となりますが、これまで6回開催し、本年11月にはこの会がきっかけで、結婚されたカップルも誕生いたしました。このイベントは、25歳から45歳くらいまでの独身男女を対象に地元西会津や会津若松市を会場に開催してまいりました。イベントの内容、企画については、若松の企画会社に委託してまいりましたが、今年度から若者プロジェクトのメンバーや過去のイベントの参加者、各種団体の皆さんが企画委員として参加し、意見やアイデアをいただいて開催したところであり、今後もこれらの皆さんのご協力や、議員ご提言の内容なども検討しながら、創意工夫を重ね、より魅力的なイベント内容とし、多くの独身男女の方々に参加いただけるよう事業の推進を図っていく考えであります。

なお、おただしにありました新年度の国の支援事業については、まだ、詳細な内容がきておりませんので、今後、内容等がわかりましたら検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは順番に再質問をさせていただきます。最初に副町長についてお尋ねし

ますが、町長からご答弁いただいたとおり、私もそのように認識しております。そこで、私も認識不足で大変恐縮だったんですが、藤城副町長は4年の任期で本町にいらしているということですが、通常ですと4年の任期であっても、大概是2年、今までの状況をみまると2年で県にお戻りになられるということでもありますから、そうすると来年の3月で丸2年経つわけです。率直にお伺いしますけれども、その4月以降の副町長はどのように町長お考えになっていますでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今後、十分熟慮してまいります。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 熟慮、当然そうなんだろうけれども、私が心配するのは、おそらくもし3月いっぱい副町長がお帰りになられるということであれば、それなりの準備は当然町長がなさっていると思うんですが、なかなか今、デリケートな問題で公にできないということであれば、それはそれでいいんですが、今、熟慮している中で、来年度の、新年度の副町長の方針が決まっていないということであれば、大変私のみならず、心配される方が多いと思うんですが、それ以上のご答弁はいただけませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員からいろいろご配慮いただいていることは大変ありがたいことではありますが、それ以上に全般的に私としても十分その辺は熟慮しているつもりであります。今後、あらゆる角度から検討してまいります。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 なかなかそれ以上の発言はできないということでもありますけれども、一般的な、一般的などいいますから具体的なことではなくても結構です。藤城副町長が来年お帰りになることでないにしても、お帰りになったあと、いわゆる今までは和田副町長、藤城副町長と県からお二人の副町長をお迎えしてやってこられた。その後、いわゆる先ほど申したように、副町長というのは本当に行政の要で大変な職責であります。いつまでも、この県からお願いして副町長をおいでいただくということでもいいのかなと、私はいわゆる自前の副町長といえますか、町内で副町長になるべき人をつくっていくというようなことも考えなければいけないのではないかなということ、私は思っているんですが、そういう方向でもご答弁いただけませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 県からにしろ、地元からにしろ、これは人材に関わる問題であります。したがって、人事というのはタイミングも必要でありますし、また、調整も必要であり、さらには一番熟慮しなければならないのは、議員皆さんとのいろんな調整も必要でありますので、適切な時期にそうした考え方をお示ししたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたいと。町長があげる町政の3本柱の中には、教育の振興、人材の育成ということもあります。かの松下幸之助氏も、二股ソケットからいろんなものづくりをやってこられた人、あるときインタビューアーに、松下さん、今何をおつくりになっているんですかと、今私は人をつくっていますというお話をされたらと、何かで私

見聞きしました。人をつくっているといっても、アンドロイドやサイボーグではありません、生身の人間であります、ご承知のとおり。確かに人をつくるというのは、大変難しいことでありますけれども、大変重要なことでありますから、私は、そのいわゆる3本柱の一つ、教育の振興と人材の育成をあげている以上、副町長職なんかも人材の育成というようなところで一生懸命取り組んでいただいて、いい人をつくる、いい人をつくるというか、いい人材を養成していただきたいと思うところであります。副町長に関しましては、なかなかこれ以上のご答弁いただけないと思いますので、質問を変えます。

次、ふるさと納税、いわゆるふるさと応援寄付金についてお伺いいたします。総務課長からご答弁いただきましたけれども、まず一つは、このふるさと納税寄付金に関しまして、この金額がどのように評価されているか、大変ありがたいというようなご答弁ありましたけれども、周辺自治体、全国的にみてこの金額はどのような評価をされていますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 他の自治体の寄付の状況につきましては把握しておりませんが、本町にいただいている寄付金の額にしては、大変ありがたい金額であるというふうに認識しております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 大変ありがたいのは私も同じであります。私はこれ、いっぱい集めればいいというものではないと確かに思うんですが、ご答弁にもありましたけれども、営業行為ではないかと指摘されて、問題視されている面もあるということではありますが、いわゆる本町のような町では、町内活性化、あるいは町内の振興というためには、これは一つの手段になるのではないかなと私は思っております。

それで、一つは、これは企画情報課長にお尋ねしたほうがいいのかもかもしれませんが、PRの仕方ですね、ホームページ等でPRしているということではありますが、それだけなんでしょうか。どういうPRの方法で今までなさってきたのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 ホームページ、あるいは広報、それから在京西会津会、こういったところにも関係資料等々を持ち込みまして、お集まりいただいた方々にPRをさせていただいているということでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 それは先ほどご答弁いただいたとおりなので、私も常々思っているんですが、いろんな施策の告知の方法、周知の方法はどうなさっていますかとお尋ねした場合に、町のホームページ等で周知しているということではありますが、今回のような、このふるさと納税、応援寄付金という性格のものを全国に広く知っていただかなければいけないものに関しましては、そのホームページ等だけでは、私はなかなか効果がないのかなというように感じを持っております。要は、その何といいますか、われわれまず、いわゆるふるさと納税をしたいというときに、パソコンを開いてインターネット、グーグルでもヤフーでも、検索エンジンでふるさと納税と入れて、打ち込んでヒットしないとなかなか見て

もらえない。ホームページというのは西会津町に、要は来ていただかなければ、このページにたどり着いていただかなければ見ていただけない、何の施策でもそうですけれども、そう思っております。ですから、いわゆるポータルサイトへの掲載というのが、こういう広く周知しなければいけない事業に関しましては必要だと思うんですが、残念ながら、いわゆるポータルサイトにはふるさと納税といっても、西会津町は出てこない。こういうのはやっぱり改善すべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 確かにふるさと納税に関する民間の専門サイトがあるようであります。ただ、そういったところを活用するというのも、確かに一つの手法ではあるかとは思いますが、それについては、どちらかという、先ほど申し上げましたように、御礼の品物を先に見るような、そういった視点がどうしてもあるようであります。本来であれば、先ほど申し上げましたように、町の出身者の皆さんとか、あるいは西会津町を応援したいといった、本来の姿から西会津町をみていただくということが必要ではないかというふうに考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 確かにそのポータルサイトを私も見ますと、お礼の品等の記載もありますが、一番目に出てくるのは、今町が、その自治体に取り組んでいる施策、うちはこういうことをやっていますよ、ぜひ応援してくださいと、それが一番目に出てきます。次に、お礼の品、先ほど言いましたけれども、等々がこう掲載されています。私は、そういうことはしていかなければ、先ほど言ったように、このふるさと応援寄付金、今の内容を見ますと、本当に小口の1万円、3万円という、ふるさと応援寄付金が多いようであります。それは、いわゆる、どうせふるさと納税するのであれば、何かよそと比べていい御礼の品があるというようなこともありますから、私はこれ、決して悪いことではないなという感じをもっております。

それで、先ほど言ったように、特典に関しまして、いわゆる町内活性化をみれば、物を送るばかりではなくて、例えば5万円を寄付された方はロータスインの宿泊券を贈る。そうすれば町内に来ていただいて、町内のよさもわかってもらえる。あるいは経済効果もあるというようなこともありますから、そういう意味も含めて、いろんなこの特典に関しましては検討することは必要ではないかなというふうに思っているんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議員のご提言については、十分に考慮させていただきたいと思いますが、先ほども申し上げましたように、現在、町の御礼の品物につきましては、町の特産品を詰め合わせにしてお送りさせていただいているということで、これはこれで大変好評をいただいているところでありますので、そういったところも含めて、改善の余地があれば検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 この質問は先輩議員の通告にもありますので、あまり深く突っ込みませんが、私はその営業行為が悪いだけではないと思いますし、これ決して問題になる、あまり過度

な、いわゆるお礼の競争みたいなことになれば問題なのかもしれませんが、いわゆる町の特産品、例えば西会津産米を贈る、そういうことになれば、西会津町ではこんなにおいしい米があるんだと、いわゆる風評被害の払拭対策にも、一助にもなると、いろんな効果もありますので、そういうことも考えてやっていただきたいと思います。検討していただけるということですので、ぜひよろしくをお願いします。

次に質問を変えます。婚活の取り組みについてお尋ねをいたしますが、これわれわれ、今般、議会報告会を町内五つの地区でやったわけではありますが、どこの議会報告会に行っても出るのが、いわゆる少子化、過疎化、人口減少をなんとか歯止めをしていかなければならないという話が出る。そんな中で、一つの方策がこの婚活の推進であると、少子化対策だというふうに思っております。

それで、この商工観光課長からご答弁いただきましたけれども、今は、いわゆるにしあいつDE愛ましよう、婚活イベント、商工観光課の担当でやっております。いわゆる後継者対策ということであれば農林振興課なのかもしれませんが。ただこれは、いわゆる縦割りで進めて解決できる問題ではないし、皆さんもそれは同じ認識だと思っておりますので、これは町長にお尋ねしますけれども、この婚活への取り組みというのは、いわゆるどの課も関係する大変重要な問題だと思います。いわゆる縦割りでなくて、各課を横断して、何かプロジェクトチームをつくって対策を練る、新年度の政府の対応も含めて、そんなことが必要ではないのかなと思いますけれども、町長その辺はいかがでしょう。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この後継者問題、特に結婚問題、若者の結婚問題というのは、ずっとこの西会津町の、言ってみれば長い長い歴史のある取り組みの一つでもあります。かつては結婚相談員という方がおりました。それから、この後継者問題では、農業委員会が主体となっていたりいろいろ対応していた時代もありました。こういう歴史の中において、情勢もだんだん変わってきておりますし、そしてまた、現在の若者の、いわゆるニーズというものも変わってきておるわけです。今までは親同士が決めていたとか、あるいはそこに中に入る人がいて紹介をしたとかということがありますけれども、議員もご承知のとおり、今の結婚式というのは、ほとんど仲人さんがいるという結婚式はあまりなくなりました。これは本人同士というような形を取ってなっているわけでもありますけれども、そういうふうにして、だんだんと取り組みの状況も変わってきて、この2、3年の中において、これも職員からの提案であったわけです。ぜひ西会津町で、このなかなか出会いの場というものが今の若い人にはないんだと、ですからこういったことを町として取り組んでみたいと思うけれどもということで、職員の発案の中において、よし、じゃあやったらどうかということで、これが継続されているわけがあります。

したがって、この結果をすぐに出せと、何組もどんどん出てくるということであれば、非常にこれはいい取り組みでありますけれども、なかなか人間同士でありますから、それぞれいろんな課題もありましようし、お互いの若い人でも、お互いの性格もありましようし、こういったことがありまして、今ようやくこのことが、ある意味では定着しつつあるということですので、これは何も、今、商工観光課のみならず、課全体でやっぱり取り組む課題であるなというふうに思っておりますので、これはプロジェクトはどうか、

これからいろいろ検討の一つでもありましようけれども、今しばらく、今取り組んでいる状況について、町として応援をしていってみたいというふうに思っております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 町長おっしゃるように、今、いわゆる出会いの場がないというようなことで、新聞の報道を見ますと、20代の未婚男性の44.3パーセントが、今まで一度も異性とお付き合いをしたことがないという発表がありましたけれども、私の感覚からすると、大変これ忌々しき事態だなというふうに思います。これはいろんな、これがすべてであるというような対策はないかもしれませんが、やっぱりいろんなことを複合的に進めて行くということが必要であると私も考えております。

その中で、私も、いわゆる少子化対策だ、後継者対策だ、婚活だ、子ども増やさなければいけないこう言うわけですが、口で言うのは簡単ですが、実際に子どもを命懸けで生むのは女性だと。あなたが言うのはすべて男目線の発言だとお叱りを受けることがあります。私は、ここで申し上げたいのは、先ほど言ったプロジェクトうんぬんはどうかわかりませんが、いわゆるそういう婚活支援には、女性の視点を多く取り入れて、女性をメンバーにいっぱい入れて、そういうプロジェクト、仮称ではありますけれども、そういうことをこれからはつくっていかねばならないのではないのかなというふうに考えております。

町長も検討するということがありますから、新年度の政府の対応も含めて、その辺は私、十分調査をしながら進めていただきたいと思うんですが、もう一度その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今の社会の中で、国際結婚というようなことも言われておりました。ですから、これまで西会津町は、そこに集中的に行ってきたかどうかは別にしても、そういう若者の結婚問題ということについて、これはどここの町とか村とかというのは言いませんけれども、そうしたことで、村あげて国際結婚などについて取り組んできた自治体も実はあったわけでありまして。西会津町において、今後、若い人の出会い、これを一番大事にしていかなければならないかなというふうに思います。そして今、取り組んでおります商工観光課の中においても、一番問題なのは、やっぱり女性の方が、いかに参加していただけるか、これが一番、このにしあいづDE愛ましようの一番の課題だと言われております。男性はたくさんいるわけですが、参加する女性の方をいかに参加していただくか、こういったところが一番問題だというようなことで、実際、課題であるというふうにいわれております。

したがって、やり方、方法も今までと違って、西会津の町内で会うということから、一歩出して、若松とかそういったところでこういった取り組みをしたらどうかというようなことで、内容等もいろいろ趣向を凝らして取り組みを進めているところなんです。したがって、今の取り組みをもう少し町としても積極的に支援しながら、国がそういう支援策があれば、西会津町で合致するような事業であれば取り入れていきたいなこう思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 そのとおりお願いします。たまたま今は本県選挙区選出の森まさこ議員が少子化担当大臣でありますから、これは活かさない手はないという思いも私常々思っております。

それと、先ほど町長から参加者の女性が少ない、女性もっと参加してほしいというのも確かに大切なんですけど、私が先ほど言ったのは、いわゆるコーディネイトをする側に女性の視点をもっと増やしていただきたいということでもありますので、参加者数はもちろんですけれども、いわゆるコーディネイトする側も女性の目線を活かしながらやっていただきたいということでもあります。

あと、私、先ほど言い忘れましたが、最近、昨日の全員協議会だか何かで話が出ましたけれども、保育所、小学校に行ってみますと、いわゆるシングルマザーといいますか、その方が大変、シングルファーザーという言い方もあるのかもしれませんが、大変多いです。片親の方。私これは何とか対策を打たなければならないなと私は思っているんです。離婚経験者も含めて、本当に保育所なんかで小さい子どもを子育てしながら、いらっしゃるシングルマザーの方は、本当に涙ぐましい努力をしながら生活をしております。このなんとか助けをしたいなと、報いるためにもなんとかならないかなという思いがありますので、先の方策の中で、一つは再婚希望者だけを集めてやる集まりとか、そういうコーディネイトも一つ考えていただきたいと思います。いわゆる今のニーズに合った方策を考えると、町長が言う話ですから、その辺もひとつ考えていただきたいんですが、町長いかがでしょう。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは町としても、町としてというよりは、私もですね、まさに議員と同じような考え方を持っている一人であります。ただ、これはあくまでも個人の生活に関わるいろんな問題、プライバシーもありますから、そう大っぴらにそういった方々がすべて結婚しなければならないんだとか、集まれとかという話にはなかなか難しいだろうと。しかし、個々にわたっていろいろお話を聞く機会があれば、そうした考え方などについて、ぜひ町として何らかの方法でそういった方々のお話などを聞く、そういうことの取り組みをしてみたいなと、こう思っております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそのようにお願いしておきたいと思います。

今日のご答弁をいただきまして、すべてに検討していただけるということでもあります。昨日の同僚議員の一般質問のやり取りの中で、行政で検討するというのは、考えてはみるけれどもやらないと、揶揄する言葉だというようなこともありましたけれども、町長からは、検討するという事はしっかりやるんだと、そう言い切った発言がありましたので、それを期待して私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 7番、日本共産党の鈴木満子です。大きい質問を二つ通告いたしましたので、順次お聞きいたします。

まず第1点目は、旧新郷小学校施設の活用方法について質問いたします。芸術村も設立して10年目を迎えました。平成25年の公募展に参加された人数は、5日間述べ約400名

になりました。昨年度の公募展と比較してみると、アーティストの参加が非常に多くなっております。特に公募展が終わってから地元の写真家の写真展が開かれ、これで地域の人も地元がこういうふう写真展をするなら行ってみようと、こういうような気持ちになったようです。

また、福島から写真家がやって来て、光と写真とって、地元の風景に光をこう入れるわけですね。そうするとなにほどこきれいになるんです。それで、ライトアップした場所で、今度は地域の人と東京の人がジャズのライブを開催されたのが、非常に一つの特徴かと思えます。一つの企画からいくつもの企画が立てられて、芸術村で行うということなんです。非常に国、県からも注目されている芸術村です。特に私が思いましたことは、日本テレビが来て、全面バックアップしますよと、こう言われたことが非常に印象に残っております。

そこで、地域の交流拠点として宿泊施設の整備が求められます。もうすでに芸術大学の学生、歴史資料関係者、地域おこしの団体など、それぞれ外部団体が目的にメリットを提供することができるので、宿泊施設の整備が早く行われるようにしなければ、この人たちの、全国から集まる皆さんの宿泊をやっぱりやってやりたいと、こういうのがスタッフの考えでございます。

それから、歴史民俗資料館、いわゆる町長が3年前かな、4年前辺りに歴史の資料館をこの小学校でやってみようというようなお考えがありましたので、いつまとめるのか、いつ取り組むのかと、首を長くして待っていましたが、なかなか事情もおありでしょうが、取り組むことがなかなかできなかったようです。

それで今、奥川や新郷の地域では、郷土史の講座など、盛んに行われております。大学の研究調査による生活文化史のまとめ、それから存在している集落などもかなりあります。この資料を集積管理し、広く一般に公開できるならば、とてもいいことだなと私自身思っております。

それから三つ目は、こういうふう成長した国際芸術村と、今度新しくつくる歴史資料館と一緒に、少し大きなものをつくり、芸術の力とデザインの力を活用することで、西会津町の独自の歴史や文化を新たな価値観へと対応していける、こういう魅力として発信することも可能ではないかと、こう思っております。それでこの施設を国際芸術村ではちょっと寂しい。やはり大きくするには、西会津文化村、こういうふうな名前、これは架空のもので、私が勝手に付けたものですが、こういうふうな角度から、広い角度で取り組みができないものかと、この3点をまず質問いたします。

それから、大きい2番として、職員の雇用形態について質問いたします。雇用形態は、どのように分けられて、何段階も分けられていると思います。臨時職員が、とにかく多いですね。多くて決められた条件の下に勤務をするわけです。だから、決められた条件とは年齢の制限、それから3カ月、6カ月、1カ月と、こういうふうな形で臨時職員が今募集され、勤めていると思います。やはり、力のある職員を採用するという、そういう構想ができないものか。私、聞いたところによれば、正職員、臨時職員、委託職員がいます。その下に専門員、こういった段階があって採用していますと、こういうふうにかがっておりますが、やはり力のある職員が辞めていってしまうようでは、やっぱりいたましい、これは。そういうことで、採用試験を、こう面接でも受けて、昔は臨時職員から正職員にあ

がったというコースはあったんですよ、私、若いときには。たいがい臨時職員をやって正職員の試験を受けて、それから正職員だけの試験を受けてと、こういうことがありました。こんなようなことで、採用試験を受けられた人が正職員になったということがありますが、これはいろいろな事情があって、それはなくなったということになりましたので、その辺の対応を、やはりきちっとやってほしいなということを要望しまして、私の質問を終わります。

ぴかっと光のあたるような回答をひとつお願いしたいと、こういうふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 7番、鈴木満子議員のご質問のうち、旧新郷小学校への宿泊施設の整備についてのご質問にお答えいたします。

おただしの旧新郷小学校校舎は、耐震診断でCランクの判定を受けており、宿泊施設に整備するとなると耐震補強に係る多額の事業費を要することから、宿泊施設としての整備は難しいと考えております。しかし、現在、隣接する国際芸術村ではさまざまな企画が催され、学生や地域おこし団体など多くの方々に利用されており、こうした方々が地域内に宿泊することは、地域の活性化や経済効果もたされるものと考えております。こうした学生や地域おこし団体の宿泊施設として、グリーンツーリズム協議会と連携しながら、農家民宿の利用促進と新郷地区における新規開業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 7番、鈴木満子議員の旧新郷小学校施設の活用の方法のご質問のうち、歴史民俗資料館の整備及び国際芸術村との連携についてのご質問にお答えいたします。

本町には、昨年度、発掘調査を行いました橋屋遺跡をはじめ、町内の遺跡から数多く出土した埋蔵文化財があり、現在は旧群岡寄宿舎に保管しております。また、町内で使用されておりました農機具や生活用品等の民俗資料につきましても、旧群岡中学校校舎に保管をしており、いずれも大変貴重な資料であります。これらの資料を展示し、広く町内外の方々にご覧いただけるようにしていくことは大変重要であると考えており、そのための施設として、旧新郷小学校校舎は有力な候補と考えております。

国際芸術村との連携につきましても、広く町内外から多くの方々に訪れていただくための建設的なご意見であると受け止めております。今後、本町の活性化を図る事業とすべく、展示するための資料整理等について十分に検討し、計画的に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 7番、鈴木満子議員のご質問のうち、臨時職員の雇用形態について、お答えいたします。

町の臨時職員につきましては、町職員の病気休暇や出産時の特別休暇、育児休業等を得る場合、急な退職に伴う欠員補充、介護認定や看護師などの専門的業務の補助、国県補助事業等の実施に伴う事務補助などであり、それぞれ目的に応じ必要な期間を限って、必要最小限の雇用とすることで行っているところであります。また、東日本大震災以降は国

の震災復興対策の一環として、緊急雇用創出事業を活用しての臨時職員を雇用しておりますが、同事業の実施上、目的・期間とも限定されての雇用となっております。

臨時職員の雇用にあたり、賃金につきましては一般事務と資格を有する専門職の別でそれぞれ定められた額を支給するとともに、通勤手当についてもその距離に応じて支給を行っているところであります。また、身分保障につきましては、臨時職員という一時的な雇用ではありますが、社会保険及び雇用保険並びに厚生年金への加入手続きを行うなど、適切な対応を取っているところであります。なお、募集にあたりましては、年齢制限や男女の別、学歴などの要件は付しておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 1番の地域交流拠点としての宿泊施設と私が出したのは、もうすでに大学3校、それから近隣からの申し込みが非常にあるんですよ。だから、ここを考えてもらわないと、とにかく耐震工事も、おそらく2,000万以上はかかるでしょう。でもやっぱり、今やっておかないと、こういう人たちがおいでになることが、やっぱり活性化につながるということになりますので、この辺のお考えをひとつ聞かせていただきたい。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 再質問にお答えしたいと思います。

議員おただしのおり、現在、芸術村にはいろいろな催し等企画しまして、本当に学生さんの皆さんとか、地域おこし団体の方々、数多くの方々がおいでになっております。その際に、本当に宿泊する地域に、新郷地区内に宿泊する場所があれば、そういった方々をお泊めして、本当に地域の活性化とか、経済的な効果とか、そういったものが表れるのは事実だと思われまます。

ただ、先ほども申し上げましたように、やはり新郷小学校自体は、まだ耐震診断的にはCランクということで、かなりの耐震補強が必要だということで、かなりの金額が必要なのかなと思っております。

それと合わせまして、そういった学生の皆さんとか、地域のおこしの団体の皆さんというのは、結構やっぱり地域の方々とお交わるといことも、その目的の一つとしてあるのかなというふうに思われます。そういったことから、やはり農家民宿とか、そういったところを利用して、地域の方々とお交わることによって、やはり地域の活性化とか、そういったのも生じてくるのかなというふうに考えております。

そういったことで、そういった農家民宿の利用とか、さらに新郷地区には2軒ありますけれども、新たな開業なども推進していければというようなことで、先ほど答弁させていただいたこととございます。

以上であります。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 100万、50万の予算のかかるのは、なかなかできないとかと、昨日あたりはどんどん出ておりますが、これはやっぱり少し借金してでも、これをつくらなければならないという、それだけの価値があると私は思うんです。だから、これは早めに宿泊施設をつくらないと、来年の受け入れが間に合わない。こういうことが現時点です。それで、オートパーク利用したらいいでしょう、ロータスイン利用したらいいでしょうとありますが、

芸術家はその場所じゃないとだめなんです。そういうことで、非常にこの辺が微妙なところ。大きな事業として、町長、取り組む気はありませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員がいろいろ芸術村に携わったり、地域おこしにいろいろお骨折りをいただいているわけでありまして、いろんな多くの方々と接していらっしやって、いろんな要望も聞いていらっしやるというふうに思います。ただ、今つくらないと来年に間に合わないという話ですと、もうこれから工事しなければならぬわけでありまして、そういう拙速な事業というのは、なかなか町としては困難であります。ただ、これは将来的に、やっぱり大学生が来たり、あるいはそういう研修が来たりという場合について、確かに指摘されるように、西会津ではそれに対応するための研修施設のようなものはまったくありません。ですから、今後そういったことも西会津の新しいプランの中で、それは建てていく必要があるのではないのかなというふうに思っています。

ただ、芸術村のみならず、例えばスポーツにおいても、やっぱり同じことが言われます。大学のスポーツクラブを招へいしたらどうかとか、あるいはいろんな子どもたちを呼んで、夏の場のあたりの中で、研修したらどうかというようなこともいろいろ言われておりますけれども、何せ現在の、あのロータスインとか、コテージを含めても、手狭になっていることは事実であります。ですから、何とかそういったところに研修施設を設置するなどしながら、もっと多くの方々に利用いただけるような、そういう構想もこれから必要ではないのかなと、そういったことになりまして、少し場所は離れても、例えばあの周辺にそうした施設があれば、車の移動で芸術村のほうに行っていただけたらとか、あるいは温泉施設を活用していただけたらとか、こういったことも必要でありますので、ぜひ将来的な見通しの中においては、今後、研修施設とかそういう交流の場をもっと拡充するような取り組みというのは必要だと私は考えております。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 今、心強い答弁をいただいて、本当に、これでは何とかなるかなというような感じ。音楽の合宿、それから芸術家の合宿、いろいろ今回は26年の9月までびっしり申し込みがあるんです。だから、今すぐというのはそこから出ているわけですね。それで、なるべく早めにひとつ取り組んで、その人たちをおもてなししたいと、こういうわけで考えていることですので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、歴史資料館ですが、郷土の歴史を知っている人も大変高齢化になっておりますので、急がないと、歴史資料館の建設を早めに取り組まないと、この資料がなくなってしまうと、こういうようなことも考えられます。それから、群岡中学校の生活ですか、とにかく中にごっちゃごちゃと入っておりますが、あれをやっぱりきちっと整理してやってほしいなと思いますが、今こういうような依頼が来ているんです。縄文土器、お宅にありますか、あったらお貸できませんかという。これが有名な岡本太郎、今は亡くなっていますが、あの人の人たちが、あのグループたちが、今そういうふうなものを集めて一時的に展示して、またお返ししますと、そういうような依頼も来ているんですよ。だから、本当に無限の依頼が多くなっております。そういう点で、やはりまとめは早く出していただいて、その人たちに全部資料をつくっていただくという、具体的なまとめをひとつ今年あ

たりからできませんか。そのことをお聞きしたいのです。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 答弁で申し上げましたように、ただいま鈴木議員から大変建設的なご提言を賜ったところでありまして、私どもも大変真摯に受け止めているところでございます。

本町におきましても、今までの遺跡調査等で発掘された大変貴重な出土品がございますので、その埋蔵文化財、それから、昔から西会津で町民の皆さまが使用された、いわゆる民俗品でありますね。そういうものにつきまして十分に整理をして、ただ整理というのも、私ども町の素人がやるべきことではなくて、その道の専門家にご依頼を申し上げて、そして西会津町の特色を出せるような、これは展示しましょう、これは今までどおりそのままちょっと置いてみましょうとか、そういう専門的な立場からご指導いただく必要もございますので、ご答弁で申し上げましたように、そういう整理の仕方について、まず足を踏み出して、そして昨年来、旧校舎の、旧学校の利活用について、懇談会、地区でのご意見をお聞きしたりした結果もございますので、それらを踏まえて、町としての方針をお示しして、計画的に取り組んでまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、10年先、20年先なんていうレベルの問題ではございませんので、計画的に推進をしてまいりたいなと思っております。芸術村におこしいだいた町内外の皆さんが、旧新郷小学校に展示されている民俗資料、あるいは出土品、ぜひ見てみようと。両方あいまって相乗効果を発揮して、町の活性化につながっていくのではないかと期待できますので、そんな方向で推進をしてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 職員の雇用形態について質問いたします。最近、短期長期、町臨時職員の募集が大変多くなっております。あれはこういうふうな身分の不安定なままの仕事ということになると、本当に生活の設計が立てられませんよ。こんなにいても、正職員の人はいったい何をやっているんだというような声も聞かれます。でもこれは規定ですから、何とも致し方がないということではありますが、やはりその辺を考え、いいにせよ、悪いにせよ、いわゆるここまでは、ここまではとあると思いますが、その辺をそれぞれの対応というのかな、これを規定どおりというふうにぱっとしてしまうと、なかなか受けられない人もいますし、年齢制限がないといいましたけれども、正職員採用試験には35歳以上はだめなんでしょう。その辺をちょっとお聞きしたいので教えてください。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず、前提条件として整理させていただきたいんですが、今回の質問につきましては臨時職員のご質問をいただいているわけでありましてけれども、臨時職員につきましては、年齢制限とかそういったものは一切ございません。ただ正職員につきましては、これは長期間雇用いたしますので、それは年齢がきちんと定められているということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 正職員の人数はどのくらいなんですか、それに対して臨時職員はどのくらいなんですかお聞きします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 現在の正職員は119名でございます。それに対しまして、現在、臨時職員は26名おります。ただこの中には、学校の、いわゆる学校支援員、この方々が9名、それから緊急雇用事業、先ほど申しあげました東日本大震災の関係で雇用しているのが7名、それで看護師が2名でございます。そのほか、国県の補助事業の関係で3名、それから欠員等の補充で現在5名ということでもありますので、純粋な臨時職員というのは、欠員補充の5名、それから国県の補助事業の事務補助3名ということでもありますので、8名程度の職員でありますので、議員がおただしのように、非常に多いということではございません。あくまでも緊急雇用だとか、学校の支援員だとか、そういった方々も含んでの人数でございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 そうすると、私は臨時職員の下に参考として書いたもので、臨時職員の雇用形態とは、私自身はそういうふうなつもりで出したわけではないんです。正職員、その下に臨時職員、委託職員、専門職員とこういう段階があるわけですね。ありませんか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 ただいま議員がおただしのような職員構成の中で、段階的なその構成というものは、そういうことは一切ございません。まず正職員がおりますけれども、臨時職員というのは、あくまでも先ほど申しあげましたように一時的な雇用でありますので、そういった事業目的等に応じて、必要な期限を切って採用をさせていただくというのが臨時職員であります。それで、委託職員というのは、専門性のある業務、例えばレセプトの整理だとか、あるいは集落支援員ですとか、あとはスクールバスの運転だとか、学校の用務員の方ですとか、こういった専門的な職務をやっていただくと、行政改革の一環の中で、そういった本当に専門的なものは、そういった方々にお願いしようということで委託職員という方もいらっしゃいます。これが正職員の下にその人たちがいるということではございませんので、あとは専門員、農業関係で指導いただいている専門員おりますけれども、この方もそういった特殊な業務に携わっていただくということをお願いしていることでもありますので、議員がおただしのような職員の構成の中で、その段階があるということは一切ございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 やっぱりこれからいろんな仕事をやってもらうためには、優秀な職員とか、能力のある職員をやっぱり大切にしてもらいたいな、すばっと切るのではなくて、大切にしてもらいたいなということを私、要望しまして、私の質問を終わります。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 9番、青木照夫でございます。今次の定例会に提出いたしました質問は2項目であります。2項目の内容は、少子高齢化に伴い、地方自治体が抱える問題として共通するものでありますが、角度を変え、項目に従い順次質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

一つ目は、地域の活性化について。二つ目、空き家と公共施設の利活用についてお尋ねいたします。

はじめに地域の活性化について。当町の少子高齢化は急速に進み、人口も30年前は約1万2千人でありました。しかし、現在は7千人台までになり、5千人余りが減少しました。高齢化率も今や41パーセントを超え、集落にいたっては高齢化率が60パーセントを超える自治区が13地区になっており、歯止めがかからない傾向にあります。一部の集落では、今まで守り耐え抜いてきた支えがまさに倒れ掛かるような集落も現実にあります。しかし、このことはわが町だけの問題ではありません。総務省は、地方自治体の低迷は国の経済に左右されるとし、地方自治体の活力を戻すため、具体的に打ち出されたのが支援事業策であります。

そこで伺います。集落支援員や地域おこし協力隊の力が大きな原動力になっていることから、現在、当町では集落支援員2名、地域おこし協力隊1名が支援員として配置されて、活動しております。現在までの自治区の現状や集落の状況に取り組みられている成果などをお尋ねいたします。

次に、広範囲な集落を抱える当町には、集落支援員や地域おこし協力隊が大きな力となります。近隣の市町村では、集落支援員7名の方を配置しており、また、人口3,200人足らずの長野県小谷村では、12名の地域おこし協力隊員を配置、地域の活性化に成果を上げたことを今次の総務常任委員会行政調査でもご報告申し上げたところであります。

そこで、地域活性化としての支援事業であることから、町として成果の上がる取り組みなどについてお伺いいたします。

次に、地域おこし協力隊員や集落支援員などは、他町村では複数の支援員を配置しております。地域おこし協力隊員の募集要項などは、当町は2名の目標でありましたが、2次募集の呼びかけにも、結果的には1名であったようであります。応募要項はどのような呼びかけをされたのか。また、集落支援員についても、現在の2地区以外にも地域の活性化を図るためにも必要性を感じるころであります。今後、増員するお考えはありませんかお尋ねいたします。

最後の質問事項であります。空き家と公共施設の利活用についての質問をさせていただきます。公共施設とは、子どもたちが学んだ学び舎であり、今では利用されなくなった廃校施設を指します。同僚議員も同じテーマをたどりましたが、ご提案を申し上げながら質問させていただきます。

関東の一部の都市では、緊急時の避難地をめぐり、安住の地を模索しております。当町の現在行われている交流人口や観光誘客のほか、緊急時の受け皿として空き家や廃校となっている公共施設などを提供する方策も考えられます。先般、全員協議会で埼玉県三郷市との災害時の相互応援協定の締結について説明がありましたが、東日本大災害の3.11以降、災害時の地震津波に対する、都市部では活発な想定論をシミュレーションしているようです。

そこで伺います。昨日の公共施設利用に対する質問の答弁内容では、結論的には耐震問題に関わることから、最終的には取り壊しを含めた答弁だったようであります。しかし、緊急時の受け皿として、また友好都市として、話の進め方によっては耐震の費用に対する協定や維持管理に対する方策など、話し合いが可能な都市と模索する必要があるのではと考えます。お互い様として進められる公共施設の利活用であれば、決して無用の長物でな

い解決策が必ず見つけ出せると信じておりますのでお伺いいたします。

最後の空き家対策の質問であります。現在、町は空き家バンクとして、福島県宅地建物取引業協会喜多方支部と8月に協定を締結されました。事業内容は、町内の空き家所有者から賃貸、売買物件情報を町ホームページで公開し、空き家利用希望者に対して紹介するマッチング制度を導入、同協会が空き家物件の調査をはじめ、空き家所有者と利用希望者の仲介をするとされております。民間との対処や、万が一のトラブルなど、法律的な専門員などに委ねるのも安心な方法であります。

そこでご提案申し上げます。それは、安心だけで他者に任せることではありません。つまり、ネットで情報を待っている受け身の行動ではなく、町独自で自ら進んで積極的に取り組む姿勢です。町の専門職員として、田舎と都会の仲介者、仲人役、つまり営業マンの配置であります。それを積極的に取り組んで成果を上げている自治体があります。ちなみに現在、野沢町内の空き家の取り壊しが昨年から合わせて15件以上があり、すでに取り壊しの契約も済んでいる空き家もあります。今後5年後、10年後を想像する前に臨むべきところは、町の将来を責任を持って町独自で解決策に取り組む積極的な姿勢が大切であります。そのことをご提案申し上げます私の質問といたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 9番、青木照夫議員の地域活性化についてのご質問のうち、集落支援員に関してのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、本町においては、平成23年6月から集落支援員を配置したところであり、24年5月からは2名体制とし、奥川支所を拠点に、重点支援集落である弥生、弥平四郎、大舟沢、荒木地区へおおむね2週間に1回の定期巡回・見守り活動や共同作業の支援、地域資源を活用した集落活性化の支援に取り組んでいるところであります。そのほか、週1回の新郷連絡所への定期訪問、奥川みらい交流館において今年度開始したミニデイサービス事業、奥川元気クラブの活動や各集落で開催されている福祉座談会等の活動にも関わりを持ち、これら事業への協力も行っているところであります。

その成果についてであります。支援集落においては、支援員の訪問が定着し、訪問した際には集落の皆さんから気軽に声をかけていただいているとのことでありまして、地域の皆さんには少なからず安心感をもっていただいているものと考えているところであります。また、地域資源を活用した集落活性化の支援におきましては、小屋地区のカタクリ鑑賞会や出戸地区の岩屋まつりが地域をあげて開催されるなど、地域活性化にも大きな効果をもたらしているところであります。

次に、今後の取り組みであります。重点支援集落4集落につきましては、さらに高齢化が進行します。これら集落への支援は継続実施するとともに、地域資源を活かした集落活性化の支援では、これまでの支援に加え、新たな地域資源を集落の皆さんとともに掘り起こし、活性化につなげるよう取り組んでいくことにしております。

なお、集落支援員の増員についての質問がありましたが、現時点においては、支援員設置当時と地域の状況に大きな変化はございません。当面は2名体制を継続していく考えでございますのでご理解願います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 9番、青木照夫議員のご質問のうち、地域おこし協力隊についてのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊員につきましては、町外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図るとともに町外からの視点や情報発信力を活かした地域づくりに取り組んでいただくため、今年6月から1名を採用いたしました。

これまでの活動内容としましては、主に地域おこし団体や、集落の活性化に向けた活動、イベント等への支援や、友好交流都市である鶴見区、世田谷区など都市との交流事業への参加などに従事しており、活動の支援を受けた地域の方からは、イベント運営に協力していただき大変助かった。などの意見も寄せられ、地域にも溶け込み、地域の活性化に寄与しているものと考えております。

今後の取り組みといたしましては、これまで従事してきた地域おこし団体や集落活性化に向けた支援活動はもとより、農業分野やグリーンツーリズム、集落支援員と連携した事業展開など地域の活性化全般につながるような活動に従事していくこととしております。

今年の採用については、町のHPや地域おこし協力隊を支援している総務省の外郭団体である移住・交流推進機構のHPで募集をいたしましたが、2名の募集枠に対して1名の採用となりました。その要因としては、募集開始が4月になってからと他自治体と比べ遅く、また、学生の進路がほぼ決定した時期と重なってしまったのが要因ではないかと考えており、来年度の募集については早期に開始したいと考えております。また、来年度の隊員の採用については、隊員の活動内容、町の支援体制、財源等を精査しながら、増員していく方向で検討しているところでありますので、ご理解願います。

続きまして、空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

空き家バンク事業につきましては、町内に200軒を超える空き家の有効活用を図り、町内への移住希望者などに紹介することで、交流人口の拡大と定住促進を進め、地域の活性化に寄与することを目的に、鋭意事業を推進しているところであります。

これまでの作業としましては、空き家バンク事業について広報紙やチラシ等により町内に周知を図るとともに、空き家所有者で町外に住所を有している方へ、空き家バンク登録への希望調査を実施したところであり、その結果希望された方々と、現在具体的に登録に向けての作業を宅建協会喜多方支部のご協力をいただきながら、進めているところであります。また、一方、移住希望者への対策としましては、首都圏での田舎暮らしセミナーへの参加及びモニターツアーの実施、グリーンツーリズム活動などをおしてのPR等により、現在数件の問合せをいただいているところであります。

以上のように、町といたしましても、さまざまな機会をとおり、積極的に情報発信に努め、空き家の利活用が図れるよう、取り組んでいるところであり、現在のところ、専門職員の配置は考えておりませんので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 9番、青木照夫議員のご質問のうち、空き家や公共施設等の利活用に関するご質問にお答えいたします。

近年、東日本大震災をはじめ、全国的に大災害が多発しており、特に首都圏においては首都直下型地震等の大規模な災害の発生が指摘されております。このことから、首都圏の

多くの自治体が、地方の自治体との災害時相互応援協定の締結を検討しているところであり、また、本町におきましても、本年3月に町地域防災計画を見直し、その中で、大規模・広域的な災害に備えるため、友好都市等との災害時相互応援協定の推進を位置付けたところでもあります。

このような中、福島県内の市町村との協定締結を模索しておりました埼玉県三郷市より、本町との災害時相互応援協定の締結について打診があり、現在、災害時の応援だけではなく、人的交流や物産交流などの地域間交流も含めた協定の締結に向けた作業を進めているところでもあります。

今後につきましても、本町の防災力の強化を図るとともに、議員おただしの空き家や公共施設の利活用を図る上からも、他自治体との災害時相互応援協定の締結を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 まず再質問であります、集落支援員、それと地域おこし協力隊員、これは2課にわたっての課長のご答弁がございましたが、それぞれの役割、その内容について、その役割の内容についてご説明していただけますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 集落支援員の役割といいますか、そういったことに関するご質問にお答えします。

集落支援員は、高齢化が進行して、集落の維持が困難になっている集落を支援しようという趣旨で立ち上げたところがございます、集落、そういった維持管理、そういったことも困難になっている集落の支援、さらには地域の活性化、そういったことを担っていただいているということがございます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 地域おこし協力隊員の活動でありますけれども、募集要項にも記載しているとおり、地域の活性化に向けて、一つとして、定住促進策及び交流人口拡大策の調査、検討、支援。二つ目として、町の地域活性化事業の支援。三つ目として、集落における地域活性化事業の支援。四つ目として、その他担当課より指示される活動というようなことで募集要項のほうでは、こういった活動に従事していただきますということで記載させていただいております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 今、それぞれ説明いただきました。私の手元の理解しているところでは、まず集落支援員、地域活性化として地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携しながら、集落の目配りとして巡回、状況把握を行うとあり、全国の自治体で導入とされているということでもあります。また地域おこし協力隊員は、3大都市から生活拠点を移し、そして住民票を移動して協力をするという総務省の共通した支援員の内容であります、私のただしたいのは、まずはじめに、支援隊員のこと、今後、支援隊員は現在のところでは間に合っているから増員しませんということではありますが、そこで、現在、支援隊員2名の方は、奥川地区の集落と、それから新郷地区の集落を拠点地として活動されているということではありますが、その範囲の中で、言葉ではどうかわかりませんが、十分であると、

増員はしないということですが、私の見た限りでは、そのほか、群岡地区集落、また尾野本地区集落、野沢地区集落、これら結構その地区によっては集落支援の必要などころがあります。そういうところのご判断というか、見直しとか、そういうことは集落支援としてはお考えになりませんか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 集落支援員の配置の考え方についてお答えします。

まず、特に今、重点支援集落というふうに申し上げました地区につきましては、高齢化率が70パーセントを超えるような集落だということをございまして、それら集落につきましては、やっぱり定期的な見回りといいますか、そういった活動が必要だろうということ、集落支援員の配置を考えたところでもあります。

その重点集落のほかに、奥川地区につきましても、各集落歩いたりしまして、区長さんと意見交換をしたり、さらには集落の状況をアンケート調査をしたり、新たな支援が必要な集落に関しましては手を差し伸べていこうというようなことで、事業については、いろいろ毎年模索しながら支援活動をやっているわけでありまして、その辺の集落、全部まわったわけでありまして、特に今すぐに手を出していかないと、支援をしていかないと大変なことになるというような状況にはなかったということでもあります。

それから、新郷地区につきましても、1週間に1回、新郷連絡所に支援員を配置しますので、相談事項、そういった支援員にお願いしたいようなことがあれば相談に来てくださいというような形で呼びかけております。ただ、そういった中で、そういった支援員に相談に来る集落というのは本当に少ないという状況であります。それから昨年、新郷地区の自治区に関しましても、一通り集落支援員が区長さんとの意見交換など行っております。そういう意味では、新たな支援集落というようなことにはならなかったということございまして、重点支援集落は、現在のところ4集落というような形で継続して進めているということでもあります。

議員からはそのほかの地区の、群岡、尾野本、野沢というような話もございました。確かに野沢地区につきましても、高齢化率60パーセントを超えるような集落はございませんが、尾野本地区に関しましては、一部の地区で高齢化率がものすごく高くなっている。それから群岡地区にあっても、60パーセントを超える集落、二つほど出てきております。そういった集落に関しましても、町としてもいろいろアンケート調査などをしながら、いろいろ地域の状況というのは把握に努めているわけでありまして、まだ集落支援員を配置して支援をしていくような状況にはないという考えの中で、2名で今後も継続していければ、現状はとにかくまかなっていけるのかなというふうに考えたところございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 今の説明では、私の知っている地区、集落あります。例えば上谷、これは大変な集落であります。私はそういうところを、現在増やすことがないということに含めた言葉だと思いますが、野沢の地区集落でも一部、大久保、安座、四岐、そっちのほうにも高齢者がおります。それは一部であります。尾野本地区は本当に大変な状態が続いております。いつか雪降ろしで、大変な、町が全体が応援して作業をやられたという地区があります。そういうところは、やはり集落支援というのは必要だと私は思っていますが、そ

の点のとらえ方はいかがですか、上谷地区に対して。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この集落支援のそもそもの考え方や配置の内容というのは、一つの一定の条件に基づいて対応しているわけです。ですからどんな地域においても、高齢者や一人暮らしはどこに地域に行ってもいるわけです。この集落支援員をどう配置しなければならないのかというと、極端に維持管理が、あるいは自立が非常に難しいと、こういうところをやっぱり重点的に対応していこうというのがこの集落支援の配置、あるいは見回りパトロールというものを実施して行こうということでもあります。

それで、その極端に維持管理が難しいところというのはどういうところかといいますと、まず一人暮らし、あるいは高齢化率が極端に高い、これは、そういったところをやっぱり集落の維持管理に非常に不便をきたすだろうと。それから、集落自体で、この人足や、あるいは事業が非常に困難だと、こういうようなところについては、やっぱり集落の人が行って、少しの手助けをしていこうじゃないかということの配置を対応しているわけです。

それから、その他について、いろいろ特殊事情がある場合、例えば除雪、冬期間、非常にこれは困難性がきたすというようなところについては、その場合によって、その状況によっては集落支援員の人が行って、その状況を判断をしていくということでもありますから、すべてのものが全部該当するかということそうではないという状況を踏まえながら、町としてはこうした基準に基づいて配置しているわけでありますので、拡大すれば、どんどんどんどん拡大していってしまうわけでありますけれども、町としては、今言ったような方針の中で配置しておりますので、現在のところ、これらについて、じゃあ具体的にどこどこだというようなことについても、町として把握しているわけであります。それは、どういう把握の仕方をしているかということ、また自治区であり、あるいは民生委員の皆さんであり、こういったところと連携を図りながら対応しているわけであります。

確かに上谷や下谷地区でもそういったところがたくさんあります。昨年あの豪雪で私も雪降ろしに行ってきましたけれども、ただ、長桜とか、程窪、こういったところについては、非常にいいのは、地域全体で天空の郷づくりなどを行いながら、一つの集落体をもって、いろいろ協力し合っていこうというのが、やっぱり地域おこしの中で出てきているわけです。ですから全体で、やっぱりそういったことをみんなでみていこうじゃないかという雰囲気づくりもあの中に出ていくわけであります。そういうことも、やっぱり自立をもって運営をしていく、それでもなおかつ厳しいという状況については、町としてもやっぱりあらゆる手助けをしていかなければならないと、そういうことでもありますので、認識を新たにしていただければなど、こんなふうに思っています。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 そもそもこれは総務省の支援策ということではありますが、私なら、総務省の支援策は15万くらいのお手当が保障されているわけですね。だとしたら、私は今町長が言われた上谷、一部、私も冬ボランティアに、除雪に個人で行くことがあります。一人暮らしがその周辺には80歳近い、5人一人暮らしの近い人がおります。そういう中で、私は町の財政がどうのこうのではなくて、たとえ町の財政が出血、お金を出したとしても、私は集落支援員がその地点に対しては必要ではないかということでもあります。町長はすべての

面でそういうことでは当たらないという言葉ではありますが、私も長年そういうところで、いろいろな地形と、お住まいされている方の事情を知っているつもりでありますので、これから支援員が増やせないというようなご答弁では、この冬もますます高齢者、独居老人の方は大変な思いをされる、そういう判断と私は受け取りますが、その点、課長に対してもう一度、地形的な生活の環境をよくとらえてもらいたいと思いますがどうですか、その点。

○議長　　今、町長が答えたので、課長に言っても同じ質問で、これはだめですから、もう一回町長に。

町長、伊藤勝君。

○町長　　私はお金の問題とか、財政が厳しいから集落支援員を配置しないなんて一言も言っていないんです。一人暮らしや、その自治区の自立性、維持管理の対応の仕方、こういったところについては、やっぱり精査をしながら、ちゃんと調べた中で、どうしてもここは配置をしなければならないというところについて、集落支援員の配置というものを定めているわけでありまして。一人暮らしはどこでもいるわけですから、ですから、そういった除雪に困難だ、あるいはそういったところも全部町で把握していないかと、把握しているんです。把握している中において、こうした段階を踏みながら集落支援員を配置したり、あるいは民生委員の皆さんと連絡を取ったり、自治区長の皆さんと連絡を取ったりしながら、本当のその自治区の対応というものについて、今後どうあるべきかということも含めて話し合いをしているわけでありまして、その点はやっぱり誤解なさないでいただきたいし、そして必要であれば、今後町としても集落支援員というものは配置していかなければならないし、あるいはこれから年代においては、ますます高齢化がきたして、維持困難な状況も出てくるでありますし、そういったことについてはしっかり町としても判断をしていきたいと、その場合はやっぱり集落支援員を配置していかなければならないだろうというふうに思っています。

○議長　　9番、青木照夫君。

○青木照夫　　お金の問題ではないということではありますが、私は何べんも申し上げますが、今の集落に対しては支援員が必要であります。もう一度その点をよく検討していただきたいと思います。

質問を変えます。

○議長　　9番、時間ですので。暫時休議にします。(11時57分)

○議長　　再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、9番、青木議員の一般質問を行います。

9番、青木照夫君。

○青木照夫　　次、地域おこし協力隊のことについてお尋ねいたします。課長は1名に採用がいたらなかったということで、一応、応募の期間という問題があったようであります。それは否めないと思います。ただその中で、ネットで応募されたのだと思いますが、検索してみると、西会津町の要綱は、総務省から流れてくるとおりの要綱であります。それに比べて、小谷村、何べんも申し上げますが、小谷村は3,200人で、協力隊員が12名いるところでありまして、そこのネットを見ると、ああこれは行きたい、手助けをしたいという

ような要綱が載っております。

従来の繁栄した中で、現在は少子高齢化になって、その中で、こういう村でがんばっています、どうかそういう村でがんばっていただける人いませんかというような内容であります。それを見れば、見た人は、私は行って参加したいというところで12名が参加されたのかなと想像はつきます。

そういう中で、これから早期に来年はやられるということではありますが、今言った中身の、やっぱり掲示というか、要綱というものをわかりやすく、例えば、私なら農業関係をやれる、私ならまつりに対するイベントならやれる、私は教育関係なら手助けできる、私は食育関係ならできると、というようなわかりやすい内容であれば、その中できれいごとばかりではなくて、今現状はこうであると、どうか参加していただきたいというようなものであれば、その人の持っている能力、性格というものが発揮できるのではないかと思います。その点の情報の応募の内容というものに対しては、どのようにされましたか、それを伺いたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

確かに今年、地域おこし協力隊の募集につきましては、ホームページをとおして募集をかけたということでもあります。内容につきましても、初めての募集であったものですので、近隣の町村のそういった要綱をならって、要綱をつくったというようなこともありまして、今、青木議員がおっしゃったように、少し具体性に欠けるとか、ちょっと抽象的な、例えば地域活性化といってもかなり範囲が広いわけですから、じゃあ具体的に町としてどんなことをやっていただくのかとか、そういった記載等はちょっと少なかったかなというふうには感じております。

ですから、来年度につきましては、もう少しどういった業務をやっていただくとか、そういった点をもう少し煮詰めまして、具体化して、やっぱり応募していただける方も、そういったことに興味を持っているんだったら応募してみようかとか、そういったことがわかるような記載内容で募集をかけたいなというふうに思っております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 そういうことの説明であります、やはりこの姿勢だと思います。大変失礼なことを言いますが、私は町を支えている行政の一員だという一つの姿勢があれば、私はもっと表現の方法が、もっと別な形で、総務省だけのそういう流れたものではなくて、ぜひこの町に来て力を貸していただいけませんかというような、そういうものが言葉としてあれば、もっと参加する方があるのではないかと思います。

ついでに申し上げますが、小谷村の話ですが、小谷村は、同僚議員が今、婚活の話が出ましたが、協力隊員、集落支援、これがペアになって、協力応援隊と、町の応援隊という二つに合わせて、合作でまちづくりをやっていると。そういう中で、去年は婚活に全国から110組、応募されて、カップルが16組完成され、地元の方がその中で4組が成立したということの内容であります。私はやはり、先ほど申し上げたように、担当者として司っておられる各課長、また係長、それにいろんな携わる方が真剣になって、私たちの町を支えてください、一緒にやりましょうというような内容のものを来年度に向けて、ぜひ数字が

変わるようなPRの仕方をお願いしたいと思います。その点についての、希望をひとつお願いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

小谷村さんにもちょっとお話ありましたものですから、こちらからお電話させていただいて、いろいろその内容等も聞かせていただいているところです。小谷村さんも平成23年度から始めて、今年3年目というようなことで、やはり当初は2名から採用しまして、それからだんだん人数を増やしていったというような状況でして、やはりうまく協力隊員を活用して、地域の活性化に結び付けているというような内容をお聞きしておりますので、ぜひこういった先進事例を参考にさせていただきまして、来年度以降の協力隊員の活動につなげていきたいというふうに考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 ご答弁はいいませんが、そういう中で、やはり情報、内容に対して、西会津町に来てやりたいということをごPRしていただきたいと思います。繰り返しますが、やる気がある町、行ってみたい町、それをぜひPRしていただきたいと思います。

質問変わります。空き家対策ということですが、この中で私は、専門職員の配置をしたらいかがですかという質問であります。その配置は考えておりませんというご答弁でありました。私の申し上げたのは、やはり空き家ばかりではなくて、町では農業関係の専門員もおります。その中で、やっぱり働き、関係する仲介者、携わる。それは能率がよく、前に進むということだと思います。空き家対策に対しては、私の質問の中でも、これから5年後、10年後を見据えるのではなく、本当にこれから大切な町をどうしたいんだということであれば、空き家バンクも確かに必要であります。しかし、それは質問で述べましたように、待っている情報であります。これからは積極的に自分がこの町を、この空き家対策をどうしても解決し、そしてがんばるんだという気持ちがあれば、私は専門員として配置、もしできる可能性があれば、一生懸命、仲介者、仲人役、また町の営業マンとして、私は十分働きかけられるのではなくて、その成果も必ずあるのではないかと思います。その点について、空き家対策についてのご答弁をお願いいたします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 空き家対策についてのご質問でありますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたように、町内に200軒以上ある空き家について、これを有効活用を図ろうということで、今年まず手始めに空き家バンクをつくらうということで、今、作業を進めているところでもあります。実際にそういった空き家に登録していただく方、これを今、数多く登録していただけるように作業を進めまして、実際にそういった有効活用できる空き家が出てきましたら、そこに今度は移住していただける方々、こういった方々に対して働きかけをしようというようなことで、今、考えておるわけですが。実際に今、首都圏のほうでやっております田舎暮らしセミナーとか、そういったところに職員も積極的に出かけて行きまして、そういったことに興味を持っている首都圏の方々にプレゼンをしながら、西会津町はこういうところですよというのを積極的に働きかけもやっております。またそういったセミナーを開催している場所にも、西会津町の情報を発信できるような、今仕組

みづくりもやっています。

そういったことで、首都圏からの移住者なども、適時そういう情報を聞きながら、町のほうにも移住したいなんていうような問い合わせもあるような状況ですので、当面はやはりそういう空き家バンクを確実につくっていくというようなこと、そして、そこからそういう移住者対策、そういうのも積極的に今度働きかけていくというような、そういった作業で今順次進めていますので、その辺でご理解いただきたいなと思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 今の説明では、ネット以外に空き家バンク以外に職員もPRをしていられるというような内容と受け取りましたが、であれば、その点の内容をもっともっと確実に形になる、そういうものにしなければ私は何年経ってもどうなのかなと。8月から現在までのネット上の照会というのは何件くらいありましたか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 首都圏からの問い合わせ等につきましては、2件ほどですけれども、その他首都圏以外の問い合わせということで5、6件、今そういった空き家についての問い合わせがあったというような状況でございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 何べんも申し上げますが、本当に形としてつくるには、私は専門員職員が今後は必要ではないかと思えます。真剣に、ただ空き家バンクがあるからそれに情報を任せて、それで流れてくるものに対して、その協会にお願いしているということではなくて、もっともっと前進した町をなんとかしたいという気持ちが、どうか取り組んで、真剣にやっていただきたいと思えます。

質問を変えます。最後の質問であります、空き家に対することではありますが、公共施設の利用ということで、昨日は同僚議員も質問、おただしされました。その結論としては、最終的には取り壊しというようなご答弁だったのかなと受け取らせていただきましたが、私は今、埼玉の三郷のいろんな提携問題、応援問題がありました。これからは質問の内容でも述べましたが、いろんな団体がいろんな形で模索しております。東京都では、五つの活断層があることはご存知だと思います。東京湾、それから立川、深谷、茨城、もう一つは綾瀬川、ここに活断層があります。もうすでにこの地帯には、それぞれがもうハザードマップがつくれ、東京24区はもちろん、ゼロメートル地帯である江東地区、江戸川、荒川、中央、千代田、この方たちはいろんな模索をしております。私はある区議会議員とお話する機会がありました。そういう機会があれば、一度見て、行って見たいという方もいらっしゃると思います。それは先ほど言った公共施設の問題であります。でありますので、一つの自治体ではなくて、もちろん東京湾がもし万が一あれば、神奈川県鶴見区、これは当然、東京湾のまともに直轄を受けることもあります。そういうものを含めて、いろんな形でこれから町の財産、持っているものをなんとか活かせる方法はないかということでありますので、時間的にはすぐと申しませんが、必ず私はそういう方たちと接触して、じっくり時間をかけて費用に対する耐震の工事の問題があれば、じゃあお互いに出しましょうと、維持管理をしましょうというような話し合いもできるのではないかという予測もありますが、将来に対しての、公共施設に対しての取り壊しということではなくて、そういう情報をも

しあったとしたら、町としての対応はいかなされますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回、災害協定、相互の協定を三郷市と結ぶということから、だんだんだんだん都市型の直下型の地震になって、何かその受け皿を西会津でつくらなければならないみたいなふうにかつ拡大解釈してしまうような質問の内容であります。今回は、決してそういうことを求めているものではないということでもあります。そういうところもありましようけれども、今の段階では、三郷市はそういうところまで求めているものではありませんし、また現状、これは空いている学校といいますけれども、だいたいわかるわけですよ議員だって、どの場所がどの程度なのか、そういった場合について、実際にここが避難所として確保しているのかどうかということ、現状を見れば明らかであります。旧新郷小学校、それから尾野本小学校、これについて、今、避難所として、耐震補強して、いつでもどうぞというわけにはなかなか町の財政的には、それは無理なんです。また、そういったところと協議をしても、非常に私は難しいと思う、現実的の問題。

ですから、その避難の対応も、それは時と場合によっては必要でありましよう、それはいろんなところと提携を結んで、相互援助をどうするかという場合については。しかし、これからあの何十万都市と、うちのほうの7,400くらいの町と、これ対等にやるといったって、これはどだい無理があるんです。ですから、町はそうした相手方の対応に対して何ができるか、その時点で、いわゆるケースバイケースで考えていきたいと思いますというのが災害協定の内容の主なる課題なんです。

ですから、そういうところから、徐々にそのお互いの交流というものを深めながら、そしていざという場合については、西会津町ができる最大のことで、やっぱりこれは協議して対応しなければならないということでもありますから、西会津町として、都市型、直下型を想定して、今、それをもって、今の空き学校を、これは宿泊設備なり、あるいはそれを耐震補強していつでもどうぞという考えは、今のところ持ち合わせてはおりません。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 私はそういうことを言ったつもりはありませんが、話し合いの中で、私は何も緊急時の受け皿ということでやってくださいというようなことは申し上げておりません。今後に対して友好都市として、やはり四季にわたって、そういう以外に、万が一の有事の際の話であります。私は普段からそういう友好都市を結べば、いろんな活用ができるのではないかと、あくまでも公共施設の利用ということの観点から、私はそう申し上げたつもりであります。何べんも言いますが、私は早急にそれを取り組んで、ぜひということをお願いしております。そういう想定のもとで、私は必ず、そういう利用価値が必ずあるのではないかと内容のものであります。これはご答弁いりません。

時間にもなりましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 12番、五十嵐忠比古でございます。今定例会に、通告に従いまして2点ほどを質問させていただきます。なお、同僚議員と重複になると思いますが、私なりに質問をさせていただきます。

師走に入り、いよいよ雪が降る季節になってまいりました。また、冬期間におきましては、事件、事故防止、交通安全には十分留意し、年末年始をお迎えいただきたいと思いません。それでは質問に入ります。

1点目でございますが、教育の振興と人材育成についてであります。町長の9月議会定例会の提案理由の中で、教育振興と人材育成に関し、まちづくりは人づくり、人づくりは教育からとの理念のもとに、学校教育、生涯学習、スポーツ等の推進に取り組み、町政執行にあたりと発言をしておりますが、そのことに関して、次の3点についてお伺いをいたします。

まず1点目でございますが、人材育成については、今までどのように取り組んできたのか、成果があればお伺いいたします。また、今後どのような計画及び体系で進めていくのか、現段階での具体的計画についてお伺いします。

2点目でございますが、学校教育について、現在町では、平成27年4月の開校を目指して、西会津小学校建築が進められております。開校を目指して、町長の考えられる基本方針が、安全安心な学校、小中連携教育の推進、環境と調和のとれた学校と3項目述べられております。今後、開校まで2年余りとなりましたが、基本方針への取り組みについて、今後どのような教育を考えられているのか、具体的な考え及び計画についてお伺いいたします。

3点目でございますが、スポーツ振興については、現在、町の各種スポーツ団体の活動は人口減少によるところもあるが、軒並み減少傾向にあります。こうした中でこそ、町民のスポーツに関わる割合を増加させることが重要であると考えます。このことを踏まえ、町では各種スポーツ団体の指導者の育成、選手加入へのあっ旋推進、運営補助金等の考えはあるかお伺いをいたします。

次に、ふるさと納税についてお伺いいたします。今日ふるさと納税は、全国各地の市町村において行われております。本町においても、町外在住の町出身者等から納税をいただいております。そのことを踏まえ、ふるさと納税の取り扱い処理について、次の4点をお伺いいたします。

1点目でございますが、ふるさと納税をいただいた方への対応、またはお礼についてお伺いします。例えば、感謝状交付等、どのような対応をしてきたのかお伺いします。

2点目でございますが、現在までにふるさと納税をいただいた人数及び納税総額についてお伺いいたします。

3点目でございますが、現在までのふるさと納税交付金の主な用途についてお伺いします。

4点目でございますが、他市町村では、納税者へ地場特産品を贈答しているケースがあるが、本町としてもふるさと納税をしていただいた方へ、町特産の土産品、コシヒカリ等を贈答してはどうかと思うが、町の考えについてお伺いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 12番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、教育の振興と人材育成についてお答えをいたします。

町長が9月町議会定例会の提案理由説明の中で申しあげましたとおり、本町は、まちづくりは人づくり、人づくりは教育からの理念のもと、学校教育、生涯学習、スポーツ等を推進しております。

学校教育においては、児童生徒に学力と人間性・社会性を順調に身に付けさせるよう、小中連携教育を推進しており、平成27年4月には、小学校と中学校が隣接する理想的な施設一体型の小中連携教育が実現することから、小学校と中学校がお互いに交流し連携を強化することで、より効果が上がるよう段階的に進めております。特に、昨年度より取り入れた小学校5・6年生における一部教科担任制、本年度に実施した小中合同ボランティア活動は、中学校への円滑な接続を容易にさせ、児童生徒の交流を深めております。

生涯学習におきましては、誰もが生涯を通じてあらゆる機会と場所で学習できるよう、出前講座をはじめとした各種講座を開設しております。また、学習の成果を発表する機会を積極的に設けることで、人材育成にも努めております。特に、伝承員の方々に積極的に活躍していただく場を設定し、小学生にも伝統技術を指導するなど、伝承の輪が広がっております。

スポーツ活動におきましては、健康がいちばんの理念を踏まえ、運動習慣による健康づくりのため一人一スポーツを推進しております。特に、グラウンドゴルフやカローリングなど気軽に取り組めるニュースポーツに力を入れた結果、競技人口も増加をしております。競技力の向上では、キッズランニングクラブ等での選手育成によりまして、大会での活躍につながっています。各種スポーツ団体に対しましては、町体育協会をはじめ関係団体と緊密に連携をしながら、組織の強化、指導者や競技者の育成を支援しております。

今後とも、これらの活動を効果的に推進することにより、町の将来を支えるかけがえない人材を積極的に育成してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 12番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、ふるさと納税について、お答えをいたします。

本町におけるふるさと納税につきましては、これまで、町出身の方々をはじめ、本町に全くゆかりのない方々からも多くの寄附金が寄せられ、町といたしましても、本町を心から応援していただいている方々に対し、深く感謝を申し上げているところであります。

ご質問の第1点目、寄附をいただいた方への対応と、第2点目の現在までに寄附をいただいた人数及び寄附金総額につきましては、8番、多賀剛議員にお答えしたとおりであります。

第3点目の寄附金の主な用途についてであります。寄附をしていただくにあたりましては、次の6項目の使用目的を設けております。一つには、子育て応援事業、二つ目として、地域活性化応援事業、三つ目として、健康づくり応援事業、四つ目として、自然環境保全応援事業、五つ目として、震災・災害復興応援事業、六つ目として、活用方法を特に指定しない。この6項目の中から指定された内容に基づき、活用をさせていただいております。

第4点目の寄附をしていただいた方々への御礼の品として、町特産のコシヒカリ等を贈答してはどうかとのおたがしであります。町ではこれまでも、その時々や季節に

応じ、コシヒカリ、ミネラル野菜、山菜、シイタケなどを詰合せにしてお贈りしているところでもあります。なお、特産品の内容につきましては、今後も季節に応じた西会津町ならではの品物をお届けしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それぞれ質問、だいたい理解できました。それで、人材育成について伺いたします。まず人材育成であります、今まで各スポーツ団体ありますけれども、どのように指導をしてこられたか伺いたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 スポーツ団体、いろいろございますけれども、体育協会に加盟しておられるスポーツ団体、野球、バレー等々ございます、ゲートボールまで。それにつきましては、体協に加盟をしていただいて、各団体から体協に負担金を納入していただく、また町からは体育協会を通して資金的にもご支援申し上げるというふうな形で、それぞれのスポーツ団体の育成等に当たっているところでもあります。

一方、スポーツ団体といたしましては、スポーツ少年団もございます。このスポーツ少年団につきましては、そもそも大学のサークル等と同じでございます、共通の趣味、興味関心を持っているお子さんが集まりまして、保護者の皆さまと一緒に盛り立てていくというものでございまして、このスポーツ少年団に対する町の関わり、ご支援と申しますのは、公民館が県本部と、それから町内の各スポーツ少年団との橋渡し役といえましょうか、本部とのやり取り、負担金の納入等々について、連絡調整を主として担当させていただいて、ご支援を申し上げているというのが実態でございます。

また、毎年このようなスポーツカレンダーをつくってございますけれども、スポーツ少年団につきましては、年間の活動の内容等々について、町民の皆さまに広くお知らせを申し上げます、ご支援を申し上げているところでございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 各スポーツ団体、それはわかりました。そのスポーツ団体、公民館、補助を受けているスポーツ団体はそうですけれども、ただ、その中で、スポーツ少年団ですけれども、七つですか、その中で、ただ、今のところは人数もその競技団体の中で、人数が足りない、競技の中に足りない、今後、それを私は心配しているんですけれども、そういう場合、まず中学校に行き行ってやりたい方がバレーとか野球、その他サッカーとかやっていると申しますが、せつかくそういう日頃練習して、中学校に行き行って人数が足りないから、そのクラブがないということはかわいそうなことですし、またそれについて、今後、教育委員会として各学校へ、そういう加入の指導なりは、教育長はどう考えておられますか、その辺をお伺いします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 議員ご質問の中にも述べておられましたけれども、基本的には少子化が進みということがありまして、高等学校の部活動においても、野球部ができないというふうなことで、わが西会津町の西会津高校さんも部員が十分でなくて、坂下高校、そして喜多方東高校と3校合同で甲子園に向けた夏の大会に出て、念願の1勝を果たすことができました。一番人数が多かった西会津高校の校歌を野球場で高らかに歌ったわけでもあります。そうい

う時代でありますから、近隣の市町村、県内のどこの市町村みましても、例えばミニバスケットボールのスポーツ少年団、学校単位ではなかなかできなくなりまして、隣の学校と合同でスポーツ少年団をつくってがんばっているというふうな姿が、県内のあちらこちらで見ることができます。

それで、部員が少なくなったのでご支援申し上げたいと、気持ちはやまやまでございますが、教育委員会として、何々スポーツ少年団の人数が足りないのも、ぜひ入るようにしてくださいという働きかけ、それはいかがなものかなと、こんなふうに思います。基本は、やはりそのスポーツ少年団の保護者の皆さま方、選手の皆さんもちろんでございますし、指導者の皆さん、本当に主体的にチラシ等を作成されて、教育委員会にお持ちいただければ、私どももお手伝いもさせていただくことはできます。それで学校にお配りして、依頼をして、おおいに進めてあげることもできます。そんなお手伝いはできますけれども、基本はやはり団体さんであるということをおさえて、その上で教育委員会のご支援、お手伝いというふうな形で進めさせていただければありがたいなと思っております。またそれが基本だろうというふうに思っております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 理解できましたけれども、ただ、やはり今、こういう少子化ですけども、ただ、教育委員会としては、勧誘、それはわかりますけれども、それはそれとなく、やっぱり何らかの団体は団体で、てこ入れやっていかなければ、私はだめだと思ったり、やっぱりPTAなり、学校なり、町なり、だから今年、ふくしま駅伝、順位を上げたということですけども、それも生徒が本気になって取り組んだ結果だし、また指導者も、教育長はじめ、本気になってやった結果だと思っておりますけれども、だから教育長が言うように、そう簡単に、少子化だから、今そういう傾向になっているということは、それはわかりますけれども、野球も西会津高等学校と坂下ですか、それはわかりますけれども、その辺は私は強く申し上げたいと思ったんですよ。

では、これからの方針なんですけれども、ふくしま駅伝についてですけども、今回、順位が三つばかり上げて、大成果だったと思っておりますけれども、今後の取り組みについて、また指導者なり外部から呼んでやる予定はあるんですか、その辺をお伺いいたします。

○議長 通告の範囲を広げてしまうんですが。

教育長、佐藤晃君。

○教育長 昨日、4番、渡部議員にご答弁申し上げた内容のとおりでございます。本当に最下位になって、町民の皆さんに元気をお届けし、喜んでいただくためにはどうしたらいいかということで真剣に検討いたしまして、小学生のキッズランニング、これを立ち上げて、そして強化に努めてまいりました。今年あたりでは、各地で開かれたマラソン大会で3位に入賞した、4位に入賞したという形で成果を上げておりますし、また、キッズランニングの卒業生が、中学校で今年、駅伝のランナーとして、選手として活躍もしております。そういう点では、本当に議会の皆さまにもご理解をいただきまして、感謝をしているところでございます。

また、中学校の駅伝走力の強化、底上げという点では、これも皆さまのご理解をいただいて、予算をお付けいただきまして、本年度の成果につなげることができたわけでありま

す。それから指導者の招へいにつきましても、継続して来年もお願いを申し上げたいなど思っておりまして、さらにさらに町民の皆さまに元気をお届けできるように、私どもとしても体育協会さんをはじめ、関係の皆さま方と連携を密にして取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくをお願いを申し上げたいと思います。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 教育長の言わんとすることはわかりました。それで、ふくしま駅伝もそうですけれども、これから各スポーツ団体ありますけれども、その中で、やっぱり心配するのは、これから少子高齢化ですけれども、子どもたちが伸び伸びとやれる環境をつくっていただきたいと思います。そんな少子化ばかり言っていたって前に進まないんだから、その辺をわれわれも一生懸命やりますので、その辺よろしく願いします。

では質問を変えます。ふるさと納税でありますけれども、これは同僚議員と重複するところがございまして、私なりに質問をしたいと思います。まず、ふるさと納税でございまして、先ほどの説明では、同僚議員との説明ではだいたいわかりましたけれども、その中で、町で寄付いただいた方に3千円以上ですね、説明の中では、その中で、全部にお礼を返しているのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 御礼の、特産品のお礼ということでありますけれども、これは1万円以上ご寄付をいただいた方に対しまして、おおむね3千円程度の特産品をお贈りさせていただいております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それはわかりましたけれども、その中で、町の特産品は、先ほどの答弁でわかりましたけれども、コメとか、あと民芸品とか、そうおっしゃってございましたけれども、あとそのほかには、なるべく町の特産品ということで、その贈った方々には喜ばれているのでしょうか。その辺を。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 お贈りする品物につきましては、すべて西会津町でとれた特産品をお贈りさせていただいております。先ほど8番議員にもお答え申し上げましたように、お贈りいたしまして、受け取っていただいた、寄付をしていただいた方からは、大変好評をいただいているところでございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 寄付いただいた方の個人情報ですけれども、それは守られていると思っておりますけれども、この寄付いただいた方が毎年やっている方もおられるみたいですね。だから、あとそれはそうですけれども、そのほかに、町の広報、だより、それは、その寄付していただいた方には送付しているのか、その辺を、やっぱり町の宣伝にもなりますので、町の内容をわかってもらうためにも。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 寄付をいただいた方に対しましては、公表について、同意をいただいた方については公表をさせていただいていると。それで、同意をいただかない方については非公開ということで対応させていただいております。

今、広報のお話がありましたけれども、今の段階では広報のところまではお送りはしていないということでございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 広報は今の段階で送っていないというお話ですけれども、でも町の概要をわかってもらうためにも、やっぱり送っていただいて、その口コミとか、口伝えで、多くの寄付をもらったほうがいいのかと私は思うんですけれども、その辺、課長。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今、議員からご提言いただきましたように、広報、あるいは町の観光パンフレット、そういったものも今後同封してまいりたいというふうに思います。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それぞれ答弁もらいましたけれども、だいたい理解できましたけれども、なお教育長に、今後、各スポーツ団体には町をあげて応援なり、てこ入れをやってもらいたいと思いますけれども、その辺はどうですか。その辺をよろしくお願いします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 答弁で申し上げましたように、スポーツ活動全般にわたって、また子どもから町民すべての皆さんについて、一人一スポーツ等々も取り組んでいるところでございますので、大いに振興できるように努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 これで私の質問を終わります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、こんにちは。11番、清野佐一でございます。私は今定例会に町民憲章制定についてと、町政の取り組みについて、そして農業の振興についての3点について通告をしておりますので、順次質問をいたします。

まずはじめに、町民憲章制定について質問いたします。本町は昭和29年に合併をし、西会津町となりました。来年の平成26年には、町政施行60年という節目の年を迎えます。その間、平成の大合併には参加せず、平成16年9月、自立宣言をし、その後、平成19年12月にまちづくり基本条例の制定、翌平成20年4月1日に施行されました。町民が主役であり、町民、議会、行政が一体となった協働のまちづくりを進めています。まちづくり基本条例には、町民の権利と役割、議会と議員の責務、行政においては、執行機関、町長、職員の責務がうたわれております。

この協働のまちづくりをさらに推進するために、まちづくりの行動目標となる町民憲章を制定し、まちづくりの参画意欲の喚起に努めてはと考えるものであります。ある文献によれば、憲章は町民に過大な負担を要求せず、誰からも親しみやすく理解され、利害や主張を超えた共感を生み出すという意味において、すべての町民の自然な参画意欲を喚起するツールとして、極めて大きな可能性を持っていると考えられています。そして、誰でも理解できる価値基準が簡単明瞭な文言で表現され、想定期間もなく、半永久的に持続することができます。また、今、自分が住んでいる町、仕事をしている地域に対して、愛情を涵養するという大きな意味があります。

このような観点から、本町においてもぜひ制定に向けて取り組んではと思いますが、考えを伺います。

次に、町政への取り組みについて質問いたします。町では、平成 25 年度において、数多くの新規事業に取り組んできました。ハード事業やソフト事業、また単発的なものや継続するものとさまざまですが、特に定住と交流の促進における 3 件の新規事業の地域おこし協力隊配置事業、定住住宅整備費補助金、住宅団地購入費補助金や再生可能エネルギー設備等設置事業にかかる補助制度について、年度途中ではありますが実績と成果についてお伺いをいたします。また、町長は去る 9 月定例会において、2 期目の所信を述べておられましたが、平成 26 年度予算編成に向け、新たな事業の考えはあるか否かお伺いをいたします。

次に、農業の振興について質問いたします。今、日本の農業が大きな岐路に立たされています。TPP 交渉の問題、減反廃止の問題、定額補助金の減額等により、農家は大きなショックを受けています。現在、シンガポールにおいて TPP 閣僚会合が行われており、年内妥結か否か、また重要品目の関税撤廃を守り切れるか否かの大きな山場を迎えています。厳しい交渉の中、国会決議を守り、国益を損なうことのないよう期待するものであります。

政府は去る 11 月 26 日に、1970 年に始まった生産調整を 5 年後を目途に廃止することを決定しました。農家にとっては、まさに青天の霹靂であります。加えて追い打ちをかけるように 2014 年度から定額補助金を 10 アール当たり 1 万 5 千円を半分に削減となり、2018 年には完全廃止となります。

本町においては、農業が基幹産業であり、米が基幹作物であります。担い手不足が懸念される中、人・農地プランで、地域で支え合っても、農業従事者の高齢化は直視しなければなりません。今後、農家の不安解消や意欲を高めるためにも、新しい制度等の早めの情報提供や、適切な政策の実施を望むものですが、考えを伺います。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 11 番、清野佐一議員の質問のうち、私からは町民憲章制度について、2 点目の町政の取り組みについてをお答え申し上げたいと思います。

まず町民憲章につきましては、町民が、町の理想像や目標を掲げて、それを実現するためにとるべき行動規範を示すものといわれております。今日においては、多くの自治体で、市民憲章や町民憲章が制定されているところでありまして、町施行何年といったその節目の年に制定されることも多いと聞いております。

本町においては、まちづくり基本条例を制定し、町民と議会と行政が一体となった協働によるまちづくりをすすめているところではありますが、来年、西会津町は、町制施行 60 周年を迎えるため、新たな協働のまちづくりの推進や、西会津町の未来に向けた大きな飛躍を目指し、町民の総意に基づく、町民憲章の制定に向けて作業を開始してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、町政の取り組みの中で、平成 26 年度の新規事業についてのご質問にお答えいたしたいと思ひます。

町では現在、平成 26 年度の予算編成に向けて、実施計画の調整作業を行っているところであり、平成 26 年度におきましても、教育の振興と人材の育成、地域経済の活性化、健康づくりと安心安全の三つを重点目標として掲げるとともに、事業推進の基本的な考え方として「住んでみたい、行ってみたいまちへ」として、定住促進と交流人口の拡大を総合的に強力に推進していくこととしております。

まず、重点目標の教育の振興と人材育成では、西会津小学校新校舎の整備について、平成 27 年 4 月の授業開始に向けて、着実な推進を図ってまいります。新規事業といたしましては、新たな保育所施設整備について基本設計等の作業を進め、今後の整備スケジュールを示していきたいと考えております。

地域経済の活性化においては、道の駅に新たなる販売促進施設整備のための実施設計業務を進めるほか、観光協会の組織体制見直しを行い、観光事業の強化を図ってまいりたいと考えております。また、友好都市等との交流拡大も進めてまいります。

健康づくりと安心安全では、健康がいちばん！推進事業において、来年度は特に、食、運動、検診のうちの、運動に重点を置いて、町民の運動の習慣化を促す取り組みを進めるほか、また、生活インフラなどについては、生活道路等の整備についても積極的に取り組んでいく考えであり、そのほか役場庁舎移転に向けた作業にも本格的に着手していくこととしております。

以上、主な事業について、その一端を申し上げましたが、平成 26 年度予算の編成にあたっては、国県の動向を的確にとらえ、町総合計画に掲げる「みんなの声が響くまちにしあいづ」を基本に、こころ豊かな人を育むまちづくり、豊かで魅力あるまちづくり、人と自然にやさしいまちづくり、さらに、まちづくり基本条例が目指す協働によるまちづくりの実現に向けて、町民の皆さんの目線に立って、暮らしに密着した事業、地域活性化のための事業については、積極的な予算配分をしてまいる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

もう一点、次、農業振興についてのご質問等についても私からお答えをいたしたいと思っております。

政府は、農林水産業・地域の活力創造本部を開催し、米の生産調整や農業補助金の見直しを開催し、米の生産調整や農業補助金の見直しを正式決定したところであります。見直し内容は、5 年後を目途に、生産調整、いわゆる減反を廃止する方針であり、来年度からは米の直接支払交付金の減額や、米価変動補填交付金の廃止など直接農業経営に大きく影響する内容となっております。また T P P 交渉の問題など、米を取り巻く情勢は大きな転換期を迎えております。

来年度の営農計画を目前にしている生産者の不安を払拭するためにも、早急に情報をお知らせしたいと考えておりますが、現在、町に国等から流れてくる情報は、新聞などで報道されている範囲の内容でありまして、まだ詳細な決定がなされておられません。

今後、国の方針が確定次第、チラシやケーブルテレビを通じて農家の皆さんに情報を提供してまいります。さらに、西会津町農業再生協議会において、平成 26 年度産米の取り組みについて関係者と協議の上、方針を決定し、集落座談会を開催しながらご説明をしてまいります。

次に適切な農業政策についてのご質問については、2番、三留正義議員に答弁したとおり、今後、町としても生産現場の強化のために、認定農業者の育成や、地域によっては、組織化により経営基盤を強化すること、また農林産物の産地化のための支援も必要であると考えております。さらには、消費者から求められる売れる米づくり、ミネラル栽培等の取り組み、それらを活用した6次化の推進についても、関係者と一体となって取り組んでいかなければならないと考えております。

その他のご質問等については、担当課長より答弁させていただきます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 11番、清野佐一議員の町政への取り組みについてのご質問のうち、平成25年度の新規事業にかかる実績と成果についてのご質問にお答えいたします。

町では、本年度の事業推進の基本的な考え方として「住んでみたい、行ってみたい町へ」を掲げ、定住促進と交流人口の拡大を総合的かつ強力に推進していくこととしたところでありまして、定住と交流の促進に向けていくつかの新規事業を計画し、実施しているところであります。

それら事業のこれまでの取り組み実績と成果についてであります。まず一つ目の本町への移住者や若者の住宅整備を支援する定住住宅整備費補助金であります。これまで、新築7件、中古住宅購入が3件、増改築が2件、計12件の申請が出されたところございまして、補金の申請額は合計で890万円となっております。これまでの申請者は、いずれも町内在住の45歳以下の若者でありましたが、今後は、現在進めております空き家バンク事業とセットでのPRに努め、移住者の拡大にもつなげていきたいと考えております。

次に、移住者の町住宅団地購入を支援する住宅団地購入補助金については、現時点においては申請は出されておられません。

次に、地域おこし協力隊配置事業であります。当初2名の採用を予定しましたが、1名の応募にとどまり、現時点では1名で活動を行っています。この地域おこし協力隊の活動であります。町内の各種団体が開催するイベントの支援や、交流団体のイベントに参加しての町産品の物販やPRなどに取り組んでいるところでありまして、現在では認知度も高くなってきており、町民の皆さんに頼られる存在になってきたところであります。

次に、再生可能エネルギー設備等設置事業補助金についてであります。これまで、太陽光発電1件の申請があり、12万円の補助金交付額となっております。今後とも積極的なPRに努め、普及の拡大につなげて行きたいと考えていますので、ご理解願います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 町民憲章制定については、町民の総意に基づく憲章の制定に向け、作業を開始というお話をいただきました。そこで、さらに町民の皆さまの理解をいただくために、私からも一言申し上げたいと思います。これも、それぞれの文献なんです。この制定をすることによって、日本人の国民性を自覚させる。あるいは和語、漢語の前の日本語のともとの言葉だそうなんですが、その意義を再認識させると。あとは町民の参画意欲を喚起する。町民の地域愛を涵養する。そして総合計画の内容を監査するというような、非常に意義があるということが言われております。そして、よいまちづくりは、全町民の継続的な努力によって達成されるもので、一部の人間の一時期の努力によって達成されるような性格

のものではないと記されております。

ですから、町民全員が、子どもから大人まで、誰にでもわかりやすい言葉で、そして誰でも継続できる行動目標をつくるのが大切だということでもありますので、この機会に町民の皆さんにもご理解いただいて、一日も早く憲章が制定されるよう希望するものであります。

私はこれで、次に、町政への取り組みであります、町長、新規事業であります、去る9月議会において、水道管の更新の事業、そのお話をしたわけですが、そのときに町長は、計画をつくるんだということを言われました。今回これにあがってこないというのは、その見込みがないということですか、まずそれをお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回、26年度の主な一端を述べたということでお話をさせていただきましたけれども、これは当初から水道管の石綿の関係については、町としても重要視しておりますから、来年の実施計画の中で策定をしながら、次年度以降の計画で対応してまいりたいというふうに思います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、約束を守ってもらえるというようなことで理解をいたします。

そこで、これは先般の町長の答弁の中に、私が監査の意見についてお話をしたのに対しての町長の答弁でありましたが、監査委員とすれば、これはいついつからやらなければうんぬんというんじゃなくて、一度指摘をして、それがまったく手を付けないということであれば、また次の年でそのことは監査では繰り返して出してくるんだというような、そしてそれは監査委員として当然だろうということだったんですね。私にすれば、やはり一回できなかったから次の年ということもありますけれども、あのときは何年も、3年くらい全然計画も何もなかったわけです。それで、こういう発言をされたということは、その監査委員に対する町長の認識といたしますか、その監査委員がいくら意見を言っても、強制的なものはないんだというような認識なのか、その辺だけちょっと確認をしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私も以前、監査委員をやっておりましたから、監査委員の発言内容とか、あるいは文言で町に対していろいろとその意見を申し上げるといことは、それは非常に重きのあるものだと思っております。したがって、それが継続的に指摘をされて、次年以降は、監査委員が以前に指摘をしたのに、また今年はなぜ指摘をしてこなかったなんていうことになりかねないわけですから、もし監査委員の指摘が、次年度またがってあれば、それは町としてもしっかり対応しなければならないだろうというような判断であります。

したがって、これまでなぜやってこなかったんだなんていう、そのぐるっと、3年も4年も前から繰り返されてしまったのでは、これは、その当時そういう状況ではなかったというようなことにしかお答えできないというふうに思います。ですから、今ほど申し上げましたように、次年度以降の実施計画の中で、それらについてはしっかり対応していきたいということでもあります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今はそういうことで、これから実施するんだということでもありますから、結

果としてよかったなと思いますけれども、やはり監査の意見は、そう長くまで同じ言葉を監査委員の方から言われるということは、いかななものかと思しますので、それは私の意見として申し上げておきます。

次に、先ほど来、話があります地域おこしの協力隊であります。これは平成24年の人数といいますか、調べによりますと、全国で617名、207の自治体、3府県の204市町村で協力隊が活躍をされておるといようなことでもあります。本町においても、先ほどの話で、2名が1名であったといようなこともわかりました。ですが、いろいろこの西会津の現状をみたときに、やはり各地域ごとによって、この地域では何が必要だといようなことがたぶんあると思うんですよね。そういうことを、やはりもう一度チェックをしながら、そういうところに適切な協力隊の配置などはいかななものかと思しますが、お考えを伺います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この事業も新たに町として取り組んだ事業であります。ですから、当初は2名、これは総務省等々の関係で、2名の応募がいただいたならば、町としてしっかり対応しようということでありました。この地域おこし協力隊というのは、何々のためにこういう人をといても、なかなか難しいですよね。ですから、西会津町に地域協力隊員として、私は何かしてみたいと、こういう方々が来るわけです。ですから、町としては、じゃあその配置をどうしましょうかということで、その人と話をしながら、それに必要なところに配置をしていただくとか、そういうふうに取り組んでいくわけでありますから、その最初から、いろんな能力を持って、そして町に適した人が配置されるというものではないんですね。

ですから、今現在の協力隊員の方については、若い方が来ていただいて、まったく農業経験のない方が来たり、そしていろんな地域の人と慣れ親しんで、いろいろお手伝いをしていただいているというのが現状でありますので、今後、そうした地域協力隊が来たならば、今度は別な意味で福祉の関係でやってみましょうとか、そういうように町の中でいろいろ対応していく、それで協力をしていただくというものでありまして、すぐさま実働部隊として何でもできるという状況ではないということでもあります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 募集の仕方といいますか、それが私、詳しく勉強しておりませんが、ただ、いろんな資料を見たときに、協力隊のいろんなことをされるといのが、例えば、本当に田畑で働く、あるいはいろんな施設の管理をするとか、いろんな仕事の分野があるみたいですね。だから、町でその募集をするときに、そういうその要件は付さないのかどうなのか、その辺の募集の中身といのはどんなふうになっていますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 地域おこし協力隊の募集要項についてのおただしですが、今年4月に、募集要項をつくりまして、ホームページ等で募集したわけですが、その際は、活動内容といようなことで、地域の活性化に向けて、定住促進策及び交流人口の拡大とか、集落における地域活性化事業の支援と、また、その他担当課より指示される活動といようなことで、そういった活動内容は記載させていただいたわけです。ただ、やっぱり

抽象的な内容であるというようなことで、いろいろな多方面に、例えば応募された方の資質とか適正とかもありますので、その際、応募された方と面談しながら、どういうことをやってみたいんですかとか、そういったことを聞きながら、今回配置した職員については、その適正とか資質に合ったような業務を今年1年やっていただいたというような状況でございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今、話をお聞きして、やはり今の反省を踏まえて、来年度はよりよい、増やすというようなさっきの話ですよ。だから、そういうことに活かしていただきたいと思っています。

次に、補助金のことでお伺いしますが、住宅団地の補助金には、今回該当者はいなかったということでもあります。それについては、住宅団地を販売する商工観光課、そちらのほうとの連携というのはどんなふうになっていますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 住宅団地の購入に関する補助金の関係ですけれども、今年こういう定住促進策ということで、定住住宅団地を購入された方に50万円の補助金を出すというようなことで、その周知については、広報とかチラシとかつくりまして、またあと、ホームページ等で、そういったことで周知を図ってきたわけですけれども、また首都圏でのそういったPRとか、あとイベント等においてチラシを配布とか、いろいろそういったPR、宣伝活動をやってきたわけですけれども、残念ながら今年は、今のところ購入していただける方はいらっしゃらないというようなことでございます。

なお、問い合わせ等につきましては、2、3件あったわけですけれども、購入にまでは、まだいたっていないというような状況でございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 いろいろ補助制度を創設しながら、多くの方々に利用していただき、また地域の活性化につなげるというようなことで、町も議会も一緒になって今やっているわけです。ですから、これが1件でも多く、やはり成果が上がるような、さらなるご努力をお願いしたいと思います。

次に、農業振興についてお伺いをしたいと思います。まずはじめに、9月の議会の提案理由の説明の中に、町長が農業の活性化というようなことで、ミネラル野菜の普及拡大というようなことも明言をされております。私も本当にミネラルという言葉、今度は大きな声で言えるようになったのかなというような、自分なりに考えておりますけれども、非常によかったなと思っています。それはやはり、今の農業、この厳しい情勢の中で、やはり特徴ある農業をやっていくというには、今この西会津町、ここまでやってきたミネラル野菜をさらに拡大をして、振興していくべきだというふうに思っております。

そのミネラル野菜、あとミネラル作物、いろいろな米もそうですけれども、含めて、町長のミネラルに対する思いといいますか、普及拡大していく心意気など、一言お聞きをしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これからのTPPも含めて、農業の情勢というのは非常に厳しくなるという考え

方を持たなければならないのかなというふうに思っています。このTPPも、まだはっきりと決まったわけではありませんけれども、とりあえず、やっぱり米づくり、こういったことが一番大きな打撃になるであろうというふうに思っておりますし、またそのためには、やはり産地化、あるいはブランド化、こういった一つの西会津の特産化を目指していくというのが、これからの農業を生き延びていく一番大切なことだなというふうには思います。

そうした中で、これまで西会津町がミネラル野菜という一つのブランド化を図りながら、今日まで取り組んできたわけであります。今後ともこれを持続させ、そして本来、西会津町のこの取り組みのよさというものをもっともっとPRしていく必要があるだろうというふうに思います。ただ課題としては、昨日の質問にもありましたように、やっぱり高齢化しているということもありますし、そして産地化形成についても、まだまだこれから必要などころがたくさんあるだろうというふうに思います。そして、これを販売するためには、やっぱり今の現状からしていけば、これは全体で約5,000万以上の収入を農協に出荷しているわけですね。しかし、私も課題の一つに上げているんですが、一生懸命になってミネラル栽培をしたその農産物が、この市場に行ってしまうと、一般野菜と同じような取り扱いになってしまって、本当にこれミネラル野菜という差別化、差別化というのものも、これ必要ではないのかなというふうに実は思っているところでありまして、今後、それにはある程度数量も多くなければならぬし、そしてそれだけの体制をどうつくりあげていくかということも、真剣にこれから考えていく必要があるだろうというふうに思っていますから、今後これらについて、できる限り町としても支援してまいりたいというふうに思っております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今、町長が言われた差別化であります。これは高機能性農産物というようなことで、国が6月に規制改革実施計画の中で、健康食品や農産物にも健康への効果を示す機能表示を認める方針を示したとなっているんですね。だから、本当にミネラル野菜、そういう特別栽培、そういう成分を特に使っているというようなことで、これが大きな付加価値になるというようなことで、これは大いに表示をするということに取り組んでもらいたいと思います。

今、国民といいますか、いろんな調査によると、健康を増進する成分を含む農産物、あるいはそういう加工品に対するニーズがものすごく高まっているというような状況でございまして、ぜひともそれらの機能表示に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 西会津では、これは野菜とは違いますが、米、これは特別米として取り引きしていただいておりますが、げんき米、こういったように、ちゃんとした表示をもって、そして出荷できるという体制というのは私は必要だと思います。ですから、同じように、ミネラル栽培で野菜をつくっているところは西会津だけではないと思うんですね。実際に青森、そこでは、やっぱりミネラル野菜としてしっかりとした表示をもって出しているんですね。そしてそれには、一定の要件を満たさないと、この表示はさせないよと、出荷はだめですよと、これくらいの厳しい、生産者自らが出荷する段階において、ちゃんとした、いわゆ

る規則といたしますか、規格をもって対応していると。これがやっぱり一つの大きな、一般的に世間にアピールするだけの力があるだろうというふうには思っています。

ですから、西会津も、やっぱりそれに準じた形をとって、本来ミネラル野菜というのはどうあるべきかということをしっかり対応していけば、議員がおっしゃられるとおりの内容に近くなるであろうというふうには思っています。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 こういう取り組み、課長のほうもご存知だったら、詳しいこともしわかっているようだったらお話お聞きしたいんですが、いかがですか。今の機能性表示について、町の担当課のほうでは、そういう中身をどの程度把握されておられるかということでお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 機能性野菜の表示についてのご質問にお答えいたします。

今まで農林産物の機能性の表示は認められておりませんでした。今年度、規制改革の中で検討を進めて、次年度以降結論を出して運用をしていこうというような国の動きがあります。西会津町のミネラル野菜については、販売袋の後ろにミネラル5要素の説明とミネラル栽培についての説明を書き加えて、消費者に伝える取り組みを今まで行ってきましたが、この制度の改革によって、町長が答弁されましたように、差別化、消費者にうったえる表示ができるようであれば、積極的に取り組んでいきたいと考えておりますが、品目別の機能性については、きちっとした機関での成分分析も必要となってくるので、それらについて具体的な取り組みを来年度以降の計画の中で実施していきたいと考えています。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 せっかくつくった農産物、1 円でも高く売れるように、それのご努力をお願いしたいと思います。

それから、減反廃止ということですが、それによって大規模化できる人はある程度できるんでしょうけれども、それまでいかない人、やめるしかないとか何かという場合も出てくるかもしれません。そういう中で、本町においては、大規模化しようにもなかなか中山間地というようなことで、非常に傾斜地の多い田畑であります。今、中山間地の集落協定をやっているのが、集落だけで48地域で579町歩、そのうち急傾斜が238町歩、緩傾斜が341町歩と、そのほか個別協定で77町歩というような面積があります。そのほか加入していない人もあります。ということは、大変急傾斜が多い、勾配が多い。ということは、田んぼも小さい、そして管理するにも大変だというようなことになります。やっぱり減反後、その農業所得の減収になるんじゃないかということも心配されますので、少しでも効率よくというか、コスト削減につながるのであれば、管理作業が、草刈りが容易にできよう、法面、田んぼの土手とか、の中間に、俗にいう犬走りという、足場をつくる、バックフォアとか何かで。そうすると、そこを足場にしてある程度の高い土手でも草刈りができるということもありますし、あとは機械で横に歩く草刈り機もありますが、そういうのも容易に使うこともできるというようなことで、今後5年の間に廃止になるわけですから、それらを前提にして、少しずつそういうのも事業化していただいて、そういう作業が楽になると。そうすると、いろいろ草刈り機械による事故も少なくなり、また田んぼを借

りる人も出てくるんじゃないかと、土地の流動化も多少は進むのかなというようなことも思いますので、それらについての今後事業化についてお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

農業現場の経費削減、それから安全性の確保は、これからの厳しい農業政策の中では、条件整備というのはとても大切なことだと考えています。中山間の取り組みも、西会津町は田んぼ、今つくっている田んぼの約7割以上がこれに取り組んでおりますので、いかにこう平場の田んぼが少ないかというのがおわかりいただけると思います。中山間事業については、来年度以降も同じ形で継続されることが示されておりますし、農地・水の現在行われている事業についても、形は変わりますが、同じような内容で農地の整備、農道の水路等の長寿命化の支援は継続されるような内容になっています。それらの事業を活用して、議員からご提案のありましたようなことが事業の中で取り組めるのであれば、町としても検討していく必要があるのかなということで考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 よりよい形で実行していただければありがたいと思います。

それからあともう一つですが、これもやはり生産コスト削減ということでご提案申し上げたいと思います。かつて、私たちが就農、学校終わって農業やった、はじめたころに、あの当時、農業機械士会というのがありまして、農業をする人がいろいろな勉強とか、機械についての、農機具についての勉強をして、トラクターの大型特殊を取ったり、あるいはいろんな整備の勉強をしたり、あとは乾燥技術の勉強をしたりというようなことで、そういう機械士会というのがありました。今も調べてみますと、農業機械士会というのがあって、農業機械士、昔は1級、2級だったんですが、今は指導農業機械士と、あと一般的な農業機械士というような形であるようです。これを受講してその資格を取れば、いろんなその整備も、多少の軽微な整備はできるし、機械に対するいろいろ知識も高まることによって、安全であり、また農機具の寿命も延びるとというようなことで、非常に大切だと。そしてまた、いろいろ安全性といいますか、農機具事故も少なくなるんだろうというようなことも考えられますので、そういう機械士への、研修への進め方というか、奨励といいますか、そういうのを認定農業者の方などを中心に、そういうのに取り組んでもらえればなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

農業機械の資格取得については、現在、農業総合センターでいろんな研修をしておりますので、今年度は、今までの農業経営の相談の中で、トラクターの免許を取りたいという方がおりましたので、情報を提供して、今年度、矢吹のほうに行ってトラクターの免許を取得こされてきました。また、今年度春先に、農作業事故により死亡事故が発生しましたので、認定農業者会の方で講習会を開催しまして、メーカーの方に来ていただきまして、安全管理の面、それから業務開始前の点検等についての勉強をされております。

ご提案のありました農業機械士、かつて20名程度、町内にはいらっしやったということ

でしたので、それらの方の農業技術の伝達といいますか、その辺は大変貴重なことだと思いますし、それらについて経費等がかかる場合は、町も認定農業者さんの資格取得のための補助金を、多少ではありますが予算化しておりますので、その辺と組み合わせながら、情報提供をしながら農作業の安全に努めてまいりたいと考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、その農業機械士というのは、日本全国で28道府県が組織して、全国の農業機械士協議会といいますか、つくっているんですね。そういう中で、全国の大会をやると、機械、トラクターの大会とか何か、だからその技術の向上にもつながりますので、その辺もちょっと調べていただいて、そういうのにも加盟というか、加入というか、して、いろいろ幅広く技術を磨かれればいいのかと思いますので、その辺は検討していただくようお願いしておきたいと思います。

それで、それぞれにいいご答弁をいただきましたので、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時48分)

○議長 再開します。(15時10分)

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 14番、長谷沼であります。昨日から一般質問、熱心にご質問、町側からも誠意ある答弁をいただいておりますが、昨日の長谷川議員に対して町長は、検討するということはやることだと、こう断言をなされたので、私も渡部憲君と同じように、検討するということは、できない、できませんと一遍で答えてしまうと、味も素っ気もないから、とりあえず検討するというようなことにとらえておりましたが、そうではないということでもありますので、これからはなかなかすべてやるということもできないしょうが、検討するという言葉は前向きだというふうにとらえますので、町側もよろしくお願いをしたいと思います。

さて、臨時国会で特定秘密保護法が成立しました。これはそれぞれの立場、各界各層でいろいろなご議論、ご意見があるのは当然であります。それを私はとやかく言いませんが、ただ、衆議院議員で、福島で地方公聴会をしました。そしたらその翌日、採決ということであります。これは国民の声を聞くことにならないかと、形だけ国民の声を聞けばいいんだと、そういうふうにとらえるしかないと思います。

振り返って、そういうことは西会津の町政にあってはならないかと、アンケート、座談会、町長へのお手紙等、いろいろ町民の皆さんのご意見を拝聴しているわけです。それが形だけではなく、しっかりと政策に活かして欲しいかと、今、特定秘密保護法成立でそのように感じました。

そこで、最初に保育所についてお尋ねをするわけではありますが、今年の5月か6月でした。ある町民の方から、野沢保育所は建築基準法に違反しているぞと指摘を受けたわけです。いやそんなことないでしょう、町のやっていること、そんな間違いやっているはずないでしょうと言ったら、いやあのプレハブだというわけがあります。そこで私も保育所に、ああこれは勉強していなかったかと、もっと保育所について勉強しなければならないなと思って調べてみました。昨日、渡部憲君の答弁でわかりましたように、野沢保育所、芝草

保育所、私にとってはあってはならないようなことだと思っております。分所化、5歳児だけの保育、これは望ましい保育所の姿ではないわであります。

では何でこんなことになってしまったのかと思って調べてみましたら、平成22年3月に作成された、これは伊藤町長になって改定された、平成22年から26年までの次世代育成支援対策推進行動計画という計画があるわけでありまして。その計画を見ますと、平成26年度には認可保育所を定員数200名、0歳児15名、1歳児25名で保育所を運営しますという目標が定められてあるわけでありまして。このとおりにいけば、来年度からは新しい保育所で完全に保育ができるわけでありまして、それができなくなってしまったわけです。

それで、お尋ねをしたいわけでありまして、なぜこの整備計画どおりに進まなかったのか、何回、どの程度この整備計画のために内部で会議をして取り組んできたか。まずそれをお聞かせいただきたいのであります。

野沢保育所のプレハブの部分には、私は撤去命令かと思いましたが、昨日のご答弁で、建築基準法にてらして適切でないとの指導を受けたということでありまして。私は、命令とは命令、これは言うことを聞かなければならないと。指導とするならば、今すぐに聞かなくてもいいのではないのかというようなニュアンスがあるのかなというふうにしたわけでありまして、喜多方建設事務所から、いつ、どのような指摘を受けたのか、その全文を明らかにしてほしいと思っております。

そして、それを受けて撤去ということになったわけでありまして、じゃあそれでどう対応するのかと、これも渡部憲君の質問にお答えありましたので、繰り返しはいたしません。それで、その当面の課題、将来に向けて、渡部議員にお答えした以外に答弁することがあるならば、ご答弁をしていただきたいと思っております。

次に、デマンドバスについてお伺いします。デマンドバスについては、デマンドバスが運行されて以来、毎回とっていいほど議会で取り上げられてきました。9月の議会でも取り上げられました。それを見まして、私はデマンドバスに対する議論は出尽くしたのかなという感じがしましたので、9月議会のデマンドバスに関する議事録をずっと目を通してきました。

そこでであります。今、座談会を実施されたようでありまして、その結果や意見はどのようなものが出たのかなと、聞くところによると、おいでいただいた人数が少ないとのことでありまして、これをどうみたらよいのか、町民の皆さんに理解が行き届いておいでにならなかったのか、あるいはあきらめてなくなったのか、そこら辺をどうご判断をされましたか。また、今年の2月か3月ですか、老人の方々へアンケートをされましたが、その結果はどのように取りまとめられておるのかと、それもお答えいただければと思っております。

それで、出尽くしたということは、町民の皆さんが、やはりさらなる利便性の向上を求めているということだろうと思っております。それで、利便性の向上のためには、増便、あるいは予約の時間等々、改善をしてきましたが、それでも利便性を向上してほしいという声があるわけでありまして。それに応えるのには、やはり定期運行、これも定期という言葉を使ったり、定時、あるいは定路線という言葉を使っていますが、やはり定期的な運行はできないのかと、できるところからやってもらえないのかと、定期運行にもいろいろな方法が

あると思いますが、ここをやはり来年度に向けて十二分に検討する必要があるのではないかなと思っておりませんが、定期運行についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思いません。

それと、9月議会の議事録を読んでいるうちに、これは町長答弁でありましたが、町民の皆さんにも一つは努力をしていただくことも必要と言っておられます。いわゆる自助、共助、公助、助け合いには三つがあるそうではありますが、やはり自らも努力をしてもらわなければならないということでもあります。と思っておりますが、これはどのようなことをおっしゃっておられるのか、もう少しその意図をお話していただければと思います。

次、地域おこし協力隊員についてであります。これも青木議員、今の清野議員とのやり取りを聞いておりましたので、重複した答弁はいりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。来年度の取り組みについてであります。前向きに取り組むというご返事でありましたのでご期待を申し上げたいと思っております。それで、今のやり取りを聞いていて、これではなと頭をかしげたのは、その協力隊員が西会津に行って何かを試してみたいと、そういう希望の方においでいただくんだということではありますが、私はそれでは積極的ではないだろうと、まず西会津に来て何をしてもらいたいんだと、そういう町側の意図がはっきりとなければ、協力隊員だってなかなか活動しづらいなど、そういう点では、募集の方法に問題があると思っております。総務省のあげたようなことだけで募集をしていたのでは、いい人材は集まらないだろうと、例えば、西会津で何をしてもらいたいのか、町おこしグループたくさんできております。あなたは、じゃあ町おこしグループ専門にやってください。あるいは6次産業化、やっとな端緒についてばっかりだから、そこを専門にやってください。あるいは観光交流協会ができるそうではありますが、グリーンツーリズムと合わせて協力隊員でやってくださいと。あるいは芸術村。こういうテーマをはっきりと募集をして、はじめて西会津で何をしてもらいたいのかというようなことで、人材が集まるのではないかなという気がしておりますので、そこら辺をご答弁していただきたいと思っております。

これで私の一般質問といたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 14番、長谷沼清吉議員の保育所についてのご質問にお答えします。

平成15年に、子育ての総合的な取り組みを推進するため、次世代育成支援対策推進法が制定され、町でも安心して子どもを産み育てられる環境の整備を目的に、平成17年から平成21年までの次世代育成支援対策推進行動計画、前期行動計画を策定しました。平成22年3月には、それまでの行動計画や次世代育成支援対策の検証を行うとともに、後期5年間の次世代育成支援対策推進行動計画を作成しました。

この計画につきましては、町の子育て支援の総合的な計画であるとともに、計画に記載がない事業については、国・県の補助対象にならないということであったことから、その5年間に町が実施することが予想される事業を全て網羅した計画としたものであります。当時まだ実施年度が不確定であった認可保育所整備事業につきましても計画の最終年度に掲載したものでありますのでご理解願います。

次に、野沢保育所の課題と今後の対応についてお答えします。

4番、渡部憲議員にもお答えしましたとおり、乳幼児保育の需要の増加に対応するため、

屋外に設置したプレハブ型ユニットハウスが6月13日に行われました西会津消防署の立ち入り検査で、建築基準法上に適合しない可能性があるとの、喜多方建設事務所の指示を仰ぐことというような指摘をいただきました。その後、喜多方建設事務所と7月に入りまして現地調査をしながら話し合いをしたところではありますが、プレハブ工法の建物でも建築基準法上は建物であり、このままでは不適切であるとの、改善方針を示して欲しいという指示がありました。

現在、すべての保育室を利用して保育しているので、今すぐに撤去等の改善をすることはできないという旨のお話をしましたが、建設事務所のほうとしましては、今すぐということではないが、早期の改善をしてほしいというようなことでございましたので、来年4月までの期限で撤去するというご理解をいただいたところでもあります。

また芝草保育所におきましては、入所児童数が10名を割り保育環境上好ましくない状況となること、また、放課後児童クラブのニーズが増加し、現在の一部屋のスペースでは手狭になってきた等の課題があることから、新たな施設整備までの緊急的な対策としまして、野沢保育所と芝草保育所を統合し認可保育所とし、芝草保育所を野沢保育所の分所とすることとしました。野沢保育所内に職員室を戻し、分所となる芝草保育所では、乳幼児の教育を充実させるため5歳児を保育することとしました。

現在の保育施設の老朽化や、多様化する保育ニーズに応じていくには、早期の施設整備が必要であると考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 14番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、デマンドバスについてのご質問にお答えいたします。

まず、座談会を実施したが、その結果や意見はとのおただしにお答えいたします。町では、より良いバス交通体系の構築を図るため、町民の皆さんから寄せられた意見などをもとに、可能なものについては改善を図ることとしております。このことから、先月26日と27日の2日間、町内4会場において町民バス懇談会を開催いたしました。

懇談会では、デマンドバス運行により、今まで、週1回しか利用できなかった自治区が毎日利用できるようになった。1日の運行本数が増え、使い勝手が良くなった。などの利便性の向上が図られたとの意見が出されたところでもあります。

一方、予約なしでバスに乗ることのできた自治区の中には、電話予約に対する煩わしさを感じる利用者もあることから、週に何日かは従来の定時定路線バスを運行してほしいなどの意見も出されたところでもあります。

次に、来年度に向けてどのような見直しをするのか、とのおただしにお答えいたします。まず、事前予約を必要としない定期運行につきましては、町議会の一般質問や懇談会等でも意見が出されているところでもあります。議員おただしのように、対象となる全ての路線を毎日運行するのか、路線ごとに曜日を決めて運行するのかなど、さまざまな運行方法が考えられるところではありますが、基本的には、どこの自治区でも毎日利用することができる現在のデマンドバス運行との併用運行となります。

現在、いくつかの運行パターンを委託先である会津乗合自動車株式会社に示し、運行に係る経費の試算などを依頼しているところであり、結果がまとまりましたら、実施するか

否か総合的に判断してまいる考えであります。

次に、さらなる利便性の向上は、とのおただしであります。懇談会などで出されました意見をもとに、利用者にわかりやすいまちなか循環線のコース設定や列車や高速バスの時刻に合わせた発着時刻の変更などについて、現在検討しており、可能なものについては来年4月から実施する考えであります。

デマンドバスは、平成24年4月より運行を開始しましたが、小学校の統合に伴い、スクールバスが単独運行となり、従来の定時定路線運行を維持していくには、さらなる財政負担が伴うこと、また、町民全てが等しく毎日利用できる運行体制とするなどの観点から、議会をはじめ町民の皆さんとともに検討を重ね、町内全自治区を対象に説明会を開催し、さまざまなご意見をお聞きしながら、現在の運行体系としたものであります。今後につきましても、協働によるまちづくりの考えのもと、より良い運行体系を目指していく考えでありますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 14番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、地域おこし協力隊員についてのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊員については、地域におけるさまざまな活性化事業に関わることを業務とし、多くの自治体で地域社会の新たな担い手として、都市等からの人材を積極的に誘致し、受入れ、地域力の維持と強化に努めております。

本町におきましても、本年首都圏より1名を採用し、地域おこし団体や集落の活性化に向けた活動、イベント等への支援などに従事し、地域の活性化に努めてきたところであります。来年度につきましても、9番、青木議員のご質問にも答弁申し上げましたとおり、これまで従事してきた集落への支援活動はもとより、農業分野やグリーンツーリズム、集落支援員と連携した事業展開など地域の活性化全般につながるような活動に従事していくこととしております。また、募集等も早期に開始し、人材の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 保育所の次世代育成の、平成22年に作成した計画であります。それは理想とするところであって、ということではあります。それはそれでいいとは言えない、やっぱり。計画というのは実現性があるのはじめて計画になるなと思っています。それはいろいろあって理想として、補助関係でそこをあげたということではありましようが、それならば、24年でプレハブを、野沢保育所でプレハブの建物を建てなければならなかった段階で、西会津保育所はどうあるべきかと、この次世代育成のプランに沿ったような保育所にするためには、そういうような、私は早速、内部で会議をして検討する必要があったのではないかなと、そういう点で検討したかしないか、まずお答えください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 24年の段階で、町としてどういった計画をしたかということですが、24年度の段階では、早急な対応が必要であったということで、プレハブ式の建物を建築して、急遽な対応をしたということでありまして、その後の対応につきましては、今年から今現在、ニーズ調査をしながら住民のご意見を聞いておりますので、そのご意見を

参考に、今後早急に実施計画に向けて検討していきたいというふうに考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ということは、建設事務所からプレハブを撤去しなさいよと言われてはじめて、保育所の計画をまな板の上に乗せたということですが、これでは町民の皆さん方の理解を得るといことは、素直にはいかないのではないかなという気がします。

それで、野沢保育所と芝草保育所、統合するということですが、私の理解は、野沢の保育所は厚生労働省の認可保育所、その他の保育所はへき地保育所と言っていたが、今は知事の認可の保育所だと思っておりますが、それでいいかどうか確認をしたいと思えます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

現在、認可保育所につきましては、福島県知事の認可が必要になっております。それで、へき地保育所については、町の考え方で設置をして、県に了承していただければよいという状況になっております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 なかなかちょっと理解しづらいですが、じゃあ保育所には、野沢の保育所とその他の保育所では、設置の基準というのは同じではない部分があるのか、そこをお聞かせください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 認可の基準についてお答えします。

保育所は保育基準に則って、建築等についても保育基準に載っておりますので、その部分につきましては基本的に同じでございます。ただ、認可保育所とへき地保育所の違いは、給食があったりとか、いろいろ何点か違いはありますが、施設等の基準については、預かる児童の関係等によって決まったものがありますので、基本的には同じ内容になっております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 22年の作成のときにはニーズ調査をなされました。316人で276人、ニーズ調査をして計画した、保育所に関してはですよ、一つも活かしてこなかったと言わざるを得ないわけでありまして。今回もまたニーズ調査をしたということですが、それはそれで計画を立てるのにはニーズの調査は大事でありますから、それはそれでしなければならぬでしょうが、この前の計画が。それで、国が自民党から民主党、民主党から自民党、代わったために、保育行政もかなり流動性というのがありましたから、なかなか対応は、私もそれは大変だったなと思っております。これは私の考えですが、都会の、大都市の保育所に、幼稚園に入りたくても入れない人のためにどうあるかということで、国の保育政策の基本的なものは、そこだと思っているんです。

だから、西会津のようなところでは、定員よりも少ないわけですから、そこら辺はそう国の動向に左右されない面もあるのではないのかと。大事なのは、保育所の設置基準、これがあるわけです。そうすると西会津では、望む姿として、認可保育所だと、給食もして認可保育所だと。問題は、保育所が1カ所でもいいのか、2カ所。あるいはどういう保育所

にするんだ、児童数に応じた建築面積があるわけですから。そのくらいはさ、私は今のプレハブになった段階で検討していくべきであったろうと思っているんです。これは、そこまでいいませんが、それはよしとはしません、やはり私は関係者の努力が足りなかったのではないかなと。

それで、野沢と芝草で保育所を分けるということですが、これもやっぱり、私は緊急避難だと思っていますが、それにしてもやっぱり問題があると思っています。芝草の保育所は5歳児だと、5歳児だけの保育所がいいのか、やっぱり保育所というのは、2歳、3歳、4歳、5歳と、そういう年齢層があって、保育所の機能として十二分に発揮できるのではないかなと、これは変則でありますよ。給食、それから保育料の問題等々いろいろ出てきますが、そこら辺はどう解決をしていけますか。兄弟で野沢の保育所と芝草の保育所に分かれる兄弟も出てくると思いますよ、そういう点もどんなふうにして保護者の理解を得ていくつもりでありますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

今回、芝草保育所と野沢保育所を統合し、芝草保育所につきましては、野沢保育所の分所という形で進めていきたいということでありまして、分所となります芝草保育所につきましては、5歳児のみを保育するということとしました。その5歳児のみを保育することについて、保育所としての性質上問題があるのではないかとございまして、その辺につきましては、私たちもやはり一番頭を悩ませたところでございまして。当然、保育所での保育指針の中でも、年代ごとの養護ですとか、教育ですとか、そういった部分での基準がありますので、そういったものをクリアするように、保育士さんともいろいろお話をしながら、分所となって5歳児だけになっても、その交流保育をやったりとか、そういったことでやっていけるというようなお話があったものですから、そういったことで、今回につきましては、5歳児だけの対応とさせていただきました。

それから、芝草保育所は野沢保育所の分所ということでありまして、野沢保育所と同等の取り扱いとなることとなります。ですので、分所となる芝草保育所に5歳児が行くわけですが、野沢保育所の保育料と同じ保育料になります。当然、給食につきましても、野沢保育所でつくった給食を運んで、給食も提供するということでもあります。

また、5歳児とそのほかの子どもがいるような保護者の方につきましても、その両方に送迎するのではなくて、野沢保育所、小さい子がいる野沢保育所等に送迎していただきまして、そこから、野沢保育所からは分所となる芝草保育所までは、町の保育所バスを利用して送迎するというようなことで、いろいろ対応を考えているところでありまして、それらのことを保護者の皆さんにも理解していただきながら進めていきたいということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 次の質問に移らなければなりませんから終わりにしたいと思いますが、いづれにしても、好ましい運営ではありません。これは誰が見ても。それで、今議会で保育所についての議論がありましたから、町民の皆さんもそれなりに私にご理解をもらえるのかなと思っています。こういう問題点を指摘しました、だから。

そこで、町長にお尋ねしますが、こういう好ましくない保育所になぜしてしまったのか、その点について町長としての責任をどうお感じであるか、それをお答えいただきたいと思っています。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今、西会津町は少子化といわれておりまして、例えばここ10年間の中で、相当子ども数も減ってきているというふうに思います。これまで西会津町は、認可保育所、野沢保育所1カ所、そしてそれぞれの地域にへき地保育所を設けて、それぞれの地域の子どものさんを一時預かって保育をしてきたわけでありまして。しかし、ご承知のとおり、奥川、あるいは新郷、こういったところに子どもが激減してしまって、保育所機能を運営することができなくなってしまった。そして、これまで統合をしてきたわけでありまして。それが一つの分散型から集約型に移行してきたというのも事実であります。

そしてもう一つは、今の家庭、さらには保護者のニーズ、これがやっぱり以前と変わってきているというふうに思います。どういうふうなニーズなのかというと、やっぱり小さい子ども、夫婦で働くということであれば、0歳児から預かっていただきたいと、こういうニーズもありますし、あるいはまた、給食、こういったこともあるわけでありまして。そういうニーズの仕方がどんどん変わってきて、そしてまた今回、1人目以降、2人目から無料という、そういう一つの政策の課題についても私はあったのかなというふうに思います。どうせなら野沢保育所に入れたいという保護者のニーズもございました。

そういうニーズに対して的確に、今の野沢保育所では、これは今いろんな課題を与えても、スペースが定まっているわけでありまして、それですべて対応できないというところに原因があるわけです。それは、このプレハブをつくるときに、いろいろ私も含めて議論しました。プレハブで本当にいいのかということになったときに、ここに保育所の子どもを入れるわけにはいかない。それには、最悪の場合、これ万全ではないけれども、最悪の場合こういう対応も必要ではないのかという、現実にかかれた得策の一つとして、プレハブで先生方、大変でありますけれども、こういうところで対応していただきたいということで、これは早急に計画をつくって、西会津町の新しい保育行政の中で、しっかり対応していきますという話をしながら今日にいたっているわけでありまして。いろんな課題を乗り越えながら、次のステップに移る段階においては、いろいろな問題があると思いますけれども、そういった問題も、やっぱりここから新しく出発するためには、いろいろな条件をみんなで考えながら乗り越えていくくらいの努力は、私は必要ではないのかなというふうに思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 お答えになっていません。急に0歳児、1歳児、保育してくださいという保護者からの要求があったなら別ですよ。年々増えてきて、それが今の現実だと、じゃあ現実に対応するにはどうするんだと、そういうふうに的確に対応していれば、なんらこんな変則的な保育所の運営はすることはない。それに対して、やはり町政のトップとして責任を持って、こういうことが二度とないように、私はしていただきたい。していただくことが町民の皆さんのためになることだと、そこをやはり、素直に、今までの町の対応が適正であったならば、こんなことにならないわけですから。そこだけは強調しておいて次の

デマンドバスに移ります。

検討していただくということでもありますから、大いに期待をしたいと思います。そこで、9月議会で問題点が整理されたなどさっき言いましたが、定時路線バスをするのには、バス3台を買わなければならないと、2,850万だと。その経常経費は2,700万だというふう
に答弁をされましたが、それは最良でしょう。しかし、そこまでしなければならないのか、私はしなくていいのではないかと、利用者数は1日平均104人、休日は24人で、15人乗りのバスは満車のケースは一回もありません、こうおっしゃっております。それに、このバスを利用する人たち、これ私なりにまとめて、考えてみたわけですが、やはり定時とい
いますか、で利用される方は、西会津高校に通っている高校生が主。これやはり西高に通学のために利用すると、ですからこれは、朝と帰りのバスはいつも走ると。おそらくそのバスに授産所にお勤めの方も利用しておられるのではないかなと、この人たちは、ほぼ休日以外
は利用しているわけですから、これを定時バス、定期バスの性格を持たせられないのかと、問題あるか
もしれませんが、持たせられないのかと。あるいは、これは屋敷の方に行ってお伺いしたわけですが、診療所に行くのに予約なしで行けないかと、週1回とか、月何回とか、定時に走っていただくということならば、これは便利だよと、こう言っ
ていただきました。私の質問で一つ答弁がなかったわけですが、町民の方々、それは自助、も
っと自分で努力していただきたいというお考えだと思うんですが、確かにバス、電話予約して乗る人と乗らない人が出てきますよね。そこをみれば問題点があるというのはわかりますよ。しかし、住民サービスというのは、年々高齢化が進んでおることもあって、住民サービスというの
は求められているのではないのかなと。じゃあ何が住民サービスで、何がわがままかと、そういうところ
にいつてしまうのではないかと、私は決して電話をしないでバスに乗りたいというのは、私はわがままではない
と思っています。それはできるだけ期待に応えるべきだと。

例えば、今回、一般質問で奥川寄宿舎の問題が出ました。屋根から雪が落ちてくるためにどうのこうの
という。これ奥川の人に言われたんですが、寄宿舎として利用しているときは、こんなの一つも問題ではな
かったよと、今何でそんなこと騒ぐんだという人もおられました。しかし、今になれば、そういう利用して
いる人の望みに応えてあげられる状態になっているわけです。そのような考えで、今年度の予算でできる
ならば対応したと言っているわけですから。

それある人から見ればわがままだ、ところがやはり、今の住民サービスからいけば、前はわがままだと思
われても、その住民サービスとしてやっていかなければならない。私はこのバスの問題、あるいは除雪の
問題、これはいろいろこれ、自助か共助か公助か、問題あると思いますよ。だからそこら辺は町とし
ても、声の大きなほうにはそういうサービスをするが、声の小さいところにはサービスしないなんて言
わないで、私はその住民のサービスに応えるように、来年度に向けて、今指摘したようなことを十二分
に検討して、検討して欲しいと思いますが、そのお考えはありませんか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　議員の質問の中で、町民の皆さんに対してサービスを提供するというの、これは行政として当然のこと
であります。ですから、職員も私も含めて、いろんな要望に対し

て、わがままして言っているんじゃないなんということは一度も言ったことありません。これははっきりと申し上げておきます。わがままのような言い方とか、あるいはそれはわがままな要望だなんていうことは一度も言ったためしはない。しかし、これからの西会津町の運営の中で、お互いに協力をしあってやっていこう、こういうところはそれぞれあるはずだと、例えば、今度のデマンドバスにしてもそうでありますけれども、確かに、目が不自由だ、耳が聞こえなくなってくる、こういった方々が一人暮らしした場合に、はたして電話をかけることができるのかと問い詰められれば、これは非常に難しいですよ。しかし、そういったところを地域にいるならば、サポートしてくれる対応というの、それは必要ではないのかな。あるいは一緒に医者に行こうと、あるいはいついつ医者に行く、あるいは買い物に行く時間を私も取るから、あなたも行きましょうよとか、そういうお互いの声掛け合いとか、やはり協力というものは、これからなければ、西会津町、本当にこれ高齢化して大変なときに、町も、そして町民の皆さんも、一緒になって協働のまちづくりを行っていかなければ、この町はやっていくことはできないと私は思うんであります。

ですから、そういう意味において、しっかり町民の皆さんも、役割分担は私から言うのもなんでありますけれども、お互い協力してやっていきたいと思います、こういう意味において私は言っているわけでありますから、誤解なされないようにひとつ、そしてまた一緒に私たちも住民福祉の向上と、そしてサービスの向上には一層の努力をしてみたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わがままかどうか、それは捉え方でありますよ。私も町がわがままと言ったなんて言っていない。わがままととらえるようでは住民サービスができないのではないかと、年々サービスの多様性といいますか、特に交通弱者の方々に対して、毎日休日以外は定時に走っているバスもあるんだから、それにはなぜ予約しなくても乗せられないんだと、そういうことなんですよ。新たにバスを走らせろと言っているんじゃないんですよ。19人乗り、満車になったことは一回もないと言っているんですから、それなら、いろいろ工夫をして、じゃあまず朝晩だけ定時に、皆さん乗せてみましょうとか、いろいろ試行錯誤を重ねながら、やはり住民の皆さんの要望に沿うような形でやっていくというのが町側でもあるし、われわれの責務じゃないのかなと、そういう点では、デマンドバスのよいところは残して、定時でできるケースがあるならば、私は検討して、来年度からすべきだということで質問しているわけですから、担当課長としてもう一回お答えください。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

バスの運行につきましては、いろんなやり方、いろんな選択肢があると思います。ただ、いろんなケースといいますか、例えばもう朝晩は乗る人がだいたい決まっているから、予約なしでもというお話、今あったわけでございますけれども、幹線沿いだけ走る、乗る人が幹線沿いだけであればなんら問題はないと思います。ただ、西会津の場合は、いかんせん放射線状にいろんな集落が入り込んでいますので、そちらに帰る利用者の方がいた場合、それはまず今のバスの台数では対応できないと。それで、仮に朝、幹線沿いに予約なしで空いているからと、その日は乗れたかもしれませんが、予約が仮にほかにもお客

さんがいて、その先に予約されている人がいて、途中で予約なしで乗る人が乗れない場合、乗ったことによって、ほかの方が乗れない場合というようなケースも当然考えられるわけでございます。ただ、いろんなやり方については、当然、町としましては、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、住民サービスにの向上につながるやり方については、まだまだあると思います。そこら辺、会津バス、それから町としても協議を図りながら、サービス向上につながる運行体系、それは当然目指していく考えでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 定時、定期というのも、毎日、週1回とか、月2回とかという方法もありますから、それはいざやるとなるといろんな課題があると思いますが、あなたは優秀な課長さんでございますから、ご期待をしておきます。

地域おこし協力隊員であります。初年度だから取り組みがなかなかという、それは理解をしなくちゃならないとは思いますが。募集の方法ですね、これ。町ではどういう協力隊員に来ていただきたいのか、それがはっきりなければ、なかなか来ていただけないと思いますよ。私は協力隊員が人数制限があるのかなと思ったら、人数制限はありませんという、だから小谷村では12名ということでもあります。しかも、特別地方交付税で措置されておりますよと、だから、この協力隊員に関する人件費は、全部町の一般会計から出ているわけではないわけですから、やはり私は、個人的には課長に来年の予算要求で10人もしろと言いましたが、それは無理としても、もっと、さっき言ったように、町おこしのグループがぞくぞく増えています。そのために、あるいは観光協会を独立させてと、それとグリーンツーリズムを合わせてと、そういうような募集をして、やっぱり積極的に人材を確保していかないと、いったほうがいいかと、小谷村だけじゃなくて、協力隊の多いところは、本当に活性化しているというふうに聞いているわけです。ですから、改めて課長の見解を聞きたいと思えますし、待遇が、やはりほかの自治体の待遇と比べて、西会津の隊員の待遇はどうなっていますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 まず、来年の募集ということで、先ほども答弁の中で申し上げましたように、来年、地域協力隊の隊員には、活動内容としましては、今年もやっていただきました集落への支援、イベントとか、集落でいろいろな行事などある場合のそういった支援活動に従事していただくと。それから、新たな内容としましては、農業分野に、いわゆる農産物関係の加工とか、そういったもので何かできるものはあるのかなということ、それから今お話がありましたように、グリーンツーリズム関係、来年、観光協会等が統合されますので、そういった意味でいろいろグリーンツーリズムに従事する人が必要な場合、そういったところに協力していただければとか、そういった活動内容に従事していただければというようなことを募集内容にも記載したいなと思っております。

ただ、総務省の中にもありますように、そういった活動内容については、各地域の実情や、それから隊員の能力、適性に応じて活動内容を決めてくださいというような、そういった内容もありますので、当然、応募された隊員の方が、こういった適正とか能力があった場合には、それに応じたような、そういった業務等も検討していきたいなというふうな思っております。

それからあと、待遇等につきましては、総務省のほうで上限というのは決められておりました、それに応じた待遇で対応していると、そういった状況でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 われわれ一般質問は、皆さんそうですが、町にいい町政をしていただきたいと、そういう願いで一般質問をしているわけでありますから、議会の最後に町長のごあいさつはいつも、議会での発言を尊重して、これから運営をしていきますということをおっしゃっておられるわけでありますから、ぜひ本当に、だんだん議会定例会が終わるたびに、町が前向きになっていったと、そういうふうにならなければなりませんし、皆さんもそうして欲しいなど。いい町政のためにこういう議会での議論の場があるわけでありますから、やはり、そこは真摯に受け止めてやって欲しいし、私らもやっていかなければならないなど。これはわれわれが今、議会報告をして、やはりわれわれにも町にも、そういう思いでというのを強く感じましたので、そこら辺でこれから伊藤町長を先頭にしたまちづくりにまい進していただけるようにご期待を込めて、これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(16時08分)

平成25年第8回西会津町議会定例会会議録

平成25年12月11日(水)

開 議 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	会田秋広
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教育長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教育課長	成田信幸
健康福祉課長	渡部英樹	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享		
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第8回議会定例会議事日程（第6号）

平成25年12月11日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 西会津町地域の元気臨時交付金事業基金条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 西会津町立学校施設使用料条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 西会津町体育施設条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 西会津町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 西会津町税外収入金に関する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 | 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第7号 | 平成25年度西会津町一般会計補正予算（第5次） |
| 日程第8 | 議案第8号 | 平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成25年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次） |

- 日程第14 議案第14号 平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第15 議案第15号 平成25年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第16 議案第16号 財産の取得について（スクールバス）
- 日程第17 議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第19号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 意見書案第1号 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書
- 日程第21 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第22 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 閉 会

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。平成 25 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号、西会津町地域の元気臨時交付金事業基金条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 1 号、西会津町地域の元気臨時交付金事業基金条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成 24 年度国の緊急経済対策事業として、地域の元気臨時交付金が創設され、公共事業の地方負担分が交付されるもので、その交付金を基金として積み立てるため制定するものであります。

本基金につきましては、本年度で一旦積立てを行い、平成 26 年度に実施いたします公共施設等の整備に要する経費に対し、その財源として取り崩しを行い、活用する特定目的基金であります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思えます。

第 1 条は、本基金の設置について規定するものであります。ただいま申し上げました内容で設置するものであります。

第 2 条は、積立てについて規定するものでありますが、基金として積立てる額は、一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより行うものであります。

第 3 条は、基金の管理について規定するものでありますが、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管すること、また第 2 項は、基金に属する現金について、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとするものであります。

第 4 条は、基金の運用収益の処理について規定するものでありますが、基金の運用から生じる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものであります。

第 5 条は、基金の処分について規定するものでありますが、本基金は公共施設等の整備の財源として充当する場合に限り、これを処分することができるとするものであります。

第 6 条は、基金の運用について規定するものでありますが、町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて基金に属する現金を一時運用することができるとするものであります。

第 7 条は、委任について規定するものでありますが、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定めるものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点お伺いをいたします。基金を設置するというところでございますが、これ、積立てる額が一般会計歳入歳出の予算の定めるところとなっております。予算書を見ると8,300万となっておりますが、これで間違いのないのかと、当面公共施設等の整備に充てるということなんですが、当面考えられる整備についてありましたらお願いします。

○議長 総務課長、伊藤洋一郎君。

○総務課長 お答えをいたします。

地域の臨時元金交付金自体の合計の交付金額につきましては、1億119万7千円でございますが、今次の基金に積立てをいたしますのは、議員がおただしのおり8,303万8千円でございます。この差額につきましてはすでに平成25年度の予算の中で調整をされてございます。

それから今後の充当予定でございますけれども、平成26年度の新年度予算の中で8,300万を予算化するものでございますけれども、充当予定の事業といたしまして3点ほどございます。

1点は、西会津小学校の新築事業でございます。新築事業の中のグラウンド、ピオトップ等の整備に充当する予定でございます。

それから第2点目は、西会津中学校にあります給食センター、その厨房機器の更新事業を計画的に実施しておりますので、来年度その厨房機器の更新に一部充当させていただきます。

それから3点目でございますが、送迎用のマイクロバスの購入、2台ほど予定してございます。予定の事業としては3点ほどでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 1億のうち8,300万ということですから、25年度で使ったお金が2,000万に足りないというわけでありまして。緊急の経済対策であるならば早急にこのお金を使うことによって対策の効果が出るのではないかなと。それを最終年度であらかた使うというのはいかなるものかなという感じがしますが、そこら辺はどうお考えでありますか。

それとこれを金融機関に預けるということでございますが、最近の金利ですか、どの程度の金利で預けられるのか、そこも併せてお答えをいただきたいと思っております。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 この元金臨時交付金につきましては、国の24年度の緊急経済対策ということでございますが、最終的な交付決定につきましては本年度決定がされたということでありまして、そのうちの内輪につきましてはすでに予算化されておりますけれども、正式な総額が決定したのが今年度ということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 会計管理者、会田秋広君。

○会計管理者兼出納室長 今ほどの定期の金利の関係でございますが、基金の預金につきましては町の指定金融機関及び収納代理、そちらのほうに見積もりをいただきまして預け入れをしております。利率といたしまして0.09パーセントから0.045パーセント、その金利で預け入れしております。以上です。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この際だから会計管理者にお尋ねしますが、その二つの金融機関とも同じ

金利か、それとも金融機関によっては差があるのか、そこだけ、差があるかないかだけお答えいただきたいと思います。

○議長 会計管理者、会田秋広君。

○会計管理者兼出納室長 差がございます。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 今、長谷沼議員の質疑の中で答弁とちょっと、勉強不足でちょっと理解できなかったところがあるんですが、要領のほう今朝ちょっと、ざらっと見てきたんですけども、ちょっと仕組みがよく理解できなかったのでお伺いしますけれども、実施計画を策定している地方公共団体が受けれるんだということで、その資金の使い道は地方単独事業の地方債等の建設にかかるものというような要領に記載があったんですけども、実際にその手順として要求して受け取った、決定を受けて受け取ったということは、本来は向け先があるのか、その受け取ったお金の向け先が特定されているのか、一旦受け取って基金化してある程度自由裁量があるのか、その辺をちょっと整理できなかったのでお答えいただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今回のこの交付金でございますけれども、一旦国のほうに申請をいたします。その申請をする際に、議員がおただしのように、実施計画、こういった事業に使いたいという申請をいたします。その際に該当になりますのが、今申し上げられたように、いわゆる建設公債、地方債が充当できるような事業、これだけですよということでありまして、いわゆる地方債を充当できるような事業を抽出しまして計画を作ってそれを国のほうに申請をして認可を受けるといような手順になっております。

その正式な決定が、24年度の国の補正予算ではございますけれども、正式な決定が本年度の決定であったということでございます。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 今の説明で、最初の私の質問した前段の部分については分かりました。後段ですね、自由裁量分があるのかという部分について、その1点もちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 自由裁量で活用できるのかということでございますけれども、これは申請する段階ですでにこの事業に充当しますという計画書を提出した上で交付決定がされるということですので、交付決定後はその事業に縛られるということでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、西会津町地域の元気臨時交付金事業基金条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町地域の元気臨時交付金事業基金条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町立学校施設使用料条例及び日程第3、議案第3号、西会津町体育施設条例を一括議題とします。

なお、審議の方法は議案の説明終了後、一議題ごとに質疑・採決の順序で行いますのでご協力をお願いいたします。

議案第2号及び議案第3号の説明を求めます。

教育課長、成田信幸君。

○教育課長 はじめに議案第2号、西会津町立学校施設使用料条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の中で申し上げましたように、小中学校等の体育施設は、使用しない空き時間を一般町民に開放をしております。その際、使用料を徴収することができるように条例を定めております。これまでは、学校施設と旧学校施設を同じ条例の中に定めておりましたが、小学校の統合に伴い旧学校施設が増えたこと、旧奥川小体育館が奥川みらい交流館の一部になったことなどを機会に、法規上の整理として、学校長が管理をする学校施設と、教育委員会が管理をする旧学校施設を分離し、別の条例として制定いたしました。

学校施設は、現在の条例を廃止し、新たに西会津町立学校施設使用料条例として制定することといたします。

なお、使用料免除の定めがあることから、住民のみなさんが社会体育などの活動で使用していただいている際は、無料としております。

それでは条文についてご説明いたします。

第1条は、趣旨で、学校施設の使用料に関し必要な事項を定めることとしております。

第2条は、使用料を定めており、別表に記載した額を前納することとしております。

第3条は、使用料の免除を定めております。第1号は住民や団体が社会教育の活動や文化活動で使用する場合。第2号は町内の官公署が主催し使用する場合。第3号は公益上必要がある場合。第4号は町長の特認であり、これらに該当する場合には、使用料は徴収しないこととしております。

第4条は、使用料の不返還を定めており、原則として、納付された使用料は、返還しないこととしております。

第5条は、委任を定めており、他に必要な事項は、教育委員会が別に定めることとしております。

最後に、附則でございますが、施行の期日、現行条例の廃止、経過措置を定めております。

施行は周知の期間を考慮いたしまして、平成26年4月1日とし、現行の条例は廃止をいたします。

なお、運用上支障を生じませんように経過措置といたしまして、旧条例でなされた手続などは新条例でなされたものと見なすこととしております。

次に議案第3号、西会津町体育施設条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案につきましても、町長が提案理由の中で申し上げましたように、体育館などの体育施設の使用料を学校施設と同じ条例で定めておりましたが、管理形態が違う学校施設と分離をいたしまして、旧学校施設は西会津町体育施設条例として制定するものでございます。

それでは条文についてご説明をいたします。

第1条は、設置について定めております。町民の健康増進及びスポーツ振興のため、地方自治法の定めに基づき体育施設を設置いたします。

第2条は、名称及び位置について定めております。名称は旧学校施設という名称から学校を削りまして、地区名の施設に改めさせていただきました。また、それぞれの住所を位置に明示をいたしました。

第3条は、使用の承認を定めており、教育委員会が行うこととしております。

第4条は、使用の制限を定めており、第1号から第3号に該当する場合には使用を承認しないこととしております。

第5条は、使用の承認の取消し等を定めております。使用する条件に違反をした場合など第1号から第3号までの理由に該当した場合には取り消し又は中止することが出来ることとしております。また、この取り消しなどによる損害賠償の責任は負わないこととしております。

第6条は、使用料であり、別表に定めた金額を前納していただくこととしております。

第7条は、使用料の免除を定めております。第1号は、住民や団体が社会教育の目的での活動や文化活動などで使用する場合。第2号は、町など町内の官公署が主催する場合。第3号は、公益上で使用する場合。第4号は、特認としております。

第8条は、使用料の不返還であり、原則として納付した使用料は返還しないこととしております。

第9条は、使用者の賠償責任を定めております。毀損した場合などには使用者が弁償をすることが定められております。

第10条は、委任でございまして、その他必要な事項は、教育委員会が別に定めることとしております。

最後に、附則は施行期日と経過措置を定めております。この条例は平成26年4月1日から施行いたします。なお、経過措置として、新条例の施行前に旧条例でなされた処分、手続などは、新条例でなされたものとみなすこととしております。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議の上、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから、日程第2、議案第2号、西会津町立学校施設使用料条例の質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　1点だけお尋ねしますが、この料金体系は現行と変わらないということであり、町民の皆さんには影響がないのかなと思っておりますが、これほとんどが第3条の使用料

の免除に該当するケースがほとんどだと思うんですが、実際にこの使用料をいただいて使っていたら、そういうのは年間だいたいどのくらいあるものなのでしょうか、1点お尋ねします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 お答えいたします。この学校施設につきましては、議員ご存じのように免除規定というのがございまして、これまですべて免除でございまして使用料をいただいたということがございません。以上でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町立学校施設使用料条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町立学校施設使用料条例は、原案のとおり可決されました。

これから日程第3、議案第3号、西会津体育施設条例の質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 第2条であります。群岡、新郷、奥川であります。旧野沢は現在西会津小学校で使用してますから分かりますが、尾野本の小学校の部分の体育館と運動場がこの条例に記載されていないわけですが、それはどういうことでしょうか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 お答えいたします。第2条は、この体育施設の名称及び位置が明示してございます。尾野本につきましては、ご存じのように講堂ということで体育施設という形では使用は考えてないと、運動場も一緒でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 しかし、尾野本の講堂といえども使用するケースはあろうと思うわけですが、それはどのような管理をしていくのか。講堂は分かりましたが、運動場の使用も、貸さないということでここに出ないのかどうか、それをお答えください。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 旧尾野本小学校の講堂と運動場の関係でございますけれども、学校が廃校になりましたからはいわゆる町長部局の普通財産として現在管理をしております。使用したいということであれば総務課のほうに申し出ただけであれば、いわゆる使用貸借契約、そういうものを結びましてお貸しをするという形になります。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 なぜ尾野本だけが特別なそういう管理しなくちゃならないのか、その背景とありますか、それをご説明してください。

- 議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- 総務課長 尾野本地区につきましては、いわゆる体育館、それから運動場については近くに西会津中学校がございますので、そちらを使用しているということがございます。そういったことで施設も老朽化しているような状況もございますので、そういったことでこの条例からは除いているということでございます。
- 議長 11番、清野佐一君。
- 清野佐一 この施設ですね、それぞれの使用頻度がどの程度なのか。それと結局使わなければ草は生え、あるいはまた体育館もほこりになるというようなことでございますので、それらの管理は定期的にやられているのかどうか、また、それぞれ使ってもらっていつもきれいになっているんだということであるのかその辺をお伺いします。
- 議長 教育課長、成田信幸君。
- 教育課長 各施設の使用の関係ですが、確かに各施設ごとに使用の頻度がだいぶ違います。例えば、多いところだと旧群岡中学校の施設、あとは西会津中学校、こういうところは多いんですが、中にはやはり使用の頻度が低く、特に運動場ですね、町民運動会とかその他消防の検閲などもあります。そういう点でお使いいただいているわけですが、確かに使用頻度が低いということで若干草が生えたりすることもございますが、できるだけ皆様のご協力をいただきながら良好な環境で使っていただきたいというふうに考えております。
- 議長 4番、渡部憲君。
- 渡部憲 この別表の第6条関係で使用料のことなんですけど、これ、運動場500円となっておりますけど、これ1人でジョギングしても500円、10人で走っても500円なんですか。
- 議長 教育課長、成田信幸君。
- 教育課長 使用料ですが、これについては1回という形でございますので使われる人数には関係なくこの金額をいただくというふうにしております。1人であっても500円でございます。
- 議長 12番、五十嵐忠比古君。
- 五十嵐忠比古 第9条でお伺いしますけども、使用者は使用中破損とか消失した場合はこれ弁償とありますけども、これは誰が決定、弁償してくれとか、そういう決定するのかちょっとお伺いします。
- 議長 教育課長、成田信幸君。
- 教育課長 お答えいたします。第9条は、使っていただいたときに、例えばその施設を壊してしまったとか、そういう場合について弁償いただくというふうに規定をしております。基本的には善良な形で使用していただいておりますので、まずなかなかこういうケースはそうはないと思いますが、やはり大きく壊れ、次の使用者に迷惑かかるような状況では管理として大変困りますので、その点は使っていただいた方に正直に申し出ていただきまして、よろしくお願ひしたいというふうに考えおります。
- 教育委員会のほうにお願いしたいと思ひます。
- 議長 ほかに。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町体育施設条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町体育施設条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 議案第4号、西会津町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

まず、議案の説明に先立ちまして、本条例改正案の概要について、ご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中でも申し上げましたが、地方税法の一部を改正する法律が、本年3月30日に公布され、同法による改正について、施行令の一部を改正する政令及び施行規則の一部を改正する省令が6月12日に公布されたことに伴い、町税条例におきましても所要の改正を行うものであります。

地方税法の主な改正内容につきましてご説明いたします。

まず、改正の1点目ではありますが、公的年金からの個人住民税の特別徴収方法の変更であります。

現行制度では、他の市町村に転出した場合は、特別徴収から普通徴収に切り替えておりますが、特別徴収を継続できるものとします。

本日お配りいたしました議案第4号関係資料をご覧ください。この資料でございます。

特別徴収の本徴収と仮徴収の税額を平準化させるため、4月、6月、8月の仮徴収税額を前年度の本徴収税額から前年度の年税額の2分の1とします。

なお、この改正につきましては、仮徴収税額の算定方法の見直しを行うものであり、税負担の増減を生じさせるものではありません。

次に、資料の2ページをご覧ください。

改正の2点目の金融商品に係る損益通算範囲の拡大であります。

まず、資料左上の公社債ではありますが、現行では利子については住民税5パーセントの分離課税、譲渡損益については非課税となっておりますが、改正によりまして、資料右側のとおり、特定公社債と一般公社債に分離し、ともに利子については、従前のとおり5パーセントの分離課税で変更ありませんが、譲渡損益については、非課税から5パーセントの分離課税となります。

また、特定公社債については、利子と譲渡損益を合算した損益通算、上場株式の配当及び譲渡損益との損益通算が可能となりました。

なお、特定公社債及び一般公社債の種類につきましては資料の下に記載のとおりであり

ます。

次に上場株式会社であります。配当及び譲渡損益の5パーセント分離課税は変更ありませんが、今ほど申し上げましたとおり、新たに特定公社債の利子及び譲渡損益との損益通算が可能となりました。

次に非上場株式会社であります。配当は10パーセントの総合課税、譲渡損益は5パーセントの分離課税で変更ありませんが、譲渡損益につきましては、上場株式の譲渡損益との損益通算ができなくなりました。

以上が地方税法の改正内容であります。

それでは、議案書の説明に入らせていただきます。議案書と合わせて、条例改正案新旧対照表の1ページをご覧ください。

議案第4号、西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第48条の2第1項は、公的年金等の所得に係る個人町民税の特別徴収を規定しておりますが、他の市町村に転出した場合でも特別徴収を継続できるようになったことから、1号の規定を削除するものであります。

次に、第48条の5第1項は、年金所得に係る仮特別徴収税額等を規定しておりますが、仮特別徴収税額が、前年度の本徴収税額から前年度の年税額の2分の1に変更になったことから、改正するものであります。

次に、附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例を規定しておりますが、地方税法の改正により、附則第19条の2上場株式等に係る譲渡株式等の個人町民税の課税の特例が新設されたことから、引用条項を追加するものであります。

次に、附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得の町民税の課税の特例を規定しておりますが、地方税法の改正により、特定公社債の利子及び譲渡損益との損益通算が可能となったことから改正するものであります。

次に、附則第19条は、株式等に係る譲渡所得等の個人町民税の課税の特例を規定しておりますが、株式等を一般株式等に改めるもので、地方税法の改正により、損益通算ができなくなった非上場株式と一般公社債を規定するものであります。

また、これに伴い、新たに損益通算が可能となった特定公社債及び上場株式を規定した上場株式等に係る譲渡所得等の個人町民税の課税の特例を附則第19条の2として追加いたしました。

次に、旧の附則第19条の2、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例、附則第19条の4、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例、附則第19条の5、源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例、附則第19条の6、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除、附則第20条、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例までを削除いたします。

これらの条項は、地方税法により規定されており、町税条例で規定する必要がないことから削除するものであります。なお、この削除については国からの通達によるものであります。

次に、附則第20条の2、先物取引に係る雑所得等の個人町民税の課税の特例であります。

が、今ほどご説明いたしましたとおり附則第 20 条が削除となったことから、条項を繰り上げるものであります。

次に附則第 20 条の 3、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除であります。附則第 20 条等と同様に町税条例で規定する必要がないことから削除いたします。

次に、附則第 20 条の 4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人町民税の課税の特例であります。附則第 20 条及び第 20 条の 3 が削除となったことから、条項を繰り上げるものであります。

次に、附則第 20 条の 5、保険料に係る個人町民税の課税の特例であります。附則第 20 条等と同様に町税条例で規定する必要がないことから削除いたします。

次に附則について申し上げます。

第 1 条は施行期日について、第 2 条は経過措置について、それぞれ規定するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　施行期日であります。見ますと平成 28 年 1 月 1 日、あるいは 29 年の 1 月 1 日ということになっています。今まで、税に関しては日切れ法案なんてことで専決で処分しなくちゃならないようなこともあったわけです。今 25 年、なぜこの施行期日が 28 年か 29 年か、おそらく国の通達ということになるんでしょうが、この税の性格といいますかな、そういうことでこんなふうになってんのか、普通であるならば施行期日はその改正したときとか、4 月 1 日とかということになるわけですが、なぜこの件に関しては 28 年か 29 年か、そこをお答えいただきたいと思います。

○議長　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　お答えいたします。今回の税法改正につきまして、国から通達がきて今回の条例の改正をご提案申し上げたところであり。その後第 6 号議案で国民健康保険税条例の改正も同じように 29 年 1 月 1 日施行ということとかなり先の施行日となつてございますけれども、これにつきまして、国の税制改正の一環でいろんな改正があつて、その中であるものによっては 28 年 1 月 1 日施行、それからあるものによっては 29 年 1 月 1 日施行というような決めということで、なぜ 2 年先、3 年先を施行日にしたかという部分につきましては町のほうで把握はしてございません。

ただ、一つ言えるのは国民健康保険税条例は 29 年の 1 月 1 日施行となつてございます。今回の税条例は 28 年の 1 月 1 日ということでありまして、国民健康保険税条例は住民税が確定してから、国民健康保険税が確定するというので 1 年先だと。今回譲渡所得等の部分の改正がございましたけれども、譲渡所得等については分離課税ということでその都度確定申告等で、税が確定しなくてもそれ以前にもう分離課税ということで課税されますので、そういったことから 28 年 1 月 1 日から適用する。ただ、国民健康保険税についてはそれが確定した翌年の 29 年からというふうなことで、その部分については町のほうでも理解してございます。以上です。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第4号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、西会津町税外収入金に関する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第5号、西会津町税外収入金に関する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、国の平成25年度税制改正に伴い、本年6月町議会定例会において西会津町税条例における延滞金の割合を引き下げる改正が行われたことから、町税の延滞金の割合に準じて延滞金等の規定を定めている、町税以外の町の収入に係る条例を一括して改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、合わせて、条例改正案新旧対照表の22ページから33ページをご覧いただきたいと思えます。

第1条は西会津町税外収入金に関する延滞金徴収条例の一部を改正する条例、第2条は西会津町トータルケア修学資金貸与条例の一部を改正する条例、第3条は西会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、第4条は西会津町介護保険条例の一部を改正する条例、第5条は西会津町営住宅条例の一部を改正する条例、第6条は西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例、第7条は西会津高等学校生徒支援修学資金貸与条例の一部を改正する条例であります。それぞれ現行の延滞金又は延滞利息の割合につきましては、納期限を超えた場合、年14.6パーセントとなっております。ただし、納期限を超えても、一定期間内に納入した場合の軽減措置がある場合につきましては、年7.3パーセントの割合となっております。

今次の改正にあたりましては、この14.6パーセントの割合を財務大臣が租税特別措置法の規定により告示した特例基準割合、いわゆる貸出約定平均金利に1パーセントを加算した割合であります。これに7.3パーセントを加算した割合とするもので、実質的には9.3パーセントとするものであります。

また、軽減措置がある場合の7.3パーセントの割合については、今ほど説明いたしました特例基準割合に1パーセントを加算した割合とするもので、実質的には3パーセントとするものであります。

この他は、一部文言の整理を行うものであります。

次に、附則であります。附則第1項は施行期日でありまして、平成26年1月1日から施行するものであります。

附則第2項から第8項までは経過措置でありまして、本条例の施行期日前に対応するものについては、なお従前の例によるものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　この税外収入金、これ六つほどの資金があるわけなんです。これ、すべての税外収入金の滞納額というのは総額どのくらいになってるものなのか。それと、要は延滞金の利息の割合が下がるということでもありますから、下がることによる影響額はどのくらいになるのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　現在滞納しているものにつきましては、例えばケーブルテレビの使用料ですか、そういったものが該当になるわけですが、今ちょっと手元にその金額がございませんので、影響額はどのくらいになるかということでもありますけれども、基本的には現在の14.6パーセントから9.3パーセントに引き下がりますので、その分の鞘が減額となるということでございます。

○議長　8番、多賀剛君。

○多賀剛　これ税金もそうなんですけれども、この滞納金というのは大変な問題になって来ておりますので、これ下がるというのは徴収するほうにすれば一つの徴収しやすい要因にもなろうかと思えます。この辺をよくアピールしてこの滞納金の減少に努めていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

○議長　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　いつの議会でしたっけ、お尋ねしたと思っておるわけですが、超低金利時代にあつてこのような延滞利息は高すぎるんじゃないのかといたら、地方六団体も国にそのような要望をしておりますというお話を承ったような記憶があるわけですが、やはりこれは低金利時代に合わせて下げるといいことだと思つてます。

この前連動ということで尋ねたような記憶があるわけですが、例えば税の前払いですか、例えば大きな会社と、税額が決定したと。そうするともらっていた税額が多すぎて返還しなくちゃならないと。返還する場合もこの14.6の金利で返還していたんじゃないのかなという気がしますが、そこら辺を確認しておきます。

○議長　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　税の前納報奨金のお話ですが、前納報奨金を算定する際の率は、すみません。前納報奨金でなく還付加算金の話は、同額。

大変失礼しました。6月定例会で税条例の改正、税の延滞金の部分の改正は今と同じ改正内容でございますけれども、そのときに合せて還付加算金も率を下げてございます。ですので、14.6とかの還付加算金ではなくて、下がった額で今条例上はなっております。

- 議長 14 番、長谷沼清吉君。
- 長谷沼清吉 税でありますが大企業ほど前納といいますか、前年度に照らし合わせて、で、税収が少なくなったと。それに還付が 14.6 というのは、企業が超低金利時代でそっこのほうにやられると町も困るんじゃないかなということこの前お尋ねした気がするわけですが、それも現在は今説明あったような 9.3 というふうになっておるのかなということを確認したかったわけですが、いかがですか。
- 議長 町民税務課長、新田新也君。
- 町民税務課長 お答えします。今ほどのご質問、法人税の場合で、中間納付をして、業績が前年より落ちた場合、当然納めた部分というのは還付になるということでございますけれども、現在の還付加算金につきましては、2 パーセントということになってございますのでご理解をいただきたいと思えます。
- 議長 10 番、荒海清隆君。
- 荒海清隆 法律とかこの条例の文言はなかなか難しくていつも疑問に思うことがあるんですが、例えばトータルケア修学資金の条例ですか、14.6 パーセント、これ記号ですか、記号というんですかパーセントね、これを 14.5 パーセントって、カタカナに書く文言の整理というとなんですが、これをやることによってどういう意味があるんだかということなんですが、かえってややこしくする、そういうことに私は考えられるんですが、何か意味があるんだったら教えていただきたいと思えます。
- 議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- 総務課長 記号のパーセントからカタカナのパーセントに今回、文言の改正をさせていただきたいと思っております。これは町の条例全体が基本的にはこういった表現についてはカタカナを使っていくということで統一した見解でいきたいということで今回改正をお願いするものでございます。
- 議長 10 番、荒海清隆君。
- 荒海清隆 この記号もカタカナに変える、統一をするということなんですが、このパーセントを記号でも今の時代知らない人もいないと思うんですが、それをどうしてもカタカナに変えなくちゃならないということは何か納得いかないんですが。
- 議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- 総務課長 一般的に法律の用語の使い方としてカタカナを用いるというのが一般的でございますので、それに統一をさせていただきたいということでございます。
- 議長 10 番、荒海清隆君。
- 荒海清隆 ということはこのパーセントというのは記号というのは一般的じゃなかったということですか。
- 議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- 総務課長 一般的ではあるんですが、法律の用語としてはカタカナを用いるのが法律の中では一般的であるということでございます。
- 議長 2 番、三留正義君。
- 三留正義 利率が下がるのは非常にいいのかなと思いますけれども、私はあまり全面的に賛成派ではないんですが、いずれにしても決まったということでもありますからそれはそ

れで仕方がないと思うんですけれども、非常に延滞料が3パーセントということでリーズナブルな利率になったなど私は解釈してるんですけれども、3パーセント程度であれば、まあ1カ月の遅れは人間の心がゆるみとすると非常に危険な値なのかなと。私だけがそう思っているのかちょっとわかりませんが、今後、税の徴収にあたって町側はそういった危惧はしていらないのか、ちょっとそこを聞きたいんですけれども。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 延滞金下がったということで徴収にどういった影響が今後考えられるのかというご質問でございますけれども、延滞金が上がっても下がっても状況的には変わらないと考えてございます。基本的には納期内に納めていただくというのが基本でございます。延滞金下がったからといってなかなか難しい面はございますけれども、徴収自体は上がろうが下がろうが納期内に入らない方につきましては訪問徴収なりを通して納めていただくような努力を今後とも続けていくしかないかなと、そう考えてございます。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 私が言いたかったのはリーズナブルな利率になったからこそ今後は引き締めやっつけていかなければいけないのかなという思いがあっただけなんですけど、一応説明で理解できましたのでありがとうございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 ちょっとお聞きしたいんですけど、西会津トータルケア修学資金となっておりますけど、これは福祉関係の学校に行くための資金なんですか。そういうわけじゃ特別なんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 トータルケア修学資金の貸し付けでございますが、議員おただしのとおり福祉関係、保健師ですとか、理学療法士ですとか、作業療法士とか、そういった方々が専門の学校に通う際に貸し付けをしているものでございます。

○議長 これで質疑終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、西会津町税外収入金に関する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、西会津町税外収入金に関する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 議案第6号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず、議案の説明に先立ちまして、本条例改正案の概要について、ご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の中でも申し上げましたが、地方税法の一部改正に伴い、町国民健康保険税条例におきましても所要の改正を行うものであります。

地方税法の主な改正内容につきましては、先ほど議案第4号、町税条例の一部を改正する条例の議案説明で申し上げましたとおりでありますので、省略させていただきます。

それでは、議案書の説明に入らせていただきます。

議案書と合わせて、条例改正案新旧対照表の34ページをご覧ください。

議案第6号、西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

まず、附則第3項は、上場株式等に係る配当所得の課税の特例であります。地方税法の改正により、特定公社債の利子及び譲渡損益との損益通算が可能となったことから、配当所得を配当所得等に改めるものであります。また、山林所得金額について読み替え規定を追加いたしました。

次に、附則第4項は、長期譲渡所得に係る課税の特例であります。第3項と同様に山林所得金額について読み替え規定を追加いたしました。

次に、附則第6項は、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例であります。株式等を一般株式等に改めるもので、損益通算ができない非上場株式と一般公社債を規定するとともに、第3項及び第4項と同様に山林所得について読み替え規定を追加いたしました。

また、これに伴い、新たに損益通算が可能となった特定公社債及び上場株式を規定した上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を附則第7項として追加いたしました。

次に、旧の附則第7項及び附則第8項の上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る課税の特例、第9項の特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る課税の特例につきましては、削除いたします。この項目は、地方税法により規定されており、国民健康保険税条例で規定する必要がないことから削除するものであります。なお、この削除は国からの通達によるものであります。

次に、附則第10項、先物取引に係る雑所得等の課税の特例につきましては、附則第3項及び第4項、第6項、第7項と同様に山林所得金額について読み替え規定を追加いたしました。また、附則第8項及び第9項を削除しましたことから、第10項から第8項に繰り上げいたします。

次に、附則第11項、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の課税の特例につきましては、附則第7項、第8項、第9項と同様に地方税法により規定されており、国民健康保険税条例で規定する必要がないことから削除するものであります。

次に、附則第12項、土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例、附則第13項、条約適用利子等に係る課税の特例、附則第14項、条約適用配当等に係る課税の特例につきましては、附則第3項及び第4項、第6項、第7項、第10項と同様に山林所得金額について読み替え規定を追加いたしました。また、附則第8項及び第9項、第11項を削除しましたことから、第12項は第9項に、第13項は第10項に、第14項は第11項にそれぞれ繰り上げ

いたします。

次に、附則第 15 項、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地の譲渡期限の延長の特例につきましては、旧の附則第 7 項及び第 8 項、第 9 項、第 11 項と同様に地方税法により規定されており、国民健康保険税条例で規定する必要がないことから削除するものであります。

次に、附則について申し上げます。

第 1 条は施行期日を平成 29 年 1 月 1 日とし、第 2 条は適用区分を規定するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 6 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 7 号、平成 25 年度西会津町一般会計補正予算（第 5 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 7 号、平成 25 年度西会津町一般会計補正予算（第 5 次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。職員の給与等の臨時特例による人件費の調整や、平成 24 年度国の緊急経済対策事業として創設された地域の元気臨時交付金事業の新規計上、更には町道改良舗装事業や西会津小学校新築事業に要する経費の調整等を行なうものであります。

これらの財源といたしましては、国庫支出金や県支出金、町債などで調整を行なったところであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 25 年度西会津町の一般会計補正予算（第 5 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,507 万 1 千円を増額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ 63 億 1,340 万 6 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第 2 条、債務負担行為の補正は、第 2 表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。8 ページをご覧くださいと思います。

まず歳入であります。11 款分担金及び負担金、2 項 1 目総務費負担金 36 万 9 千円の増であります。ケーブルテレビ加入負担金であります。

次に、13 款国庫支出金、1 項 3 目教育費国庫負担金 1,408 万 6 千円の増であります。公立学校施設整備事業であります。2 項 3 目土木費国庫補助金 3,237 万 9 千円の減は、社会資本整備総合交付金の決定による減であります。5 目総務費国庫補助金 8,303 万 8 千円は地域の元気臨時交付金の新規計上であります。

次に、14 款県支出金、2 項 1 目総務費県補助金 2,500 万円の減は、再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業補助金の一部を次年度に繰り延べて使用するため減額するものであります。2 目民生費県補助金 1,045 万 3 千円の増は、安心子ども基金特別対策事業の新規計上などであります。5 目農林水産業費県補助金 50 万 5 千円の減は、農産振興事業補助金 262 万 2 千円及び森林交付金 152 万 7 千円の減と、東日本大震災農業生産対策交付金 333 万 3 千円の新規計上などあります。8 目教育費県補助金 221 万 5 千円の減は学校給食検査体制整備事業の組み替えによる減であります。3 項 5 目教育費委託金 221 万 5 千円ありますが、学校給食安心安全対策事業の組み替えによる計上であります。

次に、15 款財産収入、2 項 2 目物品売払収入 123 万 3 千円の増は、その他の物品売払収入で公有自動車の売却収入であります。

次に、17 款繰入金、2 項 3 目東日本大震災復興基金繰入金 174 万円は、同基金からの繰入金の追加であります。

次に、20 款町債、1 項 1 目辺地対策事業債 540 万円の減は、町道改良舗装事業の事業費精査によるものであります。2 目過疎対策事業債 2,390 万円の減は、町道改良舗装事業及び園芸ハウス整備事業の事業費精査と、小学校新築事業の一部繰り延べによるものであります。

次に、12 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1 款議会費、1 項 1 目議会費であります。7 月議会臨時会でご議決をいただきました議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例に基づく報酬の減と職員の給与等の臨時特例に関する条例に基づく人件費の調整などあります。なお、この後、各款にわたり人件費の調整が出てまいります。いずれも職員の給与等の臨時特例に関する条例及び人事異動等による調整でありますので、以下の人件費に係る説明につきましては省略させていただきたく、ご了承をいただきたいと思います。

次に、2 款総務費、1 項 5 目財産管理費 8,467 万 7 千円の追加は、公有自動車購入費と

地域の元気臨時交付金事業基金積立金の新規計上であります。

次に、14 ページ、15 ページにつきましては人件費の調整と需用費等の調整であります。

次に、16 ページをご覧くださいと思います。3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費であります。結婚祝金で 53 万 2 千円の追加などあります。3 目老人福祉費 2,252 万 3 千円の追加は、後期高齢者医療費療養給付費負担金で 1,600 万円、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金 703 万 8 千円などあります。4 目介護支援費 256 万 2 千円の減は、送迎用車両購入経費の不用減であります。5 目障がい者福祉費 217 万円の追加は、重度心身障がい者医療給付事業などあります。2 項 1 目児童福祉総務費 880 万 5 千円の追加は、子ども・子育て支援システム構築委託料などあります。2 目児童措置費 892 万 9 千円の追加は、保育所に係る施設修繕料と送迎用自動車購入費、さらには児童手当の国庫への清算返還金などあります。

次に、4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費 558 万 6 千円の減は、簡易水道等事業特別会計の事業費精査による繰出金の減などあります。2 目予防費 93 万円の追加は、風しん等予防接種対策助成事業補助金の新規計上であります。

次に、20 ページは人件費の調整であります。

21 ページをご覧くださいと思います。6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費 433 万 6 千円の減は、園芸ハウス整備工事とそば生産振興事業補助金の事業費確定などによるものであります。5 目農地費 150 万円の減は、農業集落排水処理事業特別会計の事業費精査による繰出金の減であります。

次に、22 ページをご覧ください。2 項 1 目林業総務費 157 万 5 千円の追加は、農業生産工程管理導入活用補助金の新規計上と、有害鳥獣駆除事業の事業費組み替えによる調整などあります。

次に、7 款商工費、1 項 3 目観光費 203 万 6 千円の追加は、鳥追観音公衆便所建築工事の追加と銚子の口外構木質化工事の確定による減などあります。

次に 8 款土木費、1 項 3 目道路新設改良費 3,452 万 4 千円の減は、町道改良舗装工事の国庫補助事業費決定による事業費の調整などあります。3 項 2 目公共下水道費 293 万 4 千円の減は、下水道施設事業特別会計の事業費精査による繰出金の減であります。

次に、26 ページ、27 ページは人件費の調整と一部事務事業費の調整であります。

28 ページをご覧くださいと思います。10 款教育費、2 項 3 目学校建設費 2,307 万 7 千円の減は、小学校新築整備工事のうち太陽光発電施設等設置工事の事業繰り延べによる減などあります。

次に、29 ページ、30 ページにつきましては人件費の調整と一部事務費の調整でございます。

次に、5 ページにお戻りいただきたいと思います。

5 ページであります。第 2 表債務負担行為補正。追加であります。社会資本整備総合交付金事業で実施をいたします道路改築事業、町道野沢柴崎線橋立 3 号橋下部工工事につきまして、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて実施するため、設定をお願いするものであります。限度額は、平成 26 年度支出予定の 4 千万円であります。

次に、第 3 表地方債補正。変更であります。まず、辺地対策事業費であります。町道

整備の事業費精査によりまして、限度額 3,290 万円を 540 万円減額いたしまして、2,750 万円とするものであります。

次に、過疎対策事業費であります。町道及び園芸ハウス整備の事業費精査と、小学校新築事業の太陽光発電施設等設置工事の事業繰り延べによりまして、限度額 5 億 1,870 万円を 2,390 万円減額いたしまして、4 億 9,480 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛　歳出で何点かお尋ねをいたします。まず、2 款の総務費の中で一般職員の給料、先ほど説明あったように臨時特例による減額補正がほとんどだということでありましたが、ここだけ 301 万 3 千円の増額になっている。この要因は職員が増えたのかなと想像しますが、この要因は何なのかお尋ねをします。

それと 3 款の民生費、金額少ないんですが、児童福祉総務費の中の子ども・子育て会議委員報償金とありますが、これはどんな構成員、どんなメンバーで、どんなことを話し合っている会議なのかそれをお尋ねいたします。

それと、4 款の衛生費の中の予防費の中で風疹等予防接種対策助成事業補助金とありますけれども、この風疹というのは近年妊娠初期の方が感染すると胎児に影響がするというようなことでどこの自治体でも予防接種してるようですが、この対象者はどういうところを対象にしているのかお尋ねをいたします。あと何名ぐらいか。

それと、9 款の消防費、防災費の中で防災用備品 24 万円、金額少ないんですが、これは衛星電話を購入するということですが、これは買取りなのかレンタルなのか、実際私も防災訓練等で拝見したことございますけれども、大変、衛星電話というだけあってごついもんだなとありますけれども、一般的な衛星電話では用足りないのか、その辺もお尋ねをいたします。以上であります。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　人件費の関係にお答えしたいと思います。議員おただしの金額につきましては 14 ページの徴税総務費でよろしいのでしょうか。これにつきましては、基本は先ほど申し上げましたように職員の臨時特例による減額分と、それから人事異動による職員の入れ替えがございますので、今回はその徴税総務費につきましては減額分よりも人事異動によって職員の入れ替えがございましたので、その関係で増額になっているということでございます。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　8 番、多賀議員のご質問にお答えします。まずはじめに子ども・子育て会議の内容でございますが、子ども・子育て会議につきましては来年度子ども・子育て支援事業計画を策定する必要がございますので今回設置をさせていただきました。その調査内容でございますが、今ほど申し上げました西会津町子ども・子育て支援事業計画に関すること、並びに子ども・子育て支援に関する施策の推進ですとか施策の実施状況に関する

ことを審議していただくような内容でございます。

その構成員でございますが、構成員につきましては子どもの保護者、あとは事業主を代表する方、それから子ども・子育て支援事業に従事するものということで保育士さん等でございます。それから識見を有するものということで主任児童委員の方を予定しております。そのほかあと県の関係行政機関の職員ということで県の職員、そこにあと公募によるものというようなことでおおむね15人程度予定しております。

それから2点目でございますが、風疹の予防接種でございます。これにつきましては議員おっしゃいますように妊娠初期に風疹ウィルスに感染しますと胎児に影響があるというようなことでありますのでその予防ということでございまして、その対象者につきましては妊婦さん、又は妊婦予定又は希望する女性ということ、それとその女性の家族の方までを対象にしております。以上でございます。

人数につきましては今回50人を計上しております。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 防災費の備品購入費のご質問にお答えします。備品の内容につきましては衛星携帯電話ということでございまして、現在、町に1台配備してございまして、その配備している分が来年3月31日をもって周波数帯が変更になることから使用できなくなるということでありまして、そのために新たな1台を購入すると。今使っている衛星携帯よりはかなりコンパクトでありまして持ち運びは大変便利ということでございます。以上です。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 町民税務課長にお尋ねしますが、電話だけで24万円ということですか。私も特殊な衛星電話であるということであればしょうがないのかなと思いますが、今各社ドコモばかりじゃなくてau、ソフトバンク等も携帯衛星電話を出しているんですが、これほどな金額にはならないような気がするんですが、これは特殊なものなんでしょうか。

それと健康福祉課長にその風疹の50人というのは、予防接種の対象者50人というのはどんな感じで、妊娠希望者等があるというようなことですから、どういう根拠で出したのでしょうかお尋ねします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 衛星携帯のご質問にお答えいたします。一応現在使用してまのがドコモの衛星携帯でございまして、更新するにあたりましてドコモ、KDDI、それからソフトバンク、3社から一応見積もり、あと内容について提案をしていただいた中で今回はKDDIを採用しました。

特徴といたしましては、ドコモの衛星携帯につきましては、衛星が1基でございまして、そちらのほうにアンテナを向けないとなかなか入らない。それに比べましてKDDIにつきましては66基、衛星が飛んでるということでアンテナを方向に合わせる必要がないということでありまして、あと、通話料につきましても現在の通話料とほとんど変わらない。そういったいろいろなもろもろの条件から今回はKDDIの衛星携帯を選ばせていただいたということでもあります。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 風疹に関するご質問にお答えいたします。この風疹の予防接種でございますが、現在は定期接種ということで定まった年齢のときに予防接種をしておりますが、以前、この風疹の予防接種につきましてはこの制度に何回か変更がありまして、定期接種だった時期ですとか、あと任意接種の時期があった時期がありまして、その時期の方というのは今ちょうど 20 代、30 代の方の世代になっておりまして、今年になって東京、大阪あたりでだいぶ風疹の患者が増えたわけなんですけども、その年代の方が西会津で今 300 人程度、男も含めてなんですけども、男性、女性も含めてなんですけども 300 人程度おりまして、その中でおよそ 2 割程度の方が接種するんじゃないのかなということで今回 50 人ということで計上させていただいたということでございます。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1 点お尋ねをいたします。農業振興費でございますが、園芸ハウス整備工事で 369 万円の減額になっております。あと、そば生産振興事業補助金ですか、これが 106 万円が減額になっておりますが、園芸ハウスについては耐雪型のハウスだと思うんですが、何棟ぐらい減額になっておりますか。現在、あと何棟ぐらい、あれば、お聞かせいただきたいと思っております。

あとそばの生産、この補助金はそばコンバインですか、それかと思うんですが、その辺をお尋ねいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。園芸ハウスの整備工事の減額ですが、今年度当初予算で 5 棟の整備計画を予定しておりましたが、希望を出しておられた方、2 棟希望していた方がちょっと自己都合によりまして今年度設置が不可能になりました。その分の減額が 369 万円ということです。現在まで町内で 118 棟のハウスが整備をされております。

それから 2 点目のそばコンバインの補助ですが、今年度はそば生産組合、上小島の松尾地区の二つの生産組合に対しましてそばコンバインの購入費の 2 分の 1 補助を実施いたしました。それぞれ事業主体ごとに各社から見積もりを取って最低の見積り者から購入をされて事業実施されましたので、請差による減額が 106 万ということで今回減額をさせていただきました。

○議長 12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 商工費の中の歳出でお伺いします。銚子の口でありますけども、これは減額になっておりますけども、100 万 1 千円が。この中で進捗状況と今後の計画についてお伺いします。

もう 1 点ですけども、8 款の土木費でございますけども、これ町道改良舗装工事の中でこれも減額ですけども、その中で下野尻端村線ですけども、これも何か時間帯で通れる時間と通れない時間があると聞いたんですけども、その辺の進捗状況と今後についてお伺いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 銚子の口の件につきましてのご質問にお答えしたいと思います。銚子の口につきましては、平成 23 年の新潟福島豪雨で被害を被ったということで、昨年から 3 カ

年の事業計画で現在修復作業を行っているところでございます。昨年は東屋、それから岩場付近の木道、木柵を進めまして、今年度はその岩場付近から一番奥のほうの一本松というか、一番奥ですね。そこまでの木道、木柵を整備させていただいたということでありませう。工事費を見積もったところ399万というようなことでありましたので、当初予算で500万を計上していたわけですが、その差額分を今回減額で計上させていただいたということでございます。

なお、来年度もう1年かけてあとは修景関係、あとはトイレ関係を整備するような予定で事業計画を組んでいるところでございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 土木費の減額についてのご質問にお答えいたします。これは国庫補助金が確定して減額になったということの減額でございます。下野尻端村線の進捗でございますが、ほぼ完成近くになっておりまして、来週舗装をかける予定でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それでは何点かお尋ねをしていきます。まず、歳入であります、ケーブルテレビの加入負担金であります。加入希望者ほとんどお入りになってそう増えないのじゃないかなという気がしていましたが、今まで入らなかった人がお入りになったのか、あるいは新しく世帯を構えてその人たちの負担金かどうかということでもあります。

それから国庫支出金の公立学校の整備事業負担金1,400万からの増であります、これはいわゆる労務単価、あるいは資材単価の値上がり等と関係があるのかなのか。なければどういふことで1,400万もの国からくるのかということでもあります。

同じ県支出金で再生可能エネルギーで、これ繰り延べだということではありますが、今年でなぜできないのかというあたりを説明をしていただきたいと思ひます。

歳出であります、総務費、給料、特別職給で236万1千円の増であります、これは伊藤町長さんが2期目に入ってから3月いっぱい分だというふうには理解をしていいのかどうかということでもあります。

それと17ページになるわけではありますが、後期高齢者医療費療養給付費負担金1,600万負担の増と出ております。これは後期高齢者の特別会計と関係があるのかなのか。1,600万、この時点で1,600万の増という要因はどうか。

その下の繰出金であります、一般会計から繰り出した分、介護保険特別会計、後期高齢者の特別会計、これはあとで一般会計にその特別会計から戻していただけるのかどうかであります。そこをお尋ねをいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ご質問にお答えします。まず、ケーブルテレビの加入負担金の関係でございますが、ケーブルテレビ、ほとんど加入が終わっているというふうな状況にはありません。それで、今年には新築住宅が結構出たということ、さらには西会津小学校の現場事務所にケーブルを引いたりしまして、あと3事業体入っております。三つの加入がされたというふうなことで当初想定よりも歳入が増えたということで36万9千円の増額をさせていただきました。

それから2点目、公立学校施設整備の負担金でございます。小学校につきましては当初

につきましては昨年の補助単価でもって補助金の積算をしていたところでございます。当初時点で見込んでいた補助金の総額であります、総体で2カ年分でございますが、4億900万ほどの補助金で積算をしていたところでございますが、補助申請の結果、ほぼ実勢単価に近いような形で内定をいただきました。それで補助金の総額が5億9,200万というような金額で内示をいただいたところでございます、約2億近く補助金、総体的には余計いただけることになりました。1億3,000万いただくことになったわけですが、増額になったわけですが、そのうち30パーセントのみ今年交付される。残り70パーセントは26年度ということでありまして、25年度につきましては1,408万6千円という金額が増になったということでございます。

それから再生可能エネルギーの補助金2,500万円の減でございますが、これにつきましては新しい小学校の屋根に太陽光発電をやるということでありまして、当初順調に入札をして工事が進みますと25年度の事業の中で太陽光の設置までいたることができるかなというふうに考えたわけですが、入札も不調に終わったりしてずれ込んだというような関係上、今年度中に太陽光の設置までは無理だろうということで1年事業を遅らせていただいたということでございます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 総務費の特別職給についてのご質問にお答えをいたします。ご承知のように平成21年の9月議会でご議決をいただきました町長の給与の特例に関する条例、これに基づきまして町長が第1期目の在任中でありまして平成22年4月1日から25年の8月4日までの間につきましては町長の給料につきましては100分の50を乗じて得た金額を支給するというところでございます。

2期目に入りまして25年の8月5日からにつきましては100分の100ということで本来の金額に戻りました。その関係で当初予算の編成の段階では100分の50を乗じた金額で計上させていただいておりましたので、今回増額をお願いするものでございます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えします。まず、後期高齢者医療費療養給付費負担金の1,600万円の増でございますが、これにつきましては後期高齢者の医療にかかる医療費分の12分の1が町負担になります。その額が確定しまして今回県のほうから提示がありましたので不足分を計上したものでございます。

次の介護保険特別会計繰出金678万7千円でございますが、これにつきましては、ニーズ調査等の事務費で88万4千円、それから介護給付費が伸びておりますので、その増に関する部分で509万3千円となっております。

それから後期高齢医療特別会計繰出金25万1千円につきましては、これは健診等の利用者が増加したことによる健診料、あるいは事務費の増の部分であります。これらにつきましては、今回概算というか予定でやっておりますので、精算によりこれまでいかなかった部分については次年度以降還付になるというような状況でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 学校関係であります、中学校建てるときもそうでありましたが補助単価が実勢単価と違って、その鞆の部分は負担しなくちゃならなかったわけですが、そうする

と今回の小学校の建築は実勢単価にほぼ近いということでもありますから、そういう中学校を建てたときよりも補助の制度が高まったといいますか、よくなったというふうに理解をしていいのか。それとも今回、労務単価あるいは資材の単価の値上りを考慮してこういうふうになったのかということでもあります。もう一回その点なお尋ねします。

再生可能エネルギー、分かりました。現に小学校がまだ建ってないわけですから、しかし、計画は25年で小学校の建築が終わって屋根に太陽光の発電という計画と。昨日も言いましたが、町の計画というものはやはり実現可能、限りなく実現可能な計画でなければならぬのではないかなという私は気がします。小学校の建築が入札が遅れ、それだけじゃなくて、入札が最初のとおりいっても25年に完成なんていうわけにはいかないわけですから、そういう点では、そういうことを十分に考慮してこれから町の計画を立てていってほしいと、望み、理想ではなくてやはり、それも必要でしょうが、実現可能だと、特に小学校の場合はすぐ目の前で分かっているわけですから、こういうような計画でないようお願いをしておきます。

後期高齢の医療費の給付金であります、上部の団体から指示があったということですが、それは余計かかったからということになるでしょうが、その理由といいますか、明細といいますか、そういうものは提示になるのかならないのか、ならなければならないで結構であります。

その下の繰出金であります、私は一般会計から出したから介護保険の特別会計で運営していけというのが原則でありますから、一般会計から出たのはいわゆる借りたという形であとで返さなくちゃならないのかということでもあります、そこら辺の明快なご答弁ありませんでしたので、お願いをします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ご質問にお答えします。まず小学校の整備の関係でございます。先ほど言いましたように、単価につきましてはかなり、実際には実勢単価までは至っていないわけですが、実勢単価に近いような形で補助の対象金額を認めていただいたということでございます。これにつきましては毎年その補助の単価というのは変わってくるということでありまして、今年から労務単価が上がった部分なんか当然加味されているのかなというふうに考えます。試算の段階では去年の単価を参考にさせていただいて積算をしたということでございます。

それから太陽光の関係は、当初予定どおりいきますと、屋根材一体型ということで今回考えておまして、屋根と一緒に太陽光つけるというようなことで、屋根の工事まで至ってしまえば当然屋根葺きはすぐやんなくちゃなんないということで、それと連携して予算計上しておく必要があるということで当初見込んだところでもあります。入札の関係で、工事がすべて終わってから設置するというのではなくて、工事と一緒にやっつけていかななくちゃなんないということで安全なほう見て当初予算に計上させていただいたということで、入札の遅れがありまして今年はやらないということで、来年度追加的に発注しまして工事と一緒に施工していくというような形になります。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 再質問にお答えいたします。まず後期高齢者医療制度給付金の関係でご

ざいますが、当初予算では概算で計上しておりまして、今回県のほうからきちっとした金額がきたわけでありまして、金額的には昨年度とそう変わらない状況でありまして、増えたわけではなかったわけなんです、この内訳についてはちょっと提示はございませんので大変申し訳ありませんが、中身まではちょっと分からないということです。

それから介護保険への、特別会計への繰出金でございますが、これは介護給付費の12.5パーセントにつきましては町が負担しなければならないというふうになっておりまして、今回介護給付費が、介護保険特別会計の中で詳しく申し上げますが、介護給付費が伸びておりますので、その伸びた分に対する12.5パーセントの町負担分でありますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長　ほかに。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成25年度西会津町一般会計補正予算(第5次)を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成25年度西会津町一般会計補正予算(第5次)は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(午前11時58分)

○議長　再開します。(13時00分)

日程第8、議案第8号、平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　議案第8号、平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、人件費の調整、一般管理費で需用費、役務費の追加及び前年度繰越金が確定したこととそれに伴いまして、一般会計からの繰入金金の減であります。

それでは予算書をご覧ください。

平成25年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,547万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。まず歳入であります。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 293 万 4 千円の減額です。繰越額が確定したことにより、不用となった額につきましては一般会計繰入金を減額いたしました。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金 321 万 6 千円の増額です。これは、前年度繰越金が確定したことによる補正であります。

5 ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 49 万 6 千円の増額です。人件費の調整と需用費におきましては、浄化センターの電気料の追加、役務費において汚泥処理手数料の増額、公課費においては消費税確定による減額です。

2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費 21 万 4 千円の減額です。人件費の調整と、委託料と工事請負費の組み替えであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛 1 点お尋ねします。歳出の 1 款総務費、一般管理費の中の汚泥処理手数料 40 万円の増額補正ですが、これは単純に処理量が増えたのか、あるいは手数料の金額が変わったのか、その点をお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 処理量の増でございます。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると単純に処理量の増ということであれば、年度当初に比べて下水道の加入施設に加入する方が増えたのかなというようなことを想像するところではありますが、実際にこの補正するに当たって年度当初よりも加入者増、そういうことはあったのかどうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 加入者も若干増えているということと、震災によりまして下水の処理が一時期できない状況がありまして、その分下水道処理場の中に汚泥がたまっている状況で毎年少しずつは出しているんですが、まだそれが出し切れないというようなことで増えていると、その 2 点が主な原因でございます。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 1 点だけお尋ねしますが、施設整備費で委託料と工事請負費を組み替えしたという一言で説明ですが、これでは理解しがたいので、もう少し詳しく、なぜこういうふうになったかということの説明をしていただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 委託料で設計業務の委託をかけたことでそれで請差が出たものですから、その請差について工事費に振り向けたということでございます。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1 点お伺いをいたします。下水道施設のこの事業はなかなか当初いかなかった

たわけなんです、現在の加入率と全戸数はどれくらいですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 加入率が 59.9 パーセントで、加入人口が 1,308 人でございます。

○議長 3 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 先ほどの説明で支出が電気料が上がったことにより増となったというんですけども、今後また補正は発生しないんでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 今のところこの補正で電気料は賄えるということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 8 号、平成 25 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 1 次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、平成 25 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 1 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 9 号、平成 25 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第 1 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 9 号、平成 25 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第 1 次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、歳入におきましては、繰越金の確定、それに伴いまして繰入金の減額、歳出におきましては人件費の調整と、一般管理費で需用費、役務費の追加であります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 25 年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第 1 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 41 万 8 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 607 万 3 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。まず歳入です。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 150 万円の減額です。繰越金が確定したことにより、不用となった額につきましては一般会計繰入金を減額いたしました。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 191 万 8 千円の増額です。前年度繰越金が確定したことによる補正であります。

5 ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 41 万 8 千円の増額です。人件費の調整と需用費において電気料、役務費において汚泥処理手数料の追加、公課費においては消費税確定による減額であります。

2 款公債費、1 項 2 目利子、これは財源の移動であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1 点お伺いをいたします。農集排については当初何十パーセント、60 パーセントでしたかね、その加入率をもって農集排を行ったと思うんですが、その後農集排にまざりたいとかというお宅はなかったのかどうかお伺いをいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 農業集落排水処理事業につきましては、処理施設が 6 施設あります。それでほとんどがだいたい 80 パーセント以上の加入率となっております、その後家を建てたというようなことで加入なさる方もおいでですが、野尻地区と笹川地区は若干加入率が低迷しております。その中でも野尻地区とかについてはだんだん加入するというような方も増えていると、そのような状況であります。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 その加入率がなかなか進まないところ、いろいろ条件あると思うんですが、そういうところに対して個別排水というようなわけにはいかないんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 公共下水道と農業集落排水につきましては、区域が決まっておりますので、その中にあるものについては農業集落や公共下水でやって、個別排水はそこではやれないというようなことになっておりますのでご理解願います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 9 号、平成 25 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第 1 次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号、平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第10号、平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、歳入においては事業費精査によること、繰越金及び消費税還付金が確定したこと、歳出については、人件費の調整、及び電気料金の追加及び工事請負費の減額が主なものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成25年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ844万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,800万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

6ページをご覧ください。まず歳入です。

2款国庫支出金、1項1目循環型社会形成推進交付金173万1千円減額です。西平公衆便所の浄化槽が当初100人槽で計画しておりましたが、県との協議により25人槽となったことによる事業費の精査による減額であります。

3款県支出金、1項1目個別排水処理事業費県補助金29万5千円増額です。西平公衆便所の浄化槽が当初100人槽で計画しており50人槽以上は県費補助金の対象外でありましたが、今次25人槽となったため県費補助金の対象となったことによる増であります。

5款繰越金、1項1目繰越金260万7千円の増額です。これは、前年度繰越金が確定したことによる補正です。

6款諸収入、2項2目消費税還付金1万1千円の減額です。前年度消費税が確定したことによる減額です。

7款町債、1項1目下水道事業債960万円の減額です。事業費精査による減額です。

次に歳出です。

8ページをご覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費6万円の減額です。人件費の調整と需用費において電気料の追加です。

2款施設整備費、1項1目個別排水処理施設費838万円の減額です。西平公衆便所の浄

化槽が当初100人槽で計画しておりましたが25人槽になった事による工事請負費の減額が主なものです。

4ページにお戻りください。

第2表地方債の補正について説明させていただきます。

変更でございます。下水道事業費補正前限度額1,830万円から960万円減額し、870万円といたします。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11番、清野佐一君。

○清野佐一　町の環境問題を考えるときに、この下水道抜きには考えられないわけですが、そういう中で普及率、あるいは加入率、向上が望まれるわけですが、ちょっと聞くところによりますとこの個別排水処理事業の希望者といいますか、が低迷といいますか、そんな話も聞くわけですが、現状はどのようなことになってますか、お伺いします。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　個別排水処理事業につきましては、皆さんから希望があるところから整備を進めていくということでございまして、今年は14基でございまして、来年が今のところ町に申し込みのあった方が16基でございまして、再来年につきましても10基程度は今のところ予定しているというようなこととございまして、だいたい、数年前は20基とか30基という整備でございまして、最近十何基の整備の申し込みということで、現状はそんなこととなっております。

○議長　11番、清野佐一君。

○清野佐一　ということはだいたい前よりは少なくなったけども、おおむね予定といえますか、見込みどおりにはいっているということでよろしいですか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　10基が国の国庫補助の対象になるというようなことで、10基以上やらないと国庫補助がいただけないということでございまして、ここ来年、再来年くらいまでは10基以上確保できるということで考えてございまして、だいたい少なくなっておりますが、何とかやれるのかなというふうに考えております。

○議長　3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　西平のトイレの件だと思いますけど、当初100人槽と計画した。それが一気に25人槽というのはなぜそうなったのか。4分の1に一気に下がってますからその辺のところ。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　当初計画につきましては、一応決まりがございまして、便器1基につき16人ということで、6基の便器を当初予定していたわけなんですけど、その中でそれが現状にそぐわない場合は現状を調査して、県と協議すれば人槽を変えることができるということで、100人槽というのはあまりに大きいのかなということとうちのほうで判断いたしまして、6月の大山まつりの時期に一番ピークの人数があるということでそのときに人数の

調査を行いまして、その人数によりまして計算いたしまして、最終的に安全率 1.5 を見ましてそれが 25 人槽になったというようなことで県の許可をもらって 25 人槽の変更ということになったということでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 10 号、平成 25 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、平成 25 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 11 号、平成 25 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　議案第 11 号、平成 25 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）についてご説明申し上げます。

今次の補正は、健康診査の受診者が見込みより多かったことによる調整と、決算による前年度分繰越金を一般会計へ繰出すこと等で、それぞれ所要額を調整したものであります。それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 25 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 76 万 7 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 372 万 7 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。歳入であります。

2 款繰入金、1 項 3 目健康診査事業繰入金 25 万 1 千円の増額は、健康診査事業委託料等の事務費に対する一般会計からの繰入金の追加であります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 44 万 2 千円の増額は、平成 24 年度からの繰越金の確定によるものであります。

4 款諸収入、3 項 1 目健康診査受託事業収入 7 万 4 千円の増額は、健康診査事業受診者の増による広域連合からの受託料収入の追加であります。

次に、5 ページの歳出であります。

2 款保健事業費、1 項 1 目保健事業費 7 万 5 千円の追加は、健康診査事業受診者の増による委託料の追加であります。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 24 万 8 千円の増は、健康診査事業委託料等の事務費に対する納付金の追加であります。

4 款諸支出金、2 項 1 目一般会計繰出金 44 万 4 千円は、平成 24 年度の繰越金を一般会計に繰出すものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

○議長　14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　一般会計でもお尋ねしたわけですが、1,600 万ですか、負担金を一般会計から支出しなくちゃならないということ、これをどう介護保険の後期高齢者特別会計に影響を及ぼすのかなということでもちょっとお尋ねするわけですが、いわゆる保険料は毎年、それから国民健康保険ですかね、あれ、負担金というようなことでかかわりあいがあるわけですが、一般会計で出したこの 1,600 万というのは後期高齢者のこの特別会計にどういう影響を及ぼすだろうか。来年、負担金といたしますか、保険料といたしますか、それがかなりアップになる可能性があるのではないかなというような感じがしましたので、お尋ねするわけです。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　ご質問にお答えをします。先ほど一般会計で 1,600 万円の負担金の増加ということでしたましたが、その 1,600 万円につきましては町の一般会計から直接後期高齢者医療の広域連合のほうに支出になるものでございます。保険料等につきましては県全体のもので県一律の保険料になりますので、県全体の医療費の動向とかも影響してまいりますし、先ほど申しましたように西会津的には今回補正で 1,600 万円の追加をしたわけですが、支出総額的にはそう大きな変動がないということでもありますので、今後の動向については今後県全体の医療費の動向によって変わってくるのかなということで考えておりますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長　14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　国保もそのうち全県一つということになるということでも動いておるわけですが、後期高齢者は県一つと。で、西会津の後期高齢者分だけで 1,600 万分ということではないであろうと。県全体で利用者が増えて、私は負担になったのではないかなという気がしているわけですが、そうすると当初予算の見積もりが、一般会計でのね、少なかったから支出するんであって、そう来年度の後期高齢者の保険料といたしますか、それには影響ないだろうということの理解でよろしいかどうか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　ご質問にお答えします。そうです。先ほど申しましたように、町が支払う分につきましては西会津町の医療費全体の部分の何パーセント、6 分の 1 ということでなっておりますので、で、その総額につきましては昨年度とそう変わりはないということでもございますので、あともし保険料の増減があるということであればその県内全体の分

の動きということになりますので、その辺についてはちょっとまだ見通せないということ
でありますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長 ほかに。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、平成 25 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 次)
を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 25 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第
1 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、平成 25 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 次)
を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 12 号、平成 25 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第
3 次)についてご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。

事業勘定についてであります。人事異動に伴う人件費の調整や、退職被保険者等医療
給付費保険者負担金等の追加に伴い、それぞれに係る所要額を調整したものであります。

診療施設勘定につきましては、人件費の調整や指定訪問看護事業所設置にかかる修繕費
及び調査用顕微鏡購入などを計上し、予備費で調整したものであります。

それでは予算書をご覧くださいと思います。

平成 25 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第 3 次)は、次に定めるところ
による。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 690 万 5 千円を増額し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 4,366 万 4 千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

補正内容につきましては、事項別明細により説明させていただきます。

5 ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

4 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 677 万 5 千円を増額は、社会保
険診療報酬支払基金からの退職被保険者療養給付費等交付金を追加するものであります。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 13 万円の増額は、職員の人件費の追加分を一般会
計から繰入れするものであります。

次に、6ページの歳出をご覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費13万円の増額は、職員の人件費の調整による追加であります。

2款保険給付費、1項2目退職被保険者等療養給付費488万2千円、及び2項2目退職被保険者等高額療養費189万3千円の増額であります。退職被保険者にかかる、それぞれの月平均支出額が当初の見込みより増えており、支払いに不足を生ずることから追加するものであります。

13ページをご覧くださいと思います。

診療施設勘定であります。歳入はありません。

歳出であります。1款総務費、1項1目一般管理費732万円の減額は、職員の育児休業などによる人件費の減額調整と診療所内に指定訪問看護事業所を設置するための修繕費150万円の追加などあります。

2款医業費、1項1目医療用機械器具費96万6千円の増額は、調査用顕微鏡を購入するものです。この顕微鏡につきましては、昭和63年開設当初から使用しているもので画像等に若干にゴリが生じてきたことから、より正確な診断をするために更新するものであります。

14ページでございます。5款予備費、1項1目予備費635万4千円の増額であります。歳出の調整により予備費の追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る11月28日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

よろしく、ご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

○議長　8番、多賀剛君。

○多賀剛　事業勘定の歳出で1点お尋ねをいたします。2款の保険給付費、これは退職被保険者療養給付費がこれ予定よりも見込みで伸びているということですが、この要因はいったいどういうことで伸びてきているのか。また、本町の特色みたいなものはあるのか、その点あれば教えてください。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　8番、多賀議員のご質問にお答えいたします。退職被保険者等療養給付費の伸びの原因はということでございますが、退職被保険者の被保険者の数も若干増えてはおりますが、今次その下の高額療養給付費も増えておりまして、その1件当たりの医療費の支払が増加しているというようなことがありますので、医療給付費全体が増えてきているというようなことであります。

町としての特色という部分での質問もございましたが、退職被保険者につきましてはどうしても会社勤めが終わって退職して、それまで一生懸命仕事をして退職されてというような時期でありますので、どうしても医療費的には今までかかれなかった部分かかっているというようなこともありまして、若干一般被保険者分よりは高くなっているような傾向はご

ざいます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 内容は分かりました。本町は以前からトータルケアに積極的に取り組んで、今は健康がいちばんのまちづくりを押し進めているというような中で、やっぱり最終的には医療費が安くなる方向にいけば一番いいと思うんですが、なかなかこれ数字に表れづらいところであるかもしれませんが、やっぱりこういう実態を見ますといわゆる健康がいちばんのまちづくり、もう少し具体的な取り組みが医療費の削減につながってくるのかなというように思いがあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。今ほども申し上げました退職被保険者につきましては、会社に勤めていた方が退職してからの期間、こちらのほうに移動するということでありまして、その会社に勤めている期間につきましては会社の保険でやっております、町、町民全体の健康指導はやらなきゃいけないんですが、どうしても国保の加入者に対する指導はある程度こうできるんですが、会社に勤めている方に関しての健康に関する指導というのはなかなか入り込めないという部分がございます、その辺につきましては今後その会社等との相談なんかもしながら入っていけるようなことも進めていきたいというふうには考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今ほどと関連していくわけですが、西会津の国保で言えば一人当たりの医療費は平成18年までは県平均より低かった。19年からは県平均を上回ってずうっときてるわけです。これをどう見たらいいかと。今の退職者もそうであります。これも一時は退職者の皆さんの医療費が高くなって保険料に跳ね返ってきたときもあったわけですが、最近はやや安定をしてきて退職者の医療費もそう多くかからないで来たんだと私は思っているわけですが、今回、で、やはり急に高額医療になるような病気というのはあるのかなのか気もしますが、いわゆるそういう病気持ってる人に対して、保健師なり栄養士なり等が指導していけばこの医療費の低下、特に退職後かなり病気しがちだという傾向があるわけですから、そういう人たちを重点に相談、指導等していけば下がるのではないかなというように思いもあるわけですがいかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。まず町の医療費が県平均より高くなっているということですが、これは正確に計算したということではないんですが、まず、町の国保の年齢構成を見ますと、西会津町の場合県平均よりも高齢者の方が多くなっております。50歳、60歳の方が多くなっておりまして、やはり高齢者の方につきましてはかかる医療費が高いということになります。それを平均するものですから、やはりどうしても平均という形で見られますと西会津町の医療費は高くなってくるのかなということが一つ原因であるのかなというふうに考えております。

それから、病気を持っている方への指導という部分であります、今年から働き盛り健診の受診者に対しましてその結果を個別に返すというようなことを始めました。これは日曜日健診された方に関して、またその土日を使って結果を返しながらか保健指導をするとい

うようなことで今年から始めまして大変好評でありました。

これが健康のほうにつながっていければなというふうに考えておりますが、今年1年でそういう結果は出ておりませんが、そういったことをしながら40歳代、50歳代の方への指導を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 議会の放送、町民の皆さんの視聴率が高いということですから、あえて一人当たりの医療費と出すわけでありますが、町側の説明は高齢者が多いということともう一つは医療が高度化して高額な事例が多いから県平均より上回っているんだという説明はずっと聞いてんですが、私はいかがなものかと思っているんですよ、これは。

その県平均より低いときだって西会津の高齢者人口は、割合というのはそんなに変わらないわけですから。県平均より高かったわけですから。19年以降急に高くなったわけでありませぬから、私はそういう点では説得力がないのではないかと。高齢者人口が増えたから県平均より高くなっているというのは説得力がないのではないかと。

医療の高度化ということですが、医療の、西会津が恵まれているかという都市部よりも医療機関にかかる割合、率あいというものは私は低いのではないかなと。医療機会に恵まれていないのではないかなと。

ですから高度な医療とか、1件あたりの医療費が高くなっているというのは私は説得力がないのではないかなと思っておりますが、これは一般質問ではありませんから改めてこのことに関しては質問等していつてみたいかなと思っておりますので、よく分析をしておってほしいと思います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 ちょっとお聞きしたいんですけど、一般質問みたいな形になるかもしれませんが、ジェネリック薬品の使用状況はどのようなふうになってるんでしょうか。

あとは、わが町は特老もあります、診療所もあります。すると町民の負担はある程度他町村から比べますと少なくなんじゃないかと。特老の診療はあるんですよ。そして診療所の、両方から上がってくるわけですから、町民のそういう負担はあまりこれから多くなるということはないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えします。ジェネリック薬品の使用割合ということですが、大変申し訳ありません。現在手元に資料ありませんので、今調べるようにさせましたので、お待ちいただきたいと思っております。

それから特養と診療所があるからというようなことですが、特別養護老人ホームにつきましては介護保険のほうで、特別養護老人ホームで入所されている方等につきましては介護保険のほうでその給付をしております、この国民健康保険とはまた別の会計でやっておりますので、それで二つあるからどうこうというような影響はないというふうに考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 ただそれはそうなんですけどね、ただ、介護保険で全部じゃないんですよ。特老とかいろいろね。それ全部使っているわけじゃない。おそらく何割かはやっぱり診療

報酬入ると思うんですよ。だから、町民の負担というのは少なくなるんじゃないかなと思うんですがね。他町村と比べると、特老がない町とある町でやっぱり違うと思いますよ。

○議長 もう少し具体的にあれしてください。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えしますが、特別養護老人ホームの入所に関する経費につきましては介護保険で支払われております。ただ、入所者が医療をかかった場合は医療保険を使うわけですが、入所されてる方についてはほとんど75歳以上の後期高齢者の方でありまして国民健康保険には特に影響してこないというような状況になっております。

他町村に比べてということでございますが、特別養護老人ホームにつきましては、住所地特例というものがございまして、入所されている方がすべて西会津で見るとかということではございませんで、入所される前の住所地のところでその医療保険なり介護保険は見るようになっておりますので、特養があるから高いとか低いとかということではないということですのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ジェネリック薬品の利用割合ということでお答えをしたいと思います。数量的には全体の28パーセントほどになっております。金額ベースでいきますと12.8パーセントということで、使っている薬のだいたい4分の1強がジェネリック薬品を使用しているというような状況でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成25年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号、平成25年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第13号、平成25年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)についてご説明申し上げます。

今次の補正は、職員の人件費の調整と、介護認定者が増加していることに伴い、介護サービス利用者も計画を上回り、介護サービス給付費の支払いに不足が生ずる見込であることから、それぞれ所要額を増額補正するものであります。その財源につきましては、国県

等の交付金、町からの繰入金を充当し、なお不足の分に付きまして、介護給付費準備基金より繰入れするものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 25 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,810 万 4 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 5,159 万 8 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出補正予算による。

主な内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思えます。

5 ページをご覧ください。歳入であります。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 400 万円の増額であります。介護保険料は住民税の課税状況等に応じて第 1 段階から第 5 段階に区分して徴収をしておりますが、当初見込みより住民税課税の段階であります第 5、第 6 段階の方が増えたことにより増額となっております。

2 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 939 万 4 千円の増額、2 項 1 目調整交付金 236 万 1 千円の増額、3 款支払い基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 1,369 万 4 千円の増額。

6 ページ、4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 595 万 2 千円の増額、及び 6 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金 590 万 3 千円の増額は、居宅介護サービス給付費等が増加したことにより、それぞれの負担割合により負担が増加したものであります。

6 款繰入金、1 項 4 目その他一般会計繰入金 88 万 4 千円の増額は、職員給与等繰入金と介護計画策定に係る事務費繰入金の増であります。

2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金 591 万 6 千円の増は、国県等の交付金、町からの繰入金を充当し、なお不足の分に付きまして基金を取り崩すものであります。

次に、7 ページの歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 12 万 8 千円の増額は、職員の給与等の調整によるものであります。

5 項 1 目、計画策定委員会費 75 万 6 千円の増額は、平成 27 年度からの第 6 期介護保険計画策定をスムーズに行なうために、今年度中に 65 歳以上の方を対象にニーズ調査を実施するための経費の計上であります。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費 4,600 万円の増額は、要介護 1 から 5 の認定を受けている方のホームヘルプサービスやデイサービス、デイケア、ショートステイなどの利用者が増加したことによるものであります。

8 ページ、2 目地域密着型サービス給付費 280 万円の増、及び 6 目居宅介護サービス計画給付費 500 万円の増額につきましても、介護サービス利用者の増加によるものであります。

2 項 1 目介護予防サービス給付費 900 万円の減額、それから 2 目地域密着型介護予防サ

ービス給付費 67 万円の減額等は、要支援 1、2 の認定を受けている方に係るホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどでありますが、要支援 1、2 の認定者数の方が減っておりますので、介護予防のサービス利用者が減ったことによるものでございます。

9 ページをご覧ください。

2 款保険給付費、4 項 1 目介護サービス予防費 180 万円の追加は、1 カ月の利用者負担が上限を超えたときに支給されるものですが、対象者が増加したことによるものです。

6 項 1 目特定入所者介護サービス費 100 万円の増額は、低所得の人の施設利用が困難とならないように、居住費と食費に負担限度額を設け、超えた分を介護保険から給付するものですが、対象者の増により追加するものです。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 歳出についてお尋ねします。これも国保特会と同じように歳出の中の保険給付費、居宅介護サービス給付費負担金 4,600 万もの増額になりますけども、今の説明の中で介護サービスの利用者が増えた。当然それは分かりますけども、なんでこのように急激に増えるようになったのかその要因を教えてください。これ、来春からは介護付有料老人ホームがオープンすればまたまたこの居宅介護サービスの給付金も増えてくるのかなというふうな思いをします。それが 1 点と。

あと 2 款の保険給付費の中で介護予防サービス給付費、これは要支援 1、2 の認定者数が減になったために減額補正だということでもありますけども、これは要支援者が要介護に上がったというのかな、要介護の認定に回ったのか、それともいわゆる要支援の方がもう、要支援に認定されなくなったのか、その点をお尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えします。今回、居宅介護サービス給付費が 4,600 万ほど増加したということですが、その要因ということで先ほど申し上げましたが、認定者が増加しましてその利用者も増加したということでもあります。今次の当初予算で計上しましたものにつきましては第 5 期の介護保険事業計画をもとに計算をしながら計上させていただいたのですが、第 5 期の介護保険事業計画と現在の認定者数がだいぶ変わってきているということでもあります。

これにつきましては、介護保険計画と現在の状況を比較してみますと、まず大きく変わっているのが第 5 期の介護保険計画では 75 歳以上の後期高齢者の数がだんだん減っていくというような予測を立てておりました。これにつきましては人口推計による国のワークシート、コーホート式とかそういったものをもとに推計をしたわけではありますが、平成 14 年、19 年のあたりの減り方をもとに今回推計をしてるんですが、そのような大幅な人口の減もないですし、高齢者たちも減ってこなかったということがございまして、当初の計画よりも 75 歳以上の方が減らずに同じ推移できているということがあります。

その関係で当然 75 歳以上の方が多くおられますと、やはり介護認定率も高いものですから、介護認定者も増えてきたというような要因がございます。そのために 25 年度で認定者

数、計画では 545 名というような数字であったのですが、実際現在は 592 名ということで 50 人近く増えてきております。そんなことで今回居宅介護給付費が増えてきているということでございます。

それから要支援の 1、2 の方の給付費であります予防給付費が減っているということにつきましては、簡単に認定者数が減ってきているということでご説明申し上げましたが、これにつきましては今まで要支援 1、2 であった方々がやはり年齢によってどうしてもやっぱり要介護のほうに移動する方が多いということがありますし、最近新規の認定者につきましては、8 割の方が要介護の認定になってしまう。要支援の方は全体の 2 割程度でほとんどの方が初めての認定でも要介護になるというような状況が起きておまして、前よりも要介護になる割合が増えてきているというようなことがあることから要支援者が減ってきているというような状況でございます。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 介護予防サービスの件について再質問しますけども、要は、残念ながら要支援の方が要介護に上がってしまったというのは残念でありますけども、しょうがないのかなというようなことでありますけども、私心配するは、要は今まで要支援 1、2 だった方が健康になってもう支援いらぬよということが増えてくれればなおいんです、システムが変る、あるいは変りそうな中で要支援にもうはまらなくなるよというようなケースはなかったんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 介護認定の申請をされた方につきましては、現在のところまだ制度が変わっておりませんので申請された方に対する状況を判断して要支援になるか要介護になるかという判断でありますので、制度上は変わりはないです。

西会津の方、どうしても我慢強い方がおいでになるというか、本当に重度になるまで施設のデイサービスですとかショートステイを使う、介護サービスを使うかようになってから認定が多いというようなこともありましてどうしても初めての認定でも要介護になってしまうというようなことがあります。

あと、要支援との境の方とか要支援の方につきましては、現在町でミニデイサービスとか機能訓練とかというものをやっております、そういったところに行ってる方についてはまだ介護申請はしないよと、実際介護認定をすれば要支援になるのかなという方もおいでになるんですけども、そっちのサービスを使って介護認定をしないでやっているというような方も大勢いるもんですから、実際要支援者が減ってきているというような傾向にあるのかなというふうに感じております。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今ほどとの関連をするわけではありますが、75 歳といますか、高齢者の人口が予測より増えたということは一面喜ばしいことだなと思います。そこで第 5 期の計画の場合ですと平成 25 年度の高齢者人口は 2,942 人と見通しておられるわけではありますが、実際はそれじゃ何人高齢者人口になっておるのか。

それに関係してくるわけではありますが、認定者も平成 25 年度では 545 人という推計で数字をはじき出しておられるわけではありますが、実際は何人か。利用も、計画であれば 497

人ではありますが、実際何人利用されておるか、まずそこをお尋ねしておきます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをします。まず人口でございますが、計画で2,942人であった方が現在2,981人でございます。また、75歳以上人口につきましても1,889人ということで予想をしておりましたが1,966人おいでになります。

それから介護認定の状況でございますが、認定者数計画では545人ということでございましたが、今現在592名という状況でございます。

それからサービス利用者でございますが、四百何人というのはどこの数字になる。現在の利用者につきましては524名になっております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これをどう見たらいいのか、西会津の健康がいちばん、これどう見たらいいのかというところにいくと私は思っているわけです。高齢者人口増えたということは平均寿命もそれなりに延びていくだろうと。しかし、認定者が多くなって利用する人が多いということは健康寿命が延びていない。そういうふうに見るしかないのじゃないかなと。健康寿命が延びているならばこう急激に認定者数も増えないであろうし、利用者も私は増えないのじゃないかなと。

やっぱりこれからの健康が一番も、健康寿命というところにスポットを当ててやっていかなくちゃならないという数字が私はここで現れているのかなという気がしているわけです。

そこでこれを、健康寿命を延ばすために何が大切かといえば、やっぱり日頃の保健師さん、栄養士さんを中心とした活動であろうと。国保運営協議会でこの前長野県の高山村と小布施町に行ってまいりましたが、県の推薦ですから立派な成績収めているところですからね、実績上がっているわけでありまして、そこへ行って感じたのは西会津は恵まれていると。保健師さんの数も管理栄養士さんの数も多い。

そういう中でこの介護、先ほどに戻れば健康寿命のところにいきますので、そこら辺でもっと指導といいますか、目標に向かって関係者が努力する必要があるのではないかなということと、もう一つはいわゆる認知症がこの認定者数、利用者の数で認知症の方がどの程度おられるか、それをお尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 まず健康寿命を延ばすための施策ということでありますので、当然町としましても健康寿命を延ばす事業には力を入れていかなければならないというふうに感じております。

介護認定の方が増えたもう一つの一因というのが一人暮らしの高齢者の方が増えてきたということもあります。これは今までですと夫婦二人で生活してお互いに支えあって何とかしてこれたのが、片方が亡くなってしまったりやはり支える方がいなくなってしまうと介護認定になってしまう。地域でもなかなか全体で見守ることもできないということで、そういったことも介護認定の数が増えてきている一つの要因かなというふうには考えております。そういうことでございます。

あと、認定者に関する認知症の割合であります、西会津の場合は88.6パーセントにな

んらかの認知症の状況があるというようなことで、大変認定者の中で認知症の方は増えてきております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 先ほども言ったように、一般質問ではありませんからあととしますが、やはりそうすると課題は健康寿命をどう延ばしていくか。認知症対策を、進むのを遅らせる、認知症にならない、なったならば進むのを遅らせる、そういうことは課題だなと今感じました。こういう問題いずれ改めて一般質問等でしていきたいと思っております。

それで、これだけ認定者数、利用者数が増えれば第5期の介護計画の見通しに、会計に3カ年で平準化するという、料金を4千なんぼとってるわけですが、これにどのような影響、決してプラスの影響じゃないと思っておりますが、どのような、第5期の介護計画全体に影響を及ぼすかその点をお答えいただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 利用者が増えたことによる介護保険料への影響ということでございますが、第5期介護保険計画の中では当初から基金につきまして3,000万円の基金を今回この3期の間に充当するよというような計画がございまして、今回補正をさせていただいた1,500万ほど充当するような形になります。ですから平成26年度でもう1,500万のその充当財源として残るわけなんですけども、このペースでいきますとその3,000万円は越えてしまうのかなというようには考えてます。

ただ、基金としては当初4,400万ほどありましたので、その基金の中では対応できるのかなということで、今年度第5期の計画の中では何とか県からの借入とかそういったものをしなくても何とかやっつけていける状況ではあるのかなというふうに現在は考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、平成25年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成25年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号、平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第14号、平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、歳入におきまして、繰越金の確定、それに伴いまして繰入金の減額、歳出におきましては人件費の調整であります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 25 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,778 万 9 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。まず歳入です。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 410 万 9 千円の減額です。繰越金が確定したことにより、不用となった額につきましては一般会計繰入金を減額いたしました。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 392 万 9 千円の増額です。前年度繰越金が確定したことによる補正です。

歳出です。

1 款水道費、1 項 1 目一般管理費 18 万円の減額です。人件費の調整による減額であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号、平成 25 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、平成 25 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 15 号、平成 25 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 15 号、平成 25 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、支出において、水道事業費の営業費用で動力費追加及び材料費の減、そして人件費の調整であります。

それでは予算書をご覧ください。

第 1 条、平成 25 年度西会津町の水道事業会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 25 年度西会津町の水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入ですが収入についてはございません。

次に支出です。

第 1 款水道事業費であります。既決予定額 1 億 4,772 万 6 千円については変わりありません。その内訳ですが、第 1 項営業費用について動力費材料費及び人件費を調整いたしまして、補正予定額をゼロといたしました。

第 3 条予算、第 5 条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費既決予定額 1,300 万 2 千円を 14 万 3 千円減額いたしまして合計 1,285 万 9 千円といたします。

2 ページをご覧ください。平成 25 年度西会津町水道事業会計補正予算実施計画により補足説明をいたします。

収益的収入及び支出の中の支出です。

1 款水道事業費、1 項 1 目原水及び浄水費 14 万 3 千円の増額です。動力費において電気料金の追加と材料費で大久保浄水場のろ過砂の入れ替えが終了したことによる減額であります。

4 目総務費 14 万 3 千円の減額です。人件費の調整による減額です。

3 ページの平成 25 年度西会津町水道事業会計資金計画は、説明を省略させていただきます。

これで、説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この水道事業会計であります。企業会計ということでなかなか私もすべて理解していると言い切れません。なかなかこの会計を理解するには難しいなと思ってます。それと数ある特別会計ではこの会計が一番苦しいっていうとちょっとおかしいかな、容易でないのかなという気もしてるわけですが、ただ、この資金計画を見ますと前年度繰越現金、翌年度繰越金を見ますとそんなにこの会計としてはなんといいのかな、適切な言葉が出てきませんが、そんなに苦しい会計じゃないというふうに理解をしたらいいかどうなのかということですが、訳の分からない質問になってしまいましたが、この今の水道会計の現状、見直し、その資金計画に沿ってお話していただければと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 3年前より一般会計から起債の償還金の元利合計額の8割を町の一般会計より水道会計に繰り入れることとさせていただきまして、その辺からだんだんちょっと水道会計も好転してるというような状況でございます。まだ今のところ水道会計で減価償却費等を含めましてこの水道会計の中に留保している額が約1億5,000万くらいでございます。それでございますが、これからも石綿管の更新事業とかいろんな機器につきましてはだいぶその耐用年数が過ぎております。それを更新していくとなると1億5,000万ではちょっと足りないというようなことでございますが、今のところ運転資金として1億5,000万程度ございますのですぐどうこうというような、よく水道会計が破綻するなんていうことではないということでございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点だけお尋ねをいたします。第3条なんです、職員の給与費、これを減額しなくちゃならないというようなことは大変なことじゃないかなというふうに感じているんですが、なぜそうなったのかというようなことをお尋ねいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 職員の給与につきましては、先ほど一般会計でもご説明あったとおり、給料が減額になったということで、水道会計の給与についても減額するということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、平成25年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成25年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号、財産の取得について(スクールバス)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第16号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、西会津小中学校に通学するための群岡地区スクールバスが、購入から11年が経過し、走行距離も55万キロメートルを超え、車両の老朽化が進んできたことから、輸送の安全を確保するため、更新を行なうものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。1の取得する財産及び数量であります。2の取得の方法は売買であります。

去る11月29日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名し

た業者はお手元に配布いたしました入札結果のとおり、有限会社斎藤オート、株式会社平和総合企業、有限会社渡部泉商店野沢自動車工業、有限会社相原モータースの4社であります。

入札の結果、有限会社斎藤オート代表取締役齋藤一博氏が710万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、745万5千円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結したところであります。納入期限は平成26年3月25日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号、財産の取得について(スクールバス)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、財産の取得について(スクールバス)は、原案のとおり可決されました。

資料配付のため暫時休議します。(14時40分)

○議長 再開します。(15時00分)

日程第17、議案第17号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第17号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本12月31日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります長谷川文男さんを引き続き、固定資産評価審査委員会委員として任命したいとおもいますので、なにとぞ、満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長 お諮りします。

本案については質疑討論を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑討論は省略することに決しました。

これから議案第17号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ

いてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 18、議案第 18 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 18 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本 12 月 31 日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、野沢 8 町内在住の高濱悦子さんを適格者として認め、選任したいので、ここに提案申し上げる次第であります。

高濱さんについて申し上げますと、昭和 27 年 4 月、柳津町の生まれで、県立若松商業高等学校を卒業後、民間の会社に勤められたあと、結婚を機に本町に移り住まわれました。

これまで、町交通安全母の会会長を長年にわたり務められたほか、現在は、民生児童委員やにしあい福祉会評議委員、また、町授産場の理事を務められており、温厚誠実な人柄から地域の厚い信頼を得られている方であります。

以上、略歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、高濱悦子さんを固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、なにとぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑討論は省略することに決しました。

これから議案第 18 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 19、議案第 19 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

- 町長 議案第 19 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本年 12 月 31 日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、群岡上野尻在住の齋藤和則さんを適格者として認め、選任したいので、ここに提案申し上げる次第であります。

齋藤さんについて申し上げますと、昭和 24 年 3 月、群岡上野尻の生まれで、県立喜多方工業高等学校を卒業後、昭和 42 年 4 月から株式会社日立製作所に勤務された後、昭和 45 年 4 月からは建設省北陸地方建設局、また、群岡郵便局に勤務され、平成 17 年 7 月に退職されました。

現在は、町生涯学習審議会委員のほか、西会津小学校放課後子ども教室、西小わくわくクラブの実行委員長や福島県森の案内人を務められ、温厚誠実な人柄から地域の厚い信頼を得られている方です。

以上、略歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、齋藤和則さんを固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、なにとぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長 お諮りします。

本案については質疑討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑討論は省略することに決しました。

これから議案第 19 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 20、意見書案第 1 号、東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

14 番、長谷沼清吉君。

- 長谷沼清吉 意見書案第 1 号ではありますが、この件については全員協議会で議長からお話があったとおりであります。福島県町村議会議長会からの要請であります。

皆さんご承知のように福島第一原子力発電所における汚染水の問題はますます混迷をして県民をはじめ多くの方々に不安を与えているのはご承知のとおりであります。それに関しての意見書であります。提出者は議会運営委員会の皆さんであります。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、復興大臣であります。

それでは、東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書、上記の意見書案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。それでは朗読をもって説明に代えさせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題は、有効な対策が講じられないまま、新たな漏洩箇所が確認されるなど、状況は悪化の一途をたどっており、もはや東京電力だけで対応できる問題ではありません。

本県では、汚染水漏洩により、アジアナ航空チャーター便の福島空港への運航が中止され、また、韓国政府が本県等の水産物を輸入禁止にするなど、県民生活や県内産業だけでなく、国際的にも大きな影響を及ぼしており、国は汚染水問題の解決に向けた具体的な見通しを示し、一刻も早く対応を実行する必要があります。

原子力発電所事故への対応は、世界が注視している中、国の威信をかけて取り組むべき問題であり、一地方の問題に矮小化されてはならない。国においては、I O C総会における「政府が責任を完全に果たす」という国際公約をしっかりと守るとともに、国家の非常事態であるとの認識の下、問題の解決に向け、総力を挙げスピード感をもって取り組まなければならない。

よって、汚染水問題については国が新たな体制を構築し、財政措置を講じるなど前面に立ち、責任をもって早急に万全な対策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第1号、東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題の早期解決を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 22、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 23、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 12月議会閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案につきましては、議員各位の慎重なるご審議を賜り、全議案とも原案どおりご議決をいただきましてまことにありがとうございました。今後執行に当たりましては、賜りましたご意見等十分配慮いたしまして対応してまいります。

さて、この1年間をふり返りますと、大震災、豪雨災害の被害に対しましては阿賀川河川橋屋地内の堤防工事が完成をするなど復旧が進んでおりますが、いまだ風評被害は完全に収束しておりません。来年度に向けても農林産物の販売拡大や鶴見区のアンテナショップの活用、交流人口等の拡大、経済対策などについて万全を期してまいりたいと思っております。

年内を通じてご尽力をいただきました議会をはじめ、町民各位に改めて御礼を申し上げたいと思います。

いよいよ残すところあとわずかとなりました。来年は干支は午年であります。午にまつわる言葉にいろいろありますが、馬力、馬があう、馬の骨、当て馬、馬の耳にも念仏、あ

るいはかんおうが馬などがあります。中でもかんおうが馬とは、原語由来はともかく今幸せと思えることでもあとに災いになったり、またその逆もあるというたとえであります。万事かんおうが馬とも言われております。

行政もそうしたこともあることを戒めながらしっかりとした町政を担っていかなければならないと考えております。今後とも町民、議員各位のさらなるご協力をお願いを申し上げます。次第であります。

結びになります。議員各位には暮れの何かとお忙しい中ではありますが、町勢伸展のためにさらなるご活躍をお願いし、輝かしい新年を迎えられますことをご祈念いたしましてあいさついたします。ありがとうございました。

○議長 閉会に当たりごあいさつを申し上げます。

今期定例会は去る12月6日以来本日まで6日間にわたり、条例制定をはじめ、平成25年度の補正予算など多数の重要案件について議員各位の終始きわめて真剣なご審議をいただき、本日をもって全議案原案どおり議決成立を見ました。

議員各位には年の瀬を迎え、何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、議事進行にご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても真摯な態度をもって審議に協力されましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきましては特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

議会は本年3月に制定した議会基本条例をより具現化し、身近なものとするため、現在議会活性化特別委員会の中で議会がどうあるべきか、議員がどうあるべきかなど議会改革や議会の活性化のため、一つひとつを確認しながら協議、検討を進めております。

その一環として、本年11月上旬に町民の皆様への議会報告会並びに意見交換会を5地区にわけて実施いたしました。参加された町民の皆様からは議会に対する厳しくも心強い意見や町政に対する貴重な要望、提言等いただくことができました。

この場をお借りし、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

議会といたしましては、町民の皆様と議会、町と議会の絆をしっかりとつなぎながら町勢伸展のため今後も継続して議会報告会に取り組む所存でありますのでご理解いただきたいと思っております。

今年も残り少なくなり、寒さも厳しさを増してまいりました。議員の皆様方、執行部の皆様方、そして町民の皆様方におかれましては一層ご自愛のうえ、よいお年を迎えられますようご祈念申し上げますとともに、今後とも町政の積極的な推進にご理解をいただきご精励賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさついたします。

これをもって平成25年第8回西会津町議会定例会を閉会します。(15時24分)